

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

4

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

児童発達支援センターにおける食事提供方法について、施設内調理以外の方法への緩和

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

厚生労 100

求める措置の具体的内容

保育所における外部搬入については5年以上前から特区等の活用によって取り組まれてきており、児童発達支援センターへの給食の外部搬入を認めてもらいたい。

外部搬入については、食育等に配慮しながらも、人口・予算規模に鑑み、地域の実情に応じた運営がなされるように基準を緩和することにより、児童発達支援センターの整備が促進され、障害児及びその保護者がより身近な地域で専門性の高い療育を受けられるようになることが求められる。

具体的な支障事例

児童発達支援事業等には営利企業や特定非営利活動法人が多く参入しているなか、地域の中核的な児童福祉施設である児童発達支援センターの必要性は市町村においても高まっており、厚生労働省においては人口10万人規模に1ヶ所以上を目安としているとおおり、さらなる充実が求められている。

しかしながら、平成29年4月現在、本県所管域(指定都市及び児童相談所設置市を除く)の人口は約280万人であるところ、児童発達支援センターの設置数は14件にとどまっている。

整備が進まない理由のひとつとして、建物の構造や整備費用等の関係から調理室を設けることが困難であることが挙げられている。

実際に、管内のある自治体では、既存公有財産を活用し、必要性の高まっていた児童発達支援事業を実施することを検討した際、建物の構造や整備費用等の関係から設備改修により調理室を設けることが困難であること等の事情から、当該地域の中核的な児童福祉施設である児童発達支援センターとしての設置を諦め、地域の民間事業者と同様にセンターではない児童発達支援事業所とした事例があった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

保育所における外部搬入については、5年以上前から特区等の活用によって取り組まれてきており、児童発達支援センターへの給食の外部搬入を認めたとしても食の安全性等の観点から特段の影響は想定されない。なお、これを認めるに当たっては、食の安全性や食育の観点に配慮することや、障害特性に応じた食形態に配慮すること、他の教育機関等への搬入実績のある業者であること等を搬入業者の要件とすることで、従うべき基準を見直しても担保することが可能と考えられる。

食育等に配慮しながらも、人口・予算規模に鑑み、地域の実情に応じた運営がなされるように基準を緩和することにより、児童発達支援センターの整備が促進され、障害児及びその保護者がより身近な地域で専門性の高い療育を受けられるようになる。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、静岡県、大阪府、岡山県、宮崎市

○本自治体内における児童発達センターで、構造改革特区を活用した給食の外部搬入を導入しているセンターは複数あるが、調理施設は基準上必要とされているため、センター内には設置している状況である。給食の外部搬入は、支援に支障をきたしていないことから可能であり、児童発達支援センターの設置促進方策としても有効と考えられる。ただし、給食設備を有することを前提として運用されている設備基準の要件緩和については、特区活用施設の実態を検証して判断すべきである。

○第1期障害児福祉計画では、児童発達支援センターを各市町若しくは圏域で1箇所設置することとされているが、自園調理のハードルが高く、新たに設置することが難しい状況である。保育所等と同様な要件を附した上で外部搬入を認めてよいと考える。

○児童福祉法改正に伴う障がい児福祉計画に係る基本指針において、国では、地域の中核的な位置づけとして児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする、とされているが、道内（政令市を除く）14箇所、178市町村中7市2町の設置となっている。整備が進まない理由のひとつとして、建物の構造や整備費用等の関係から調理室を設けることが困難であることが挙げられている。実際に、保育所等訪問支援及び障害児相談支援の指定も受け、地域支援を行っている児童発達支援事業所もあるが、センターの施設基準に必要な調理室の確保が問題となり、児童発達支援センターの指定を受けられていない。

各府省からの第1次回答

障害児に対する食事提供については、きめ細やかな対応が求められており、給食の外部搬入については、アレルギーへの対応やきざみ、つぶし等の二次調理などに多く課題があることから、現在、構造改革特区において実証事業を実施しながら、全国展開の可否を議論しているところであり、その結論を踏まえて対応を検討する。

なお、実証事業においては「アレルギー除去食の取り違え」という命にかかわるような重大な事案も生じている。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

27

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育所等における保育士の配置基準の緩和

提案団体

長洲町

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)により、従うべき基準として、保育所等における児童の人数及び年齢に応じて定められる保育士配置基準について、年度初日の前日となっている児童の年齢基準日を実年齢に応じることが可能となるよう緩和を求める。

具体的な支障事例

保育所における保育士の児童の年齢別配置基準については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に定められており、また、児童の年齢基準日は、国の通知(特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号))で定められる年度の初日の前日と同様になっているため、例えば、年度途中から児童の年齢が0歳から1歳になったとしても、0歳児の年齢別配置基準に基づき保育士を配置しなければならず、保育士確保が困難な現状及び出産後の早期就労などによる就労家庭の増加の中、実年齢以上の保育士配置数が必要となり、年度途中の保育所途中入所にあっては、非常に厳しい状況となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

保育士配置については、児童の年齢が上がるにつれ、弾力化がなされ、年度途中の待機児童の解消や4月入所の集中緩和による保護者にとってゆとりのある育児休業期間の確保により、一億総活躍社会の実現に繋がる。

根拠法令等

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
○特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、逗子市、知多市、浅口市、新宮町、大村市

○本市において、年度途中の保育所入所が非常に厳しい状況となっているため、保護者は本来1歳まで取得できる育児休業を3月末で終了させ4月に児童を入所させ復職をしている事例や、4月の入所内定を辞退し次年度の4月に再度申込む事例がみられる。配置基準の緩和により、年度途中で入所の可能性が広がり、保護者がゆとりある育児休業期間の確保ができる。

○育休復帰や就労家庭の増加等により、低年齢児の途中入所の希望が増加している。児童受入れのためには、年齢別職員配置基準により保育士を確保する必要があるが、保育士不足により職員確保は困難であり、途中入所は厳しい状況となっている。

○0歳児の保育ニーズについては子が満1歳を迎え育児休業から復帰する時期に合わせ、年度途中より段階的に増加するため、満年齢に応じた職員配置をすることが可能であれば、待機児童の解消につながる。

留意事項通知に基づき、最低基準上必要とされる保育士の必要数については、入所児童に変動が無くとも児童年齢の加齢により変動することとなるが、公定価格は年度を通じて同一の単価が適用されることに鑑み、年度当初における児童年齢に応じた保育士数を配置するよう民間保育所に指示しているため、その必要が無くなれば施設改修や保育士の増員なく、定員を増やすことも可能となる。

○本市でも保育士確保は困難な現状である。満年齢での配置基準採用は、保育の質及び安全性の担保という観点から検討が必要だが、弾力的な運用ができるのが望ましい。

○待機児童解消のため、近年施設整備を進め利用定員増加につなげたが、H29.4.1 現在で低年齢では待機児童が発生し、5歳児では待機児童が発生しない状況となった。今後、適切な候補地等も見つからないことから施設整備を行う予定が立たない状況にある。配置基準を緩和することで児童の満年齢に応じた適切な保育の提供を実施できるとともに、保護者の育児休暇の取得期間の確保、待機児童の解消に繋がるものである。

○本市も同様の支障事例があり、待機児童の解消の観点から緩和の必要性がある。

各府省からの第1次回答

○ 保育所等における保育士の配置基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育の質等に深刻な影響が生じうる事項であることから、児童の人数及び年齢に応じて最低限の基準を定めるとともに、安定的な制度運営のため、児童の年齢基準日を年度初日の前日としている。

○ 当該基準日を実年齢に応じる形とする場合、日々必要な保育士数が増加することになり、雇用管理や公定価格算定のための自治体への申告件数・量が劇的に増加するなど、事務の煩雑化を招く。

○ さらに、その結果として保育士の業務負担が増大し、保育士不足が喫緊の課題となっている中で、保育士確保が一層困難となるおそれがあるほか、業務負担の増加に伴い、提供される保育の質にも悪影響が生じかねない。

○ また、公定価格の頻繁な変動により、事業所経営が不安定化するのと同時に、必要な保育士数も変動するため、保育士が年度途中で退職を迫られる恐れがある。

○ 以上より、保育士の勤務環境及び保育の質の確保の観点から、本提案に対応することは困難である。

○ なお、政府としては各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、小規模保育事業や家庭的保育事業などの多様な保育を含め、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

38

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

待機児童発生時における保育室等の居室面積基準の緩和

提案団体

須崎市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

第一次地方分権一括法等により、標準とされている保育所に係る居室の床面積基準の要件を、都市部だけではなく、待機児童が発生している、または、発生の恐れのある地方都市においても一時的に適用できるよう省令の改正を求める。

具体的な支障事例

子ども子育て新制度の施行により、保育所への入所基準が緩和され保育所への入所が容易になったことや共働き世帯の増加により、3歳未満児の受入れが増加している。
当市では将来を見越して全公立保育園の施設整備を完了したが、新築保育園においても床面積や保育士の不足により入所児童の増加に追いつかない状況となっており、また、他の市町村の保育所の活用も検討しているが、周辺市町村においても保育需要の増加は著しく、他市町村の児童を受け入れる余裕はなく、活用は困難となっている。
仮に施設整備を進めたとしても、市の子ども子育て支援事業計画によると、少子化の進行により数年後には入所児童数は減少する見込みのため、新規施設整備を進めることは困難かつ不合理であり、待機児童が今後発生する見込みである。この待機児童の見込みに対して、保育士はなんとか確保できる見込みはあるものの、市内の施設における居室面積については僅かに不十分となるために、一時的に待機児童が発生せざるを得ない状況になっている。
なお、第一次地方分権一括法及び関係政省令等により、要件を満たす都市部では床面積基準が緩和されたが、当市では要件となる地価も3大都市圏に及ばず、少子化により待機児童の発生数も限られているため、深刻な支障が生じているにもかかわらず、活用することは困難である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

一時的な需要の高まりに対する備えのために過剰な設備投資ができないような自治体において、子どもの受入れを諦めることなく、待機児童対策に積極的に取り組むことができることにより、国の待機児童解消加速化プラン及び一億総活躍の実現に資する。

根拠法令等

- 児童福祉法第45条第2項
- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の

施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令(平成23年9月14日政令第289号)
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域(平成23年9月2日厚生労働省告示第314号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

ひたちなか市、宇美町、新宮町

○近年増加傾向にある0,1歳児の入園希望者の受入対応にあたり、建築年次の古い園舎においては、保育室数の不足に起因する乳幼児室の面積不足が支障となっている。
○本市でも待機児童が年度途中から発生しており、またこれ以上の施設の増改築は困難な状況である。保育の質及び安全性の担保という観点から検討が必要だが、弾力的な運用ができるのが望ましい。
○待機児童解消のため、近年施設整備を進め利用定員増加につなげたが、H29.4.1現在で低年齢では待機児童が発生し、5歳児では待機児童が発生しない状況となった。今後、適切な候補地等も見つからないことから施設整備を行う予定が立たない状況にある。面積基準を緩和することでより多くの児童に保育の提供を実施できるとともに、保護者の家庭と仕事の両立、待機児童の解消に繋がるものである。
○保育士の確保は出来ているが面積基準によって希望の保育園に入園できなかった児童がいる。

各府省からの第1次回答

○国が定める人員配置や面積についての最低基準は、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期である就学前の児童に対する保育について、身体的、精神的、社会的な発達のために必要な生活水準を確保するための基準として定められている。
○特に保育室やほふく室の面積基準については、ほふくのためには一定程度のスペースが必要であるなどの理由から定められており、児童が心身ともに健やかに成長するために必要不可欠な基準であるため、「従うべき基準」として全国一律を原則としている。
○その上で、①待機児童の数が深刻な状態であって、②土地の価格が非常に高く保育所用地の確保が困難である自治体に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、面積要件を「従うべき基準」ではなく「標準」とし、合理的な理由がある範囲内において、厚生労働省の基準と異なる内容の条例を定めることを認めているところである。
○従って、土地の価格が高いことが障害となって待機児童の解消が進まない場合の一時的な特例措置であるという制度趣旨に鑑みれば、単に待機児童が発生する潜在的可能性があることや、地価の安い地方部分で待機児童が発生しているということをもって本特例の対象とするのは不適切である。
○なお、政府としては各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、小規模保育事業や家庭的保育事業などの多様な保育を含め、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

258

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育室等の居室面積基準の緩和

提案団体

大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

第一次地方分権一括法等により、標準となっている保育所に係る居室の床面積基準の要件を、都市部だけではなく待機児童が発生している新興住宅地等も適用できるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

保育室等の面積基準については、すでに第一次地方分権一括法及び関係政省令等により一部地域で「従うべき基準」から「標準」に緩和されているが、要件が厳しく(前々年の待機児童数 100 人以上かつ前々年の住宅地の公示価格の平均額が 3 大都市圏の平均を超える)、大阪府においては要件を満たす大阪市、豊中市及び吹田市以外でも 22 の市町村で待機児童が発生しているところである(H28 年 4 月現在)。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

居室面積基準の緩和によって一人でも多くの児童を受け入れることにより、待機児童の解消につながり、一億総活躍社会の実現に資する

根拠法令等

- ・児童福祉法第 45 条第 2 項
- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 32 条
- ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 23 年法律第 37 号)
- ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令(平成 23 年 9 月 14 日政令第 289 号)
- ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令
- ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域(平成 23 年 9 月 2 日厚生労働省告示第 314 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

高槻市、宇美町

〇面積基準の関係で、兄弟同施設利用ができず、利用を断念されるケースもあることから、一定の緩和によって、一人でも多くの子どもを受け入れ、待機児童・利用保留児童を解消することが必要である。

各府省からの第1次回答

- 国が定める人員配置や面積についての最低基準は、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期である就学前の児童に対する保育について、身体的、精神的、社会的な発達のために必要な生活水準を確保するための基準として定められている。
- 特に保育室やほふく室の面積基準については、ほふくのためには一定程度のスペースが必要であるなどの理由から定められており、児童が心身ともに健やかに成長するために必要不可欠な基準であるため、「従うべき基準」として全国一律を原則としている。
- その上で、①待機児童の数が深刻な状態であって、②土地の価格が非常に高く保育所用地の確保が困難である自治体に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、面積要件を「従うべき基準」ではなく「標準」とし、合理的な理由がある範囲内において、厚生労働省の基準と異なる内容の条例を定めることを認めているところである。
- 従って、土地の価格が高いことが障害となって待機児童の解消が進まない場合の一時的な特例措置であるという制度趣旨に鑑みれば、ご提案の新興住宅地であることのみをもって本特例の対象とすることは不適切である。
- なお、政府としては各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、小規模保育事業や家庭的保育事業などの多様な保育を含め、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

223

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育所・認定こども園における代替職員の特例配置

提案団体

宇治市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育所・認定こども園において、突然の正規職員等の退職や長期休業等により、急きよ保育士・保育教諭の確保に努めたものの、緊急的な保育士・保育教諭の確保ができなかった場合に、職員不足により待機児童が発生するケースや、公定価格の減算対象となるケースに限り、保育士・保育教諭を確保するまでの間、類似の資格者や一定の経験を有する者として市町村長が認める者(保育補助経験者等)を保育士・保育教諭として代替配置することを可能とする。

具体的な支障事例

年度当初の時点で職員配置に余裕がない施設においては、年度途中で正規職員等の退職や長期休業等により緊急の保育士・保育教諭の確保に苦慮するケースや、年度途中から入所希望者を受け入れできないケースが発生している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

年度途中で保育士・保育教諭の確保が困難な場合に、類似の資格者や一定の経験を有する者として市町村長が認める者(保育補助経験者等)を保育士・保育教諭の代替職員として配置可能とすることで、年度途中の保育希望者の受け入れや、保育士・保育教諭の急な長期休業・退職等に柔軟に対応することが可能となる。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条
幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準第5条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

ひたちなか市

○ 保育士確保が困難な状況下で、年度途中退職や長期休業などがみられ、各保育所が相当苦慮していることから、制度改正が必要であると考えます。
○ 現状で、保育士配置に余裕がなく、年度途中においても確保に苦慮する状況がある。保育の質及び安全性の担保という観点から検討が必要だが、弾力的な運用ができるのが望ましい。

各府省からの第1次回答

- 保育所等における保育士等の配置基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育等の質等に深刻な影響が生じうる事項であることから、児童の人数及び年齢に応じて最低限の基準を定めるものであるため、保育等の質の確保の観点から、本提案に対応することは困難である。
- なお、必要な保育士等の確保が難しい状況にある保育所等を確認した場合には、当該保育所等が保育士・保育所支援センター等への相談を行っているか確認いただき、相談を行っていない場合には、至急相談するよう促すとともに、保育士・保育所支援センター等において重点的な支援が行われるように協力依頼を行うほか、短時間勤務の保育士等の採用を促すなどの対応をしていただくようお願いする。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

259

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育所等の設置に係る採光基準の緩和

提案団体

大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

建築基準法施行令(昭和25年5月24日法律第201号)により、保育所等の採光基準が施設に義務付けられ、保育所等の設置が困難となっていることから、当該基準の改正を求める

具体的な支障事例

高層マンションの建設ラッシュ等により都市部を中心に保育所等の新設の必要性が高まっている。しかし、都市部においては新設するための用地を確保することが困難であるため、賃貸物件を活用して保育所等の整備を進めているが、保育所を設置する物件の確保が困難な状況にある。さらに、せっかく見つけた物件であっても、建築基準法施行令の採光基準を満たさないため、整備を断念せざるを得ない場合があり、待機児童の解消が困難となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

保育所等の設置促進が図られ、待機児童の解消につながり、一億総活躍社会の実現に資する。

根拠法令等

- ・建築基準法第28条
- ・建築基準法施行令第19条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

高槻市、大村市

- 保育所等の立地については、利便性の高い地域が特に求められるところ、都市部においては、用地や物件の確保が困難な状況であり、採光基準の緩和により、物件の選択の幅が増えることで整備の促進につながる。
- 現在、本市に支障事例はないが、今後、本市もそのようなケースが考えられる。

各府省からの第1次回答

- 既存建築物を保育所に用途変更しやすくすること等を目的に、採光に係る技術基準の合理化を図るため、
- ①保育所の保育室等の実態に応じた採光の代替措置の合理化
 - ②土地利用の現況に応じた採光補正係数の選択制の導入
 - ③一体利用される複数居室の有効採光面積の計算方法の弾力化

を内容とした建築基準法に基づく告示の改正を検討している。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

257

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育所等の人員配置基準の緩和

提案団体

大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育士不足による待機児童の解消を図るため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)第33条第2項に定められている保育士の数の算定について、都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認めるものを保育士の数として算定できるよう同基準第95条及び第96条の改正を求める。

具体的な支障事例

国の「待機児童解消加速化プラン」により、府内でも保育の受け皿及び保育士確保を進めているところであるが、府の調査(平成26年1月)によれば、約8割の保育園が5年前と比較して保育士の確保が困難と回答しているところである。全国的な待機児童の解消を図るために、平成28年4月から保育士配置要件の弾力化が図られているが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第97条で定める「各時間帯において必要な保育士」を配置できたとしても、保育士の数として算定できなければ、児童の受け入れができないケースが発生する。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

第95条、第96条が定める「園全体として配置しなければならない職員」として、大阪府が育成を検討している「保育支援員」を位置づけることにより、要件弾力化の効果が発揮されて児童の受け入れが図られ、ひいては待機児童の解消につながる。

なお、提案が実現された場合は、保育の質を確保するために、本緩和措置と情報公開(「保育の質」「保育士の処遇改善」の見える化)に取り組むこととする。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第95条及び96条
認定こども園法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

高槻市、新宮町

○事業者からも保育士確保が非常に困難である旨相談を受けているところであり、実際に利用調整において、弾力利用の部分で保育士不足を理由に利用受け入れができないケースが発生している。

各府省からの第1次回答

- 保育所等における保育士の配置基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育の質等に深刻な影響が生じる事項であることから、児童の人数及び年齢に応じて最低限の基準を定めるものである。
- よって、配置基準上必要な保育士を保育補助者である「保育支援員」に置き換えることは、保育の質の低下を招くことから、困難である。政府としては、保育の質の向上のために保育士配置の改善等の取組みを進めており、「保育支援員」の配置は人員配置基準上必要な保育士を確保した上で行っていただきたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

7

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

後期高齢者医療保険料の年金特別徴収の変更希望制度導入

提案団体

小郡市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

後期高齢者医療保険料の徴収について、被保険者の希望により、普通徴収から年金特別徴収へ変更できるようにすることを求める。

具体的な支障事例

後期高齢者医療保険料の徴収において、「介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額」が「年金受給額」の2分の1を超える者は、後期高齢者医療保険料の特別徴収の対象外とされている。ここでいう「年金受給額」は、「年金保険者や年金種別により定められた優先順位が第1位の年金の受給額」であり、「優先順位が第2位以下の年金の受給額」の方が高額であっても考慮されない。このような制度であることから、半年ごとに特別徴収と普通徴収の切り替えを繰り返す事例もあり、特別徴収を希望する被保険者からの苦情が相次いでいるほか、納付し忘れによる滞納が発生している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

被保険者の利便性向上に資するとともに行政事務の簡素化及び後期高齢者医療保険料の確実な徴収につながる。

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律施行令第23条第1号
介護保険法施行令第42条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

酒田市、いわき市、ひたちなか市、文京区、川崎市、小松市、福井市、長野市、多治見市、焼津市、伊豆の国市、豊橋市、津島市、大津市、京都市、大阪市、松原市、田原本町、松江市、広島市、光市、山陽小野田市、徳島市、今治市、東温市、福岡市、飯塚市、田川市、五島市、熊本市、宮崎市、鹿児島市

○当市でも保険料の支払いが、例年年金からの特別徴収であったため、普通徴収への変更が生じていても、引き続き特別徴収であると認識して滞納となる被保険者が発生している。本人が年金からの特別徴収を希望するのであれば、被保険者の利便性の向上、また確実な保険料の徴収のためにも普通徴収から年金特別徴収へ変更が可能となるよう求める。

○当区においても、同様に半年ごとに特別徴収と普通徴収の切り替えを繰り返す事例が相当数ある。そのた

め、特別徴収を希望する被保険者からの苦情もあるほか、普通徴収に切り替わったことをご理解いただけない方の納付漏れや滞納がかなり発生している。なお、苦情等の正確な件数は把握していないが、直接連絡があった方以外にも不満等をお持ちの方は多数いらっしゃるかと推察される。

○ 毎年、特別徴収の対象外となるため（保険料の合計額が年金支給額の2分の1を超えるため）、納付方法が普通徴収に変更となる被保険者が発生している。納付方法変更時に保険料の未納が発生することが多いため、本市では、該当者に対して普通徴収に変更となった旨と口座振替勧奨の通知を行っているが、被保険者によっては、特別徴収の継続を希望される方がいる。

優先順位第1位の年金以外に多額の所得がある被保険者は保険料が高額となり、特別徴収の対象外となる場合が多いので、本人の希望により特別徴収へ変更できるとよい。

○ 長年、納付方法が特別徴収であったにもかかわらず、保険料改定や少額の収入増により2分の1判定でやむなく普通徴収へ切り替わるケースがあるが、突然、納付方法が切り替わることは被保険者にとっても分かりにくい上、未納が発生する可能性がある。継続して特別徴収を行うことは被保険者にとっても望ましいことであり、安定した徴収にもつながると考える。

○ 普通徴収の被保険者には、体が不自由で銀行等へ納付に行くことが困難である人がいる。また、口座振替の場合でも残高不足による滞納が発生することによりトラブルとなっている。

そのため、特別徴収に切り替えてほしいという要望が年々増加している。

この変更により、納付忘れや被保険者とのトラブルが解消される。

○ 本市においても特別徴収と普通徴収の切り替えによる滞納が発生している状況があり、被保険者の利便性向上及び確実な徴収のため、優先順位が第2位以下の年金についても特別徴収の対象とすることを望みます。また、団塊世代の後期高齢者医療保険への移行に伴い、収入状況から特別徴収の対象外となる被保険者が相対的に増加すると見込まれます。こうしたことから年金優先順位にこだわらない特別徴収を望みます。

○ 本市においても提案市と同様の支障事例が発生している。年金からの支払い能力があるにも関わらず年金特別徴収に変更出来ないのは、行政側の都合でしかなく、被保険者の利便性を損なっている。このことから、特別徴収の仕組みを見直し、普通徴収から年金特別徴収へ変更できるようにすることを求める。

○ 本市においても、特別徴収をしてほしいという要望や苦情が毎年数件ある。

また、特別徴収から普通徴収に切り替わったことに気付かず、督促状が届いて気付くというケースも見受けられる。

○ 事例のようなケースに該当する被保険者は、年金から保険料が徴収されているため、普通徴収に切り替わった場合に納付書が送付されていても気が付かない。あるいは、納め忘れにより滞納となり、苦情となるケースがある。

このことから、提案のように後期高齢者医療保険料の徴収について、被保険者の希望により、普通徴収から年金特別徴収へ変更できるようにする方法、または、年金種別等により定められた優先順位1位の年金受給額ではなく、受給する全ての年金で判定を行い特別徴収が可能な場合は特別徴収を行うこととし、被保険者が口座振替を希望する場合には変更を認めることとした方が、被保険者の利便性向上につながり、行政事務の簡素化及び後期高齢者医療保険料の確実な徴収につながる。

○ 本市においても、同様の支障事例があります。介護保険料は原則特別徴収であるのに、なぜ後期保険料はできないのか、金融機関へ支払いに向くのは高齢者には大変だなどの苦情があります。また、普通徴収では納付が滞りがちな滞納者であっても、特別徴収に変わると納付が進む現状にあります。保険料の収納率向上のためにも制度改正の必要性を認めるものです。

各府省からの第1次回答

○ 後期高齢者医療制度においては、市町村における保険料収納の確保と事務の効率化を図るとともに、被保険者の保険料納付の利便を図るため、原則保険料を年金から天引きする仕組み（特別徴収）を導入している。特別徴収においては、介護保険と同様に、年額18万円以上の年金を受給している者を対象とし、また、天引き額が過大にならないよう、介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合には特別徴収の対象としていない。

○ 保険料の特別徴収は、市町村・年金保険者間で相互の情報伝達を行う大規模な事務であり、厳格なスケジュール管理がされている。具体的には、年金保険者からの対象者の通知（5月）、保険料賦課額の確定（6～7月）、市町村から国保連合会への徴収依頼情報の通知（7/15）の手順で行われている。

○ 被保険者の希望により、普通徴収から年金特別徴収へ変更できるようにするためには、市町村における特別徴収対象者の判定の後、国保連合会へ徴収依頼情報を通知するまでの間に、特別徴収を希望する被保険者から申請を受け付ける必要があるが、上記スケジュールの下では対応困難である。加えて、現在対象外となっている被保険者の保険料を特別徴収することで、徴収順位が後の住民税について特別徴収ができなくなる場合が

あることにも留意する必要がある。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

13

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

放課後児童支援員の要件の緩和

提案団体

豊川市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

- ・児童福祉事業又は放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した経験があり、放課後児童支援員となる場合に、高等学校卒業者等の要件の範囲を中学校卒業者まで拡大する。
- ・中学校卒業者について放課後児童支援員認定資格研修を受講可能とする。

具体的な支障事例

○放課後児童健全育成事業においては、放課後児童支援員の配置が必要とされており、放課後児童支援員になるには、保育士等の基礎資格の保有者であり、かつ放課後児童支援員認定資格研修の受講を修了しなければならない。

現行では、放課後児童支援員認定資格者研修を受講するための基礎資格を持たない無資格者は、①高等学校卒業者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの ②高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの以外放課後児童認定資格研修の受講が認められていない。

○本市には、約10年間放課後児童クラブで勤務している者で中卒の者(男性、30代)がおり、その者の勤務日に子どもたちが放課後児童クラブに行きたいというほど、子供から慕われていて、リーダー的な業務も行っている。

家庭の事情等で、高校を中退しており、素行が悪いわけではない。

高等学校の卒業資格を得るにも、放課後児童クラブの勤務がほぼ毎日あるため難しく、支援員としての資格がないため、長期間放課後児童クラブで働いたキャリアがあるのに、勤務を継続するモチベーションが下がっている。

○保育士資格の場合、5年以上の実務経験があれば、中卒者であっても、保育士試験の受講資格を認められるため、同様に既存の2年間の実務経験に上乘せする等により、中学校卒業者にも支援員研修の受講資格を認められないか。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

○中学校卒業者が放課後児童支援員として放課後児童クラブでキャリアを積むことができることにより、放課後児童支援員の確保に資する。

根拠法令等

- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号)
- ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県、福島県、ひたちなか市、川越市、逗子市、磐田市、名古屋市、豊橋市、京都府、亀岡市、出雲市、倉敷市、浅口市、庄原市、徳島県、熊本県

○本県においても、次のとおり支障事例がある。最終学歴が中学校卒業である放課後児童クラブ従事経験者から放課後児童支援員認定資格の取得について相談を受けたが、取得には高等学校卒業者等の要件があるため、経験が豊富であるにもかかわらず、資格の取得が認められなかった。

○クラブ創設当初(約15年前)から当該クラブで勤務しているが、中卒のため、放課後児童支援員になることができない者がいる。年齢を考えると高卒認定試験や保育士試験を受験するのは負担が大きい。クラブで「主任支援員」を務める者から中卒だが認定資格研修を受講可能か問合せがあった。支援員にはなれないが補助員として勤務可能と回答すると、人材確保が困難ななか、補助員では他に支援員を配置する必要がありシフト編成に支障を来すとのことであった。

○本市には、約10年間放課後児童クラブに勤務している者で、外国の中学と高校を卒業している者がいる。各国の高校卒業者にも支援員研修の受講資格を認めるなり、実務経験等で受講資格を認めることができないか。

○本市にも中卒者のため、補助員となっている者がおり、中卒者にも支援員研修の受講資格を認めることにより、放課後児童支援員の確保に資する。

○放課後児童健全育成事業においては、放課後児童支援員の配置が必要とされており、放課後児童支援員になるには、保育士等の基礎資格の保有者であり、かつ放課後児童支援員認定資格研修の受講を修了しなければならないとある。

現行では、放課後児童支援員認定資格者研修を受講するための基礎資格を持たない無資格者は、①高等学校卒業者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの ②高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの以外放課後児童認定資格研修の受講が認められていない。

○本町にも、約3年間放課後児童クラブで勤務している者で、中卒の者(女性、50代)がおり、その者は行動力を持ち合わせて施設内に於ける主任的役割を果たしている。その者は健康上の事情から、高校をやむなく中退したものである。高等学校の卒業資格を得るにも、年齢的なものや放課後児童クラブの勤務がほぼ毎日であることから難しい状況にある。その者は、毎年実施される支援員資格取得研修を受講したい旨の意思表示をしているところであるが、中卒者であることから受講要件を満たさず受講できない状況にある。保育士資格の場合、5年以上の実務経験があれば、中卒者であっても、保育士試験の受講資格を認められるため、同様に既存の2年間の実務経験に上乘せする等により、中学校卒業者にも支援員研修の受講資格を認められるよう要綱の緩和をお願いしたい。

○クラブの代表をしている支援員がおり、認定資格研修を受ける意欲は十分にあるのだが、中卒者というだけで受講資格が認められず、本人的にはショックを受けている様子。現行では、平成32年3月31日までに支援の単位ごとに最低1人は「放課後児童支援員」を配置しなければならないとされている。放課後児童支援員を確保するためにも、中卒者にも一定期間の実務経験を必要とさせ、認定資格研修を受けることができるよう受講資格を認めてほしい。

○本市においても、10年以上放課後児童クラブで勤務している者で中卒の者がおり、長期間放課後児童クラブで子どもたちの支援経験と十分なキャリアがあるものの放課後児童支援員としての資格要件を満たさないため、高校卒業資格を取るため、勤務を制限しながら学校に通っている者がいる。今後、中卒者であっても、放課後児童支援員として十分な知識と実務経験がある場合に放課後児童支援員の認定資格研修の受講が可能となれば、支援員雇用の確保方策にもつながる。

○本市では、学校教育法による高等学校と認定されていない学校を卒業した補助員について、研修の受講ができなかった事例がある。補助員のスキルアップという面からも研修受講は必須と考えているが、単に学歴要件を緩和するのでは、基準の後退になる恐れもあり、職員の要件を定めた規定に次の1号を追加する。(10)5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

○放課後支援員の要件を中学校卒業者まで拡大することにより、人員不足の解消の手立ての1つとなり得るが、具体的な事例等はなし

○長年放課後児童クラブ指導員として勤務し、十分な知識や技能を持つ者であっても、高校卒業資格がないため、放課後児童支援員になれないケースがある。

○放課後児童支援員の人材及び質の確保は不可欠であるため、放課後児童健全育成事業の運営基準の中で実務経験を求めて質の確保ができるのであれば、参画したい。

○本市の放課後児童クラブにおいて中学校卒業者任用の実績がある。

○本県においても、平成 28 年度に、実際に中学校卒業者の方が 2 名、放課後児童支援員認定資格研修の受講申込を行ってきた。

○本市においても、放課後児童クラブに中卒者(高校中退)が勤務しており、どれだけ現場で経験を積んだとしても、放課後児童支援員認定資格者研修を受講するための基礎資格を得られない実態があります。

提案市が述べているように、勤務に対するモチベーションの維持・向上や保育士試験の受講資格との整合を図る観点から、中学校卒業者にも支援員研修の受講資格を認める必要性を感じます。

○本市においても、民設民営にて放課後児童クラブが数多く運営されており、最終学歴は中学校卒業程度であるが、放課後児童健全育成事業における従事経験が豊富な指導員が複数見受けられる。しかし、現在は、放課後児童支援員の配置が省令により定められていることから、従事経験が豊富な指導員であっても、補助員としてしか働けない現状があり、各クラブでは、別途、有資格者の確保の必要性に迫られている状況である。このことから、本件について緩和措置を行うことができれば、有資格者の確保について、有効な手段となるものと考えられる。

○積極的な支障事例ではないが、本市においても当該事業の拡充を図るにあたり、特に放課後児童支援員の確保に苦慮している状況の中、補助員として一定の実務経験があり、資質的にも支援員となる適性があると考えられる補助員がいるが、高等学校中退という学歴のため、支援員として任用ができない事例がある。提案にあるように保育士資格と同様に取扱い、実務経験に上乘せして支援員研修の受講を可とすることは、根拠的にも妥当性があると考えられ、人材確保の可能性を広げるという観点からも有効であると考えられる。

各府省からの第 1 次回答

提案内容にあるような課題があることを厚生労働省としても把握している。放課後児童クラブの現状を調査の上、どのような在り方が適切か検討していきたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

185

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

放課後児童健全育成事業における、職員の資格制限に関する規定の緩和

提案団体

半田市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

中学校卒業者について放課後児童支援員認定資格研修を受講可能とする

具体的な支障事例

放課後児童健全育成事業においては、放課後児童支援員の配置が必要とされており、放課後児童支援員になるには、保育士等の基礎資格の保有者であり、かつ放課後児童支援員認定資格研修の受講を修了しなければならない。

現行では、放課後児童支援員認定資格者研修を受講するための基礎資格を持たない無資格者は、①高等学校卒業者等であって、2年以上児童福祉事業に従事した者 ②高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの以外放課後児童支援員認定資格研修の受講が認められていない。

本市では企業が多く、昔から共働きの世帯が多いため、放課後児童クラブが制度化される前に小学校の保護者会を中心に設立した経緯があり、全てのクラブが民営である。15年以上放課後児童クラブで勤務している者(女性、50代)が中卒であり、民間経営者から市に、当該者が支援員になることができず、実績がある指導員であるにもかかわらず、補助員としてしか勤務できなくなるという相談があった。若者の中卒者であれば、高卒認定試験を受ければ良いが、昔から現場で勤務している経験豊富な支援員が、新制度に合わせるために、これから高卒認定試験を受けなければならないのは負担が大きい。

長年放課後児童クラブに従事している経験豊富な職員が、しっかりとした処遇や地位に就き、活躍できるようにすることは、放課後児童支援員の質の向上や量の確保を行いながら、放課後児童クラブを運営するために必要であり、現行で高卒の場合に、2年間の実務経験を求めていることから、中卒の場合には、その倍である4年間働いた場合には受講資格を認めることができるのではないかと。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

中学校卒業者が放課後児童支援員として放課後児童クラブでキャリアを積むことができ、放課後児童支援員の確保に資する。

根拠法令等

- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号）
- ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県、福島県、ひたちなか市、逗子市、静岡県、磐田市、豊橋市、京都府、亀岡市、出雲市、倉敷市、浅口市、徳島県、北九州市、佐賀県、熊本県

○本県においても、次のとおり支障事例がある。最終学歴が中学校卒業である放課後児童クラブ従事経験者から放課後児童支援員認定資格の取得について相談を受けたが、取得には高等学校卒業者等の要件があるため、経験が豊富であるにもかかわらず、資格の取得が認められなかった。

○本市にも中卒者のため、補助員となっている者がおり、中卒者にも支援員研修の受講資格を認めることにより、放課後児童支援員の確保に資する。

○クラブの代表をしている支援員がおり、認定資格研修を受ける意欲は十分にあるのだが、中卒者というだけで受講資格が認められず、本人的にはショックを受けている様子。現行では、平成 32 年 3 月 31 日までに支援の単位ごとに最低 1 人は「放課後児童支援員」を配置しなければならないとされている。放課後児童支援員を確保するためにも、中卒者にも一定期間の実務経験を必要とさせ、認定資格研修を受けることができるよう受講資格を認めてほしい。

○本市においても、10 年以上放課後児童クラブで勤務している者で中卒の者がおり、長期間放課後児童クラブで子どもたちの支援経験と十分なキャリアがあるものの放課後児童支援員としての資格要件を満たさないため、高校卒業資格を取るため、勤務を制限しながら学校に通っている者がいる。今後、中卒者であっても、放課後児童支援員として十分な知識と実務経験がある場合に放課後児童支援員の認定資格研修の受講が可能となれば、支援員雇用の確保方策にもつながる。

○本市では、学校教育法による高等学校と認定されていない学校を卒業した補助員について、研修の受講ができなかった事例がある。補助員のスキルアップという面からも研修受講は必須と考えているが、単に学歴要件を緩和するのでは、基準の後退になる恐れもあり、職員の要件を定めた規定に次の 1 号を追加する。(10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

○長年放課後児童クラブ指導員として勤務し、十分な知識や技能を持つ者であっても、高校卒業資格がないため、放課後児童支援員になれないケースがある。

○本市放課後児童支援員には中卒の支援員はいないので支障は生じていないが、支援員の確保策としては有効であると考えられる。

○本県においても、平成 28 年度に、実際に中学校卒業者 2 名から放課後児童支援員認定資格研修の受講申込があった。

○本市においても、放課後児童クラブに中卒者(高校中退)が勤務しており、どれだけ現場で経験を積んだとしても、放課後児童支援員認定資格者研修を受講するための基礎資格を得られない実態があります。提案市が述べているように、経験豊富な職員が、しっかりとした処遇や地位に就き、活躍できるようにすることは、放課後児童支援員の質の向上や量の確保を行いながら、放課後児童クラブを運営するために必要なため、中学校卒業者にも支援員研修の受講資格を認める必要性を感じます。

○本市においても当該事業の拡充を図るにあたり、特に放課後児童支援員の確保に苦慮している状況の中、補助員として一定の実務経験があり、資質的にも支援員となる適性があると考えられる補助員がいるが、高等学校中退という学歴のため、支援員として任用ができない事例がある。管理番号 13 の提案にあるように保育士資格と同様に取扱い、実務経験に上乗せして支援員研修の受講を可とすることは、根拠的にも妥当性があると考えられ、人材確保の可能性を広げるという観点からも有効であると考えられる。

○クラブ創設当初(約 15 年前)から当該クラブで勤務しているが、中卒のため、放課後児童支援員になることができない者がいる。年齢を考えると高卒認定試験や保育士試験を受験するのは負担が大きい。クラブで「主任支援員」を務める者から中卒だが認定資格研修を受講可能か問合せがあった。支援員にはなれないが補助員として勤務可能と回答すると、人材確保が困難ななか、補助員では他に支援員を配置する必要がありシフト編成に支障を来すとのことであった。

○放課後児童支援員認定資格研修の受講には高等学校卒業者等の要件があるため、高等学校中退などにより中学校卒業者となっている者で、長年、放課後児童健全育成事業に従事してきた者は放課後児童支援員になることができず、実務経験が豊富な人材を活用することができない。

各府省からの第 1 次回答

提案内容にあるような課題があることを厚生労働省としても把握している。放課後児童クラブの現状を調査の上、どのような在り方が適切か検討していきたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

302

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

中学校卒業者について放課後児童支援員認定資格研修を受講可能とすること

提案団体

出雲市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

中学校卒業者について放課後児童支援員として勤務できるよう見直し

具体的な支障事例

○放課後児童健全育成事業においては、放課後児童支援員の配置が必要とされており、放課後児童支援員になるには、保育士等の基礎資格の保有者であり、かつ放課後児童支援員認定資格研修の受講を修了しなければならない。

現行では、放課後児童支援員認定資格者研修を受講するための基礎資格を持たない無資格者は、①高等学校卒業生等であって、2年以上かつ2,000時間程度児童福祉事業に従事したもの ②高等学校卒業生等であって、2年以上かつ2,000時間程度放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者で、市町村長が適当と認めたもの以外放課後児童認定資格研修の受講が認められていない。

○本市の放課後児童クラブには中卒であり、放課後児童クラブで勤務している者がいるが、現行では放課後児童支援員として勤務することができない状況にある。当該者は、補助員として勤務しなければならないため、子どもに寄り添い高い指導力を発揮しているにも関わらず、放課後児童支援員としてカウントされないため、モチベーションが下がっており、放課後児童クラブで今後勤務を継続することが難しい。また、当該者がクラブにおいて主任支援員と同等の役割を担っているため、所属するクラブでは、平成32年度からの経過措置期間終了後に安定的な現場運営体制を保つことができるのか非常に不安視をしている。

○放課後児童クラブは様々なバックグラウンドを持った子どもにとっての居場所であり、放課後児童支援員には、子ども達の受け入れにあたり、資質や知識が必要とされるが、必要な知識については、資質向上研修の受講等により習得することは可能であり、放課後児童クラブで長年勤務し、経験を積んだ熱心な中卒程度の職員が、放課後児童支援員として活躍できる制度に見直すことで、放課後児童支援員を確保し、放課後児童クラブの運営を充実させることができる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

中学校卒業者が放課後児童支援員として放課後児童クラブでキャリアを積むことができることにより、放課後児童支援員の確保に資する。

根拠法令等

- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号）
- ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県、福島県、ひたちなか市、静岡県、豊橋市、京都府、亀岡市、倉敷市、浅口市、徳島県、北九州市、佐賀県、都城市

○クラブ創設当初(約 15 年前)から当該クラブで勤務しているが、中卒のため、放課後児童支援員になることができない者がいる。年齢を考えると高卒認定試験や保育士試験を受験するのは負担が大きい。クラブで「主任支援員」を務める者から中卒だが認定資格研修を受講可能か問合せがあった。支援員にはなれないが補助員として勤務可能と回答すると、人材確保が困難ななか、補助員では他に支援員を配置する必要がありシフト編成に支障を来すとのことであった。

○本市においても、10 年以上放課後児童クラブで勤務している者で中卒の者がおり、長期間放課後児童クラブで子どもたちの支援経験と十分なキャリアがあるものの放課後児童支援員としての資格要件を満たさないため、高校卒業資格を取るため、勤務を制限しながら学校に通っている者がいる。今後、中卒者であっても、放課後児童支援員として十分な知識と実務経験がある場合に放課後児童支援員の認定資格研修の受講が可能となれば、支援員雇用の確保方策にもつながる。

○本市では、学校教育法による高等学校と認定されていない学校を卒業した補助員について、研修の受講ができなかった事例がある。

補助員のスキルアップという面からも研修受講は必須と考えているが、単に学歴要件を緩和するのでは、基準の後退になる恐れもあり、職員の要件を定めた規定に次の1号を追加する。(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

○長年放課後児童クラブ指導員として勤務し、十分な知識や技能を持つ者であっても、高校卒業資格がないため、放課後児童支援員になれないケースがある。

○本県においても、平成 28 年度に、実際に中学校卒業の方が 2 名、放課後児童支援員認定資格研修の受講申込を行ってきた。

○本市においても当該事業の拡充を図るにあたり、特に放課後児童支援員の確保に苦慮している状況の中、補助員として一定の実務経験があり、資質的にも支援員となる適性があると考えられる補助員がいるが、高等学校中退という学歴のため、支援員として任用ができない事例がある。管理番号13の提案にあるように保育士資格と同様に取扱い、実務経験に上乗せして支援員研修の受講を可とすることは、根拠的にも妥当性があると考えられ、人材確保の可能性を広げるという観点からも有効であると考えられる。

○本市においても、従前から指導員として勤務していた者の中に中学卒業までの者が3人存在しており、平成 27 年度以降の資格要件により、放課後児童支援員としての勤務ができず、補助員としての従事又は放課後児童クラブでの勤務を辞す結果となった。

○放課後児童健全育成事業の拡充に伴い、年々、放課後児童支援員の確保は厳しくなりつつある。現在のところ本市では同様の事例はないが、様々な事情から高校進学をあきらめざるを得なかった方たちに支援員として活躍できる道を開くことは、就労の機会提供と人材確保の観点から非常に有益であると考えられる。

各府省からの第 1 次回答

提案内容にあるような課題があることを厚生労働省としても把握している。放課後児童クラブの現状を調査の上、どのような在り方が適切か検討していきたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

104

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

放課後児童支援員の配置数の緩和

提案団体

岐阜県、本巣市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

中山間地域において、放課後児童支援員 1 人で実施可能とする。

具体的な支障事例

○本市には、特定農山村法、山村振興法、豪雪地帯対策特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための特別措置法等に関する法律が適用される、中山間地域がある。
○中山間地域には、全校児童数が非常に少数の小学校があり、数年前から放課後児童クラブの開設を求める保護者からの声があったため、利用登録者は 1 名のみであったが、児童福祉事業として、放課後児童クラブを必要とする子どもが利用できるよう、平成 28 年度に、小学校の空き教室を利用して、開設した。現在利用している 1 名は、保護者が就労しているため、平日毎日放課後児童クラブを利用している。
○中山間地域は豪雪地帯で、冬場別の地域に移動して放課後児童クラブを利用することはできず、放課後に子どもをスクールバスで移動させ、知らない子と一緒に預かるのは、子どもの放課後の過ごし方として、望ましくない。また、中山間地域の子は、その地域で幼少期を過ごしてほしいと思っているため、利用者が少数でも、放課後児童クラブを継続していきたい。
○しかしながら、現行制度では、1 人の子どもに放課後児童支援員 2 名の配置を必要とする。現在の人員配置では、人材の確保が難しい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

中山間地域をはじめとして、少子化が進行している地域において、小規模な放課後児童クラブの実施が可能となり、地域の実情を踏まえた利用ニーズにきめ細かく対応することにより、待機児童の解消に資する。

根拠法令等

・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号）
・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

庄原市、沖縄県

○現行制度では児童 1 人が利用した場合にも支援員を 2 人配置しなければならない。本市では地域柄土曜日の利用者数は平日に比べて極端に少なく 1 日の利用者数が 10 人を下回る施設がいくつかある。支援員の確保が

難しい状況で土曜に午前と午後で4人の支援員を配置することは支援員にかなりの負担を強いる状況にある。
○本市にも中山間地域に少人数の児童が利用する児童クラブがあり、支援員2名の配置に苦慮している。
○本県は島嶼県であり、沖縄本島以外にも離島が多くある。
特に離島地域においては、児童数の少ない小学校が存在し、放課後児童クラブのニーズはあるものの、職員の配置基準等から実施が困難となっている実情がある。中山間地域に加え、離島地域などにおいて、放課後児童支援員の配置基準を緩和することで、放課後児童クラブの実施が可能となり、よりきめ細かい福祉サービスの提供が可能となる。

各府省からの第1次回答

こうした小規模な放課後児童クラブの対応として、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、利用者の支援に支障が生じない場合は、補助員は放課後児童健全育成事業所の同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務を兼務することができることとしており、入所している施設との調整により、対応できる部分があると考えます。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

105

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

放課後児童クラブの職員配置要件の緩和

提案団体

岐阜県、中津川市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

併設する学校職員等との連携により放課後児童支援員 1 人で放課後児童クラブを実施可能とする。

具体的な支障事例

本市は、合併により、南北に長く、市内でも地域によって子育ての環境が異なる。人口が少なく放課後児童クラブの利用者が少ない地域がある一方で、利用希望者が多く、新設が必要な地域もある。
放課後子ども総合プランでは、平成 31 年度末までに約 30 万人分の放課後児童クラブを新たに整備し、そのうち約 80%を小学校内で実施することとしているが、利用ニーズが少ない地域では、働き手が少なく、新設が必要な地域では、保育士不足の現在、支援員として勤務する基礎資格(保育士、社会福祉士、学校教員等)の保有者確保は非常に厳しい状況である。
現行では、放課後児童クラブ 1 単位に対し、2 名以上の放課後児童支援員の配置が必要とされており、省令 10 条 5 項で、利用者が 20 名未満の際に、放課後児童支援員 1 名を除き、同一敷地内の業務を兼務可能とされているが、利用者が少ない場合には、放課後児童支援員 1 名であっても放課後児童クラブを実施できると考える。また、利用者が一定数いる場合においても、学校等近接した施設との連携により、放課後児童支援員 1 名であっても放課後児童クラブを実施できると考える。
なお、本市では、学校内や市の出先機関付近に放課後児童クラブを設置している地域が多い。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

少子化が進行している過疎地域においても、小規模な放課後児童クラブの運営継続や放課後児童クラブの増設をすることができる。
地域の実態を踏まえた利用ニーズにきめ細かく対応することにより、待機学童の解消に資する。

根拠法令等

- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号)
- ・放課後児童支援員等研修事業実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

こうした小規模な放課後児童クラブの対応として、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、利用者の支援に支障が生じない場合は、補助員は放課後児童健全育成事業所の同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務を兼務することができることとしており、入所している施設との調整により、対応できる部分があると考えます。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

303

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

児童厚生員に対する放課後児童支援員の資格要件の緩和

提案団体

出雲市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童厚生員に対する放課後児童支援員の資格要件の緩和

具体的な支障事例

放課後児童クラブには、1単位につき、子どもの健康管理や遊びの提供を行う放課後児童支援員を原則2名配置しなければならない。

放課後児童支援員は、平成27年4月1日から放課後児童支援員認定資格研修の受講が義務付けられているが、市内では1クラブあたり平均1.7人しか受講できておらず(平成29年4月30日現在)、放課後児童クラブの需要が年々増して、増設しており、長時間開所を求めるニーズが多い現状を鑑みると、平成31年度末までの経過措置期間中に、放課後児童支援員を必要数配置することが難しい状況にある。

児童厚生員資格は民間の資格であるが、放課後児童支援員認定資格研修の創設以前は、国からの委託を受けて実施されており、全国に資格保有者が3万4134人いる。当市においても、より適切な放課後児童クラブ運営に資するため児童厚生員資格取得を推奨した経緯があり、児童厚生員資格を取得した放課後児童支援員が放課後児童クラブで勤務している。

児童厚生員資格は、児童の遊びを指導する者として、児童館や放課後児童クラブで勤務する者に対し、その目的や専門性を明確にするものであるため、子どもの発達理解、子どもの遊び、保護者との連携や安全対策など、放課後児童クラブで放課後児童支援員として従事するために必要な知識をカバーしている。

「放課後児童健全育成事業に係るQ&A等について」(平成29年3月31日付事務連絡)の「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン」に係るQ&Aにおいて、認定資格研修を受講しようとする者が認定資格研修の科目と同等以上の内容を放課後児童支援員等資質向上研修等において受講した場合には、実施主体の判断により、当該者が当該認定資格研修の科目を受講したこととみなすことができるとされているが、児童厚生員研修については、放課後児童支援員として従事するために必要な知識を網羅していることから、放課後児童支援員認定資格研修の受講を免除することが可能であると考えられる。

児童厚生員の資格保有者に放課後児童支援員としての資格を認める等、資格要件の緩和を行うことで、働き方改革実行計画に定められている「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの受け皿の確保に資する。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

放課後児童支援員が不足している地域で、既存の有資格者を活用した放課後児童クラブの実施が可能となり、放課後児童クラブの受け皿の確保及び待機児童の解消に資する。

根拠法令等

・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三)

号)

・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、豊橋市、高松市、北九州市、宮崎市

○児童厚生員の放課後児童支援員認定研修については、貴市ご指摘のとおり、必要な知識を網羅していると考えられ、免除を検討すべきと考える。

○「放課後児童支援員」の認定資格研修の受講が義務付けられ、平成 31 年度末の経過措置が終了するまでの間に当該研修を受講しなければ、放課後児童支援員として勤務することができないため、本市でも平成 27 年度より、受託者に 5 年間で計画的に支援員に受講させるよう呼びかけている。しかしながら、県が年に 2 回研修を開催し、県全体で実施されるため、本市の受講枠も限度枠が設定されていて、なかなか計画的に進んでいない受託者も見受けられる状況である。平成 31 年度から認定資格研修を受講した「放課後児童支援員」を基準どおり配置し、運営できるのが課題である。

○本市でも放課後児童支援員の確保には苦慮しており、放課後児童支援員の資格要件の緩和を要望する。

各府省からの第 1 次回答

放課後児童支援員研修と児童厚生員研修は同一のものではなく、受講を免除することは困難と考える。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

25

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

放課後児童クラブと放課後子供教室を一体実施する際の職員配置基準の緩和

提案団体

長洲町

制度の所管・関係府省

文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

放課後児童クラブと放課後子供教室を一体実施する際の職員配置基準の緩和

具体的な支障事例

本町では、保護者の就労状況に関わらず、子どもが放課後の遊びや活動に参加できるよう、定期的に放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施(共通のプログラムを実施)しているが、放課後児童クラブの職員である放課後児童支援員は、保育士よりも処遇が低く、確保が困難な状況である。

また、放課後子供教室の職員である学習アドバイザーは、教職を目指す大学生や地域で活躍している様々な分野の方で、ボランティアのようなものであり、毎回人材の確保に苦慮している。

現在は月1回程度一体型として実施しているが、両事業の人材の確保が困難であることを背景として、限られた人員による事業運営を行っていることから、一体的に実施する回数を増やすことができない。

厚生労働省は、放課後子ども総合プランにおいて、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を全国約1万か所以上で実施することとしているが、平成28年3月末時点で調査を行ったところ、一体型として実施しているのは、3549か所であり、一体的な取組みを進める上での課題として、人材の確保が困難(都道府県:83.0%、市町村62.1%)であることが最も多く挙げられていることから、一体的に実施する際の人員配置基準を見直すことで、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を推進することができると考える。

現行では、放課後子供教室の職員配置人数については、地域の実情や活動内容により実施主体が判断するものとされているが、放課後児童クラブの職員配置人数は、原則2人放課後児童支援員を配置することとされており、利用者20人未満の場合のみ、1人の放課後児童支援員を除き、同一敷地内にある他の事業所等の業務と兼務できるとされている。

よって、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施し、利用者が20人以上の場合、放課後児童支援員2名(うち1人は補助員でも可)と安全管理員兼学習アドバイザー1名の最低3人の配置が必要である。

放課後児童クラブを単独で運営する場合に、利用者が20人以上の場合、放課後児童支援員を2人(うち1人は補助員でも可)配置することとされていることから、同様に、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際にも、全員で創作活動を行う等プログラムを工夫することで、放課後児童支援員1人と安全管理員兼学習アドバイザー1人の計2人で実施することができると考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を促進し、保護者の就労状況に関わらず、子どもが放課後の遊びや活動に参加できる環境を整備できる。

根拠法令等

○児童福祉法

○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年4月 30 日厚生労働省令第 63 号)

○放課後子ども教室推進事業等実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

各府省からの第 1 次回答

実現は困難。

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものであり、両事業に携わる者の数を合わせて考えることは困難。預かる児童の安全の確保を考慮すれば、放課後児童クラブの支援の単位ごとに2名の放課後児童支援員を配置することは、必要なことと考える。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

161

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に係る「従うべき基準」の廃止又は参酌化

提案団体

全国知事会、全国市長会、全国町村会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

放課後児童健全育成事業に従事する者の資格及びその員数について、「従うべき基準」とされているものを、廃止又は参酌すべき基準に見直すこと。

具体的な支障事例

1. 背景

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、全国的な利用需要の高まりを受けて、政府は、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の中で、平成31年度末までに30万人分の追加的な受け皿整備を進め、処遇改善を進めることとしている。また、平成29年4月に発表された働き方改革実行計画においても、子育てと仕事の両立支援策として、放課後児童クラブの受け皿整備を行うこととしている。

しかしながら、地方における放課後児童クラブの運営を取り巻く環境は極めて厳しい。その主たる要因は、放課後児童支援員などクラブに従事する者について、厚生労働省が人員資格基準や人員配置基準の義務付けを行ったこと等により、深刻な人材不足が発生しているからである。

放課後児童クラブに従事する者(放課後児童支援員等)の資格や配置については、平成27年度から「従うべき基準」とされているが、厚生労働省の実態調査によると、放課後児童支援員は、非常勤職員やパート・アルバイト等の職員が約7割を占め、保育士に比べ処遇が低い状況である。

このような状況にもかかわらず、国が一律の基準の義務付けを行ったことにより、全国的に人材不足が深刻化している。実際に、地方六団体地方分権改革推進本部が昨年12月に実施した調査によると、「従うべき基準」により支障が生じているという事例が、200以上の地方公共団体から挙げられている。

2. 人員資格基準

人員資格基準については、従事者の豊富な経験や他の類似の資格の適格性を否定し、「放課後児童支援員」の認定資格研修の受講が義務付けられ、平成31年度末の経過措置が終了するまでの間に当該研修を受講しなければ、放課後児童支援員として勤務することができない。しかしながら、研修の機会が少ない上、人材不足から現場の勤務シフトを優先せざるを得ないため、研修受講率は低調であり、人材不足が著しい地域では、受講を進められず今後の継続的なクラブ運営に不安を助長させている。

また、経験豊富で保護者や児童から信頼の厚い補助員が、高卒要件を満たしていないことで、放課後児童支援員となることができず、現場での意欲を無視しているような事例も見られる。平成31年度までに13万人分の放課後児童クラブを増設し、放課後児童支援員の必要数が増加することを鑑みると、人材確保は更に厳しくなることが予想される。放課後児童支援員に十分な資質や研修が必要なことは認めるが、必ずしも当該研修を受講しなくても、経験豊富で優秀な人材の活用や現任研修による資質の向上は十分可能であり、このような質の担保について、地方に大幅な裁量を認めるべきである。

3. 人員配置基準

人員配置基準についても、少人数クラブやクラブの運営実態を無視し、配置数が義務付けられたため、人員の確保が困難となり、受け皿整備が進まない要因となっている。小学校設置基準では、1学級の児童数は40人以

下とされている。クラブについても同様に、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とされている。教育の場面では、1学級につき1名の教職員の配置とされていることが一般的であるが、放課後児童支援員等は2名の配置が義務付けられている。これらを比較すると、利用児童が数名の放課後児童クラブにまで2名配置を求めているのは過剰規制との指摘もあり、クラブのプログラムを工夫する等、地方が自ら児童の安全性の確保等に配慮することにより、放課後児童クラブの配置人数について地域の実情に応じた柔軟な配置が認められるべきである。

4. 潜在的待機児童の問題

昨年度の厚生労働省の調査によると、放課後児童クラブの利用児童は、平成28年5月時点で過去最多の約109万人、待機児童は過去最多の約1.7万人とされているが、待機児童数には待機中に断念したケースや、利用までに長期間の待機を要した児童数等が含まれていない。また、放課後児童クラブの数は増加しているにも関わらず、待機児童が増加しており、待機児童のいる市町村は全体の約4分の1に上っている。

女性の就業率の向上や新制度の導入により、保育サービスの利用のハードルが低下したため、保育の申請者は増加しており、保育所整備を進めているにもかかわらず、むしろ待機児童は増加している。これを受けて政府は待機児童を解消する時期について、当初の予定を3年遅らせて2020年度末とする方針を表明したところであるが、放課後児童クラブについても、保育サービスを利用する児童の就学後、利用希望が拡大し、待機児童が増加する懸念がある。

少子化は進む一方で放課後児童クラブの利用児童数は増加の一途であり、市町村等が子ども・子育て支援事業計画で見込んだ将来推計を超過し、政府の目指す一億総活躍社会の実現や働き方改革にも影響を及ぼす懸念もある。

5. まとめ

全国の団体から挙げられた放課後児童クラブの人材不足に関する支障は、多様な要因によるものであり、都市部・地方部の双方で生じているため、一時的な財政支援や局所的な要件緩和、経過措置の延長では対応できない。

また、これらの見直しに当たっても、量と質の双方の確保を目指して放課後児童クラブを展開していく方向性は、国と地方で全く異ならない。

保育所等の待機児童の行く先は、放課後児童クラブであり、放課後児童クラブの確保と待機児童の解消は、喫緊の課題となる。昨年の「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」「ニッポン一億総活躍プラン」に続き、本年も「働き方改革実行計画」や来年度から実施される「子育て安心プラン」が発表されたりと矢継ぎ早に対策を打っている以上、クラブの待機児童対策について、平成31年度末までの子ども・子育て支援事業計画の見直し時期を待って検討するのでは、遅きに失する。

放課後児童に関する施策については地方が先行して実施していた分野であるが、従事する者及びその員数について「従うべき基準」とされているため、クラブの規模に応じた人員配置や人材活用が妨げられている。地方が自ら、地域の特性を踏まえて創意工夫を行うことで、クラブの質を保つことは十分に可能であり、このような地域の実情を十分に踏まえ、抜本的な基準の見直し（「従うべき基準」を「廃止」又は「参酌すべき基準」に見直し）を行うべきである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

放課後児童クラブの受け皿整備を加速化させ、待機児童の解消に資するとともに、児童にとって安全な放課後の居場所を確保することで、児童の健全な発達と、働く意欲のある保護者の社会進出を促進する。

子育てと仕事の両立ができる環境を整備・充実させ、質と量の双方の確保を目指して放課後児童クラブを展開していく方向性は、国の施策にも沿うものである。

また、地域の特色を活かした放課後児童クラブの運営を行うことで、利用者のニーズに合ったサービスの提供を行うことができる。

根拠法令等

児童福祉法第34条の8の2第2項、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基（平成26年4月30日厚生労働省令第63号）、放課後児童支援員等研修事業実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、秋田県、ひたちなか市、静岡県、伊豆の国市、豊橋市、島根県、防府市、徳島県、北九州市、熊本県、宮崎市

○本県においても、次のとおり支障事例がある。最終学歴が中学校卒業である放課後児童クラブ従事経験者から放課後児童支援員認定資格の取得について相談を受けたが、取得には高等学校卒業者等の要件があるため、経験が豊富であるにもかかわらず、資格の取得が認められなかった。

○平成32年度以降、「放課後児童支援員認定資格研修」を未受講の新規採用職員や保育園等からの異動職員は、放課後児童支援員として育成室(放課後児童クラブ)に配属することができなくなる。本区では、これまでも独自の研修等により高い保育の質を維持しており、一律での義務付けは避けるべきである。

○クラブ創設当初(約15年前)から当該クラブで勤務しているが、中卒のため、放課後児童支援員になることができない者がいる。年齢を考えると高卒認定試験や保育士試験を受験するのは負担が大きい。クラブで「主任支援員」を務める者から中卒だが認定資格研修を受講可能か問合せがあった。支援員にはなれないが補助員として勤務可能と回答すると、人材確保が困難ななか、補助員では他に支援員を配置する必要がありシフト編成に支障を来すとのことであった。

○放課後子ども総合プランのモデルケースとして紹介された市町村で、教育委員会との連携は十分強化されているが、過疎地域であり潜在する労働力がそもそもないため、基準を満たせず、放課後児童健全育成事業を実施することができなくなったケースがある。

○利用児童の多い時間帯に多くの職員を配置して支援を手厚くしたいが、常時2人以上を限られた財源と人材の中で配置するため、児童40人の時間帯も児童1人の時間帯も同じ2人での運営となっている。

○少子化に伴う学校の統廃合や6年生までの受入拡大に伴い、大規模クラブとして運営している地域では、支援の単位を概ね40名に分けて運営するためのクラブ室は確保できても、支援員等の確保が困難となっており、大規模クラブとして運営せざるを得ない状況がある。

○長年放課後児童クラブの指導員として勤務し、十分な知識や技能を持つ者であっても、高校卒業資格がないため、放課後児童支援員になれないケースが見受けられる。また、平成32年度以降、放課後児童支援員が急に退職した場合、仮に実務経験2年以上又は保育士等の有資格者が確保できても、研修受講後でなければ支援員になることができず、せっかく貴重な人材が確保できても、放課後児童支援員常時1名の体制が保てないため、放課後児童健全育成事業が実施できないことが懸念されている。

○本市においても、支援員の確保には苦慮しているところであるが、支援員の資格については平成31年度末までに1クラブ2名以上の受講を計画的に勧めているところであり、現在支障事例はない。しかし、支援員は、嘱託職員または有償によるボランティアであるため、資格を持つ支援員が急に辞めることになれば、要件を満たすことができなくなる可能性も出てくる。資格は、放課後児童クラブを運営する上で必要ではあるが、地域の実情を踏まえた上で、「従うべき基準」の緩和には賛同する。

○本県の放課後児童クラブにおいては、複数のボランティアが交代により従事し、運営しているクラブも多い。このため、クラブによっては、現従事者が受講要件(従事時間、高校卒業者等)を満たしていない場合があり、支援員認定資格研修の受講ができない状況がみられる。特に、中山間地等の人材確保が困難な地域においては、児童クラブの存続が危ぶまれるところもある。

各府省からの第1次回答

平成27年から施行された子ども・子育て新制度においては、保育や放課後児童クラブに関して、量の拡充のみならず質の確保も同様に進めており、双方を合わせて進めていることが保護者から望まれていることと認識している。放課後児童支援員の員数は、少なくとも、子どもの安全性の確保から不可欠であり、また、研修の実施は、昨今の子どもを巡る課題を把握すること、さらに一定のレベルを備えた支援員を養成することで、支援員のさらなる処遇改善につなげていくものである。これらは、放課後児童クラブの質を確保するものとして、「従うべき基準」として、全ての放課後児童クラブで行われることが必要であり、提案の実現は困難である。このため、厚生労働省としては①研修受講の支援、②平成29年度予算における支援員の処遇改善を行っている。

なお、加えて、当該基準を議論する際、地方自治体の担当部局にも十分意見を聴いた上で、策定しているものである。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

16

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

通所介護のサービスと通所型サービスAを同一事業所において実施する場合における定員の基準の緩和

提案団体

狛江市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

通所介護を実施する事業所が介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の通所型サービスAを実施する場合における定員の要件を緩和する。
※総合事業の現行の通所介護相当のサービスと通所型サービスAを同一事業所で実施する場合についても同様に定員の基準を緩和する。

具体的な支障事例

通所介護と通所型サービスAを一体的に実施する場合、通所介護の利用定員と通所型サービスAの利用定員は別に定めることとされている。そのため、それぞれのサービス利用者の状態が変化したことを受け、もう一方のサービスに変更しようとした際に、受け入れる方のサービスにおいて利用者数が定員を満たしている場合、違う事業所の利用を促さざるを得ない。そうなった場合、利用者にとっては通いなれた事業所から違う事業所に変更せざるを得ない。そういったことを避けるため、事業所によっては、定員に対する利用者数に余裕をもたせて受け入れを行っているところもある。
また、別々に定員を定めているため、サービス利用の変更の際の変更届の作成・提出・受理に係る事務が煩雑になっている。
※総合事業の現行の通所介護相当のサービスと通所型サービスAを同一事業所で実施する場合についても同様の支障がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

通所介護等と通所型サービスAの定員数を合算して定められるようになることで、利用者の状態変化による定員超過の恐れがなくなり、利用者が事業所の変更をせざるを得ない状況が改善されるとともに、事業所の利用者数の増加にもつながるため、通所型サービスAの普及及び事業所の安定的な運営に資する。
また、変更届の作成・提出・受理に係る事務が大幅に削減されるため、通所型サービスAの実施に伴う事務負担が減る。

根拠法令等

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A【平成27年8月19日版】問12

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

ひたちなか市、世田谷区、各務ヶ原市

○介護人材の不足、多様な住民ニーズに応えるため、従来の介護予防通所介護に加え、多様なサービス展開が必要と考える。

住民どおしの支えあいによるサービスの拡充を図ることは重要だが、自主的な活動のため、住民への周知・理解が必要で、時間を要する。

そのため、現状では、今まで要支援者のサービス提供を行っていた介護事業者が引き続きサービスの担い手となっている。

一方、介護人材の不足、総合事業の上限枠の設定の中では、従来の介護予防通所介護に加え、通所型サービスAに介護事業者が参入しやすい環境が必要と考える。

本提案はその一つと考えられ、本提案を含め、通所型サービスAに介護事業者が参入しやすい基準の緩和が必要と考える。

○今後、高齢者の自立支援を促す取組を行う上で、通所型サービスAを実施する事業所は必要不可欠であり、より事業者が参入しやすく、また、安定的な運営を確保できる基準に改正する必要があると考えられる。

○通所介護と通所型サービスAを一体的に実施する場合、別に定員を定め、その定員に対し人員配置をしなければならない。

別に定員を定める際、面積要件も満たさなければならないため、小規模事業所の場合、通所介護等の定員に対する面積を除いた残り面積がわずかで、通所型サービスAの定員が少人数とならざるをえない。少人数に対し、別に介護職員を配置しなければならないため、事業所の負担感が強く、通所型サービスAの実施が進まない状況がある。通所介護等と通所型サービスAの利用者を合算できるものとして定員を定めることが出来れば、通所型サービスAの実施が容易となり、状態変化により通所型サービスAの対象者となった利用者が、事業所を変更しなければならない事態とならず、継続的な支援が行える。

各府省からの第1次回答

○サービスの利用対象者や提供されるサービス内容が異なるため、保険給付である通所介護と、総合事業の通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)の定員については、別に設定すべきである。

○御指摘のように要介護度の変更時に支障が出ている事例があることは認識しているが、ご提案の内容については、自治体、事業所の実態や変更した場合の影響などを踏まえて検討する必要があると考えている。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

22

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

水道法に基づく給水区域の縮小に係る許可基準の明確化

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

水道法において、区域内から給水申請の申し込みがあった場合、地形等の諸条件から上水道管の新設または施設の増設に膨大な費用がかかることが想定されても、拒否することができないと定められている。そこで、水道法に基づく給水区域縮小に係る許可基準の明確化を求める。

具体的な支障事例

山間部にある事業所から給水申請の申し込みがあり、現行の水道法では拒否することができないため、給水に使用する井戸の掘削に1,000万円程度の建設費が掛かった。更に近年、水質異常の兆候が見られるため水質浄化の簡易装置3,000万円(ランニングコストは別途)を新設する計画がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

水道法に基づく許可基準が明確化されることにより、給水設備の施工に膨大な費用を要する地域が給水区域から外れば給水義務がなくなり、建設費のすべてが個人負担となり、企業会計を圧迫する山間部の水道建設費の削減が図れる。今後の水道事業経営は、アセットマネジメントを行い健全経営を目指す中で、人の居ない地域を給水区域から外し、縮小することで健全経営が図れる。今後の人口縮小で、コンパクトな街が求められている中で社会資本がまとまり行政において利点がある。

根拠法令等

水道法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、徳島県

○水道法第15条第1項の給水義務との関係で、なかなか難しい問題であるが、水道経営の基盤強化の問題も関係することから、水道法に基づく給水区域縮小に係る許可基準の明確化も必要である。
○本団体では、給水区域が広大で水道管延長が長いことから、水道施設の建設費や維持管理費が他都道府県と比べ割高となっている。給水区域縮小に係る許可基準の明確化が図られることは、全国に比べ、過疎化が進み、地域の人口が大きく減少することが予想される中、これまでの事業計画や給水区域の見直しを容易にし、水道事業の基盤強化を促進するものと認識している。

各府省からの第1次回答

- 水道事業者が給水区域を縮小する場合とは、その事業の一部を廃止することであるため、水道法(昭和32年法律第177号)(以下「法」という。)第11条(事業の休止及び廃止)の規定に基づき、厚生労働大臣の許可を受けることにより、その事業の一部を廃止し給水区域を縮小することが可能である。
- 許可の要件や申請手続について、法令上詳細は規定されておらず、水道事業を休止又は廃止後の当該地域の他の手段による水の獲得見込み等を勘案して総合的に判断することとしている。
- 平成28年11月に厚生科学審議会生活環境水道部会水道事業の維持・向上に関する専門委員会において取りまとめられた報告書「国民生活を支える水道事業の基盤強化に向けて講ずべき施策について」においては、人口減少社会において水道事業者等は、給水体制を適切な規模に見直すことが重要であるとされ、国は給水区域の縮小等制度運用の改善などの具体的な措置を検討すべきとされている。
- これを受け、厚生労働省として、第193回通常国会に提出した「水道法の一部を改正する法律案」において、法第11条の事業の休止及び廃止の許可に関する具体的な手続を厚生労働省令で定めることを明確化した。
- 今後、法律案の早期審議・成立に向け努力するとともに、同法律案に委任された省令において、水道事業の一部又は全部の休廃止に係る許可基準及び申請手続の明確化を図ることとしたい。

【参照条文】

水道法

(事業の休止及び廃止)

第十一条 水道事業者は、給水を開始した後においては、厚生労働大臣の許可を受けなければ、その水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。(以下、略)

2 (略)

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

31

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の子どもの預かり場所の見直し

提案団体

高知県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の子どもの預かり場所について、自宅以外のセンターが借り上げた施設においても預かりを可能とすること

具体的な支障事例

【支障事例】

ファミリー・サポート・センター事業は原則会員の自宅で預かりを行うものであり、センターが借り上げた施設で子どもの預かりを行う場合は対象外とされている。

しかしながら、当県では、多動性の発達障害があるなど、自宅での預かりが困難である特別な理由があり、センターが借り上げた施設の利用が必要な事例が生じている。

当該ケースでは、子どもが自宅にある物品を破損する可能性が高く、自宅での預かりができない。

【制度改正の必要性】

放課後子ども教室など複数の子どもを預かる他のサービスの場合、多動性の発達障害のある子どもは不穏状態になりやすいため、1:1でサービスを提供するファミリー・サポート・センター事業で預かりを行う必要がある。また、当該自治体には他の受け入れ可能な預かり制度がない。預かりの時間の柔軟性といった観点からも、ファミリー・サポート・センター事業を利用できるようにする必要がある。

会員からは、自宅での預かりに抵抗や不安があるという声があり、地域に開かれた施設での預かりを可能とすることで、子どもの状態にあった場所で預かりを実施することができるとともに、会員の場所の確保の負担が減ることから、ファミリー・サポート・センター事業による預かりを利用・提供しやすくなる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

ファミリー・サポート・センター事業は、預かりの時間や理由などに対して柔軟に対応できる事業である。

要件を緩和することにより、子どもの預かりの制度の隙間で困っている保護者のニーズを満たすことができるとともに、地域に開かれた場での預かりを行うことで、より地域における支え合いの輪が広がることが期待される。

根拠法令等

児童福祉法第6条の3第14項、児童福祉法施行規則第1条の32の4、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、ひたちなか市、大阪府、箕面市、加西市、宇美町、新宮町、都城市

○援助会員が少なく、遠方から支援せざるを得ない地域があり、遠方の援助会員の自宅へ連れ帰るのは現実的ではなく、依頼会員の自宅での預かりには抵抗感があるため、当該地域で借り上げた施設での預かりが可能となると、利用が促進される。

○ファミリー・サポートセンター事業は、提供会員の自宅での預かりが原則となっているが、利用会員の中には、自宅での預かりに不安や抵抗があり、利用に繋がらないケースがある。

提供会員においても、自宅を提供することが困難な場合があり、公共施設等での預かりを希望する声が出ている。保護者のニーズは多様化しており、それに柔軟に対応できる体制づくりが必要であり、ファミリーサポートセンター事業においてもより多くの人々が利用しやすいしくみづくりが必要であると考え。預かり場所を公共施設等に柔軟に設定できれば、提供可能な会員が増え、利用会員も安心して預けることができ、会員の増、利用の増に繋がっていくと考える。

○本市のファミリーサポートセンター事業においては、センターが借り上げた施設で子どもの預かりを行う例が、平成28年度実績でおおむね2割程度(602件)となっており、自宅で子どもを預かることに抵抗や不安がある会員の預かり場所として大きな役割を果たしている。センターで借り上げた施設での実施を不可とした場合、減少傾向にある提供会員がさらに減るおそれがある。

○本市においては、援助を行う会員の数が、援助を受ける会員の数の2割に満たない状況であり、援助を行う会員の確保が課題となっている。援助活動に理解及び熱意がある者であっても、自宅の広さや安全性、物品の破損等のトラブル等に不安を覚えて、援助を行う会員となることに躊躇する者が少なくないと認識しているところであり、ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設が当該事業の対象となれば、当該不安の解消及び援助を行う会員の確保に資するものと考えられる。また、本市においては、援助を受ける会員から「希望する地域で援助を受けられない」(子どもを預かる場所が原則として援助を行う会員の自宅であるところ、当該地域に援助を行う会員がいない)との苦情を受けることもあり、ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設が当該事業の対象となれば、実質的な援助拡大となり、本事業の課題解消の一助ともなると考える。

○現在のところ、本市では自宅での預かりを原則としているが、今後、利用の拡大へ向けて施設を活用した預かりについて検討する必要もあると考えていることから、自宅以外の預りについて柔軟に対応をして欲しい。

○当市でも同様に、依頼会員、協力会員ともに、会員宅での預かりに不安や抵抗を訴える声が多くあります。子どもが協力会員宅の物品を壊したら迷惑がかかると事業利用を断念される方や、子育て家庭の援助活動をしたと考えておられる方が自宅預かりでの不安から登録をやめられることもあり、会員の確保や活動に支障が出ている現状です。現状と会員のニーズを踏まえ、ファミリー・サポート・センター事業の利用促進のため、子どもの預かり場所の見直しの本提案に賛同します。

○平成27年度より事業を開始したが、自宅での預かりに限られた制度のため、預かりを希望する会員は増加傾向であるが、預かる側の会員数が伸び悩んでいる状況にある。伸び悩んでいる要因の一つとして研修受講が負担になることに加え、預かる場所も原則会員自宅となり、支障事例のとおり多動性の児童であれば、自宅預かりに難色を示す会員も予想できる。また、地域における育児の相互援助活動推進及び多様なニーズへの対応を事業目的に掲げており、見直し又は緩和することで事業の目的に資するものと考えられる。

○自宅での1対1で預けることに不安な保護者への対応として、自宅外の預かりを認めることは必要。同事業の今後の利用の拡大を図る上でも預かり場所の制限について緩和が必要。

○多動性の発達障がいがあるケースについて、物損事故及び衝突事故等のリスクが高く、援助会員の受入が進まない。また利用会員もそのことを理由に、利用を遠慮されてしまう。

○こだわりが強く環境の変化に対応が難しい発達障がいを持つケースについて、場所や人に慣れるまで時間がかかり泣き続けたりする場合があります。近所への遠慮等から自宅での預かりが難しいケースが発生している。

○提供会員も依頼会員も預かる場所が提供会員の自宅ということに抵抗があり、なかなか活動が広がらない現状がある。そこで、子育て支援センターなど開かれた場所で預かることにより、会員同士安心して利用・提供することができる。また、1、2度子育て支援センター等で預かることで、提供会員が子どもの特性を理解でき、子どもとの信頼関係もできるため、提供会員の自宅での利用へと繋がっていくことが期待できる。

各府省からの第1次回答

当該事業は、援助を受けたい会員と援助を行いたい会員をマッチングする相互援助活動支援事業であり、預かり場所は原則援助を行う会員の自宅としている。ただし、対象児童に特殊なニーズがある場合など自宅での預かりが困難な場合で、両会員間で合意がある場合は施設での預かりも可能である。ただし、この場合においても、1対1の預かりの原則は守られるべきものであることに留意いただきたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

89

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の登録人数要件の見直し

提案団体

高知県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

地方の実情に応じ、会員数 50 人未満の小規模な子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)についても運営が可能な制度とすること

具体的な支障事例

【支障事例】

ファミリー・サポート・センターの運営については、50 人以上の会員が必要とされているが、ニーズがあるにもかかわらず、事業開始時に 50 人の会員を募ることが難しいという声が県内市町村から多数挙げられている。

【現状】

市町村単独で会員数 50 人の要件を満たせない場合、近隣の市町村と合同で事業の実施することができることとされているが、市町村の面積が広く、他の自治体とのアクセスが悪い場合等に、実際に稼働できる提供会員は同一市町村内に限られるため、合同で実施するメリットが乏しく、本県では、平成 16 年に高知市で開設されてから、平成 28 年に佐川町で開設されるまで、県内では実施市町村が 1 市のみという状況が続いていた。

【制度改正の必要性】

ファミリー・サポート・センター事業を実施している高知市の実績を基に、県内の人口が少ない市町村で予測される依頼会員の人数を算出すると、15 人程度であり、実際に活動している依頼会員と提供会員の比率は3:2となっている。

県内では、会員 50 人未満の場合に高知版ファミリー・サポート・センター事業を県単独費用で実施しているが、おおむね 30 人程度登録会員がいれば体制を確保することができると考えている。

昨年度高知版ファミリー・サポート・センターを開設した香南市についても、会員数が 50 人未満でも問題なく会員の依頼に対応し、センターの運営が実施できている。

登録人数要件を見直すことにより、小規模自治体においても、ファミリー・サポート・センターを設置しやすくなり、地域の実情に応じて、子育て世帯の多様なニーズに柔軟に対応できるようになる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

ファミリー・サポート・センター事業は、預かりの時間や理由などに対して柔軟に対応できる事業であり、子育てしながら働いている方への心強いサポートになるとともに、地域での支え合いが広がることも期待される事業である。

会員要件を緩和することにより、規模の小さな自治体においても、センターを設置しやすくなり、地域の実情に応じて、子育て世帯の多様なニーズに柔軟に対応できるようになることが期待される。

根拠法令等

児童福祉法第6条の3第14項、児童福祉法施行規則第1条の32の4、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、鳥取県、徳島県、佐賀県、宮崎県、沖縄県

○本県は平成27年11月、国の基準である会員数50名以上を満たすセンターの整備が県下全域で完了したが、近隣の市町村による合同実施など、県下24市町村に対して13センターでカバーしている。小規模での実施が可能になれば、多様なニーズによりきめ細かく対応できるようになると考える。

○利用会員50人未満では国庫の補助が受けられないが、広域で実施すると移動距離や移動時間の面から、利用者の不便さが増すという支障が生じる。

○会員数の要件により、国庫補助の対象とならないものの、市単独の事業としてファミリー・サポート・センターと同内容の事業を実施している自治体があることから、自治体の規模等地域の実情に応じた運営には同調する。

○現在は解消されているが、当県においても過去に会員が集まらず、補助を受けられない自治体があった。

○本県においても、3町において会員数が50人未満であり、単町費等で事業を実施しているケースがある。

○本県においても、50人未満の事業を対象とした独自事業を展開しているが、財源の確保に苦慮しており、要件の緩和が望まれる。

○要件が緩和されることにより、近隣市町村との合同実施が困難な離島市町村においても、地域のニーズに応じた事業の実施が可能となり、子育て支援の充実を図ることができる。

○本県内市町村では類似の活動を行っている民間団体があるが、会員数が支障となり、制度実施に至っていない。地域の子育て援助活動の確実な支援のために会員数の規制緩和は重要である。

各府省からの第1次回答

当該事業は、地域において子どもの預かりの援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織を設立して、会員間の相互援助活動を実施するものである。そのため、援助のニーズとニーズに対応できる体制があることを前提に、交付要綱において、会員数区分ごとに基準額を定めており、その下限を会員数50人～99人としているが、まずは実態を把握してまいりたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

33

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

児童発達支援事業と放課後等デイサービスの合同実施

提案団体

雲南市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童発達支援と放課後等デイサービスにおける人員配置基準及び設備基準について、定員数が少数である場合等には、両事業の指導員又は保育士の兼務及び同一の施設での実施を認めていただきたい。

具体的な支障事例

児童発達支援事業及び放課後等デイサービスの基準を同時に実施する場合、それぞれの基準について、基準を満たす人員及び設備を確保する必要があるが、市内の児童発達支援事業所においては、人員、設備の制約から当該基準を同時に満たす人員を確保することは困難である。そのため、放課後等デイサービスを実施する間は、児童発達支援事業を実施できない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

既存の人員、設備でも、基準を満たすことができるようになり、児童発達支援事業及び放課後等デイサービスの同時実施が可能となる。その結果、より長時間、幼児、児童を受け入れることができ、障害児支援の充実が図られる。

根拠法令等

児童福祉法第21条の5の18第3項
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
第5条(従業者の員数)
第10条(設備基準)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

港区

○現在事例はないが、港区でも両事業者とも増加傾向である。共働き世帯の増加等から児童発達支援の実施時間については、夕方の療育がの需要が見込まれるため、放課後デイサービスとの共同実施は、今後ニーズが高まると考える。

各府省からの第1次回答

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第80条～第82条において、多機能型事業所の特例を規定している。これにより、現状においても、「制度改革の効果」にあげられている児童発達支援事業所と放課後等デイサービスの同時実施が可能となっている。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

34

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

サテライト事業所における兼務可能な職員等の明示、必要な制度の見直し

提案団体

雲南市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

人員等の資源が限られる中山間地域においても児童発達支援事業を実施できるよう、サテライト事業所における兼務可能な職員等の明示、必要な制度の見直しを求める。

具体的な支障事例

市内の事業者は奥出雲町、飯南町に本体事業所のサテライト事業所を設置していたが中止することとなり、雲南市付近の奥出雲町、飯南町には、児童発達支援事業、放課後等デイサービスのサービス事業所がなくなってしまった。児童発達支援の利用児童数が全国的に増加傾向にある中、当該地域においては、「身近な療育の場」たる児童発達支援事業が行われていないため、十分な障害児発達支援が行われていない現状。

その主たる要因としては、本体とサテライトの定員配置等の考え方が地域の実態に適合していなかったことから、事業者において効率的な運営ができなかったと聞いている。

具体的には、いかなるサテライト事業所においても、本体による支援を前提としたサテライトのサービス水準や効率的な運営のガイドラインが示されておらず、結果として本体事業所と同様の人員配置をせざるを得ず、人材を確保することが困難であった。

また、児童発達支援事業の定員算定については、本体事業所の定員とサテライト事業所の定員の合計によることとされており、上記のように本体事業所と同様の人員配置となることで、本体事業所とサテライト事業所はそれぞれの施設で児童発達支援事業を実施している状態であったことから、規模の利益が働かず、事業者にとっては厳しい算定となっている。

以上を踏まえ、奥出雲町、飯南町のような人員等の資源が限られる中山間地域においても児童発達支援事業を実施できるよう、

○ 本体事業所との連携により、サテライト事業において、一定の療育の質を担保しつつ、小規模な形態にあった運営が可能となるよう、兼務可能な職員等の明示

または、

○ 本体事業所とサテライト事業所の定員を合算することは不合理であるので、必要な制度の見直しを求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

児童発達支援事業が実施されていない地域で、サテライト事業所の開設が可能となり、地域の実態に応じたサービスの提供が可能となる。

根拠法令等

児童福祉法第 21 条の 5 の 18 第 3 項
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
第 5 条(従業者の員数)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第 1 次回答

提案自治体のいう「サテライト事業所」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第 8 条に規定する従たる事業所のことであると思われるが、主たる事業所と従たる事業所は 1 つの事業所であるため兼務という概念がなく、提案の兼務可能な職員の明示は不可能である。また、1 つの事業所であることから定員を主たる事業所と従たる事業所で合算することは不合理ではない。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

36

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型以外の認定こども園の認定事務・権限の中核市への移譲

提案団体

松山市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園の認可は中核市の権限となっているが、それ以外の認定こども園の認定等事務について、中核市の所管とされたい。

具体的な支障事例

本市は平成26年度の提案募集で、認定こども園の全類型は、市町村による施設型給付の対象であるため、確認に関する事務は市町村が行っており、認定と確認に関する事務は共通する部分もあることから、一体的に行う方が事業者、自治体の双方にとってメリットがあるという提案を行った。
なお、当時の事務処理特例制度を活用することの回答を受け、愛媛県と協議を重ね、平成28年度から権限移譲を受けたところである。
これにより、窓口が一本化されたことから、事業者の負担が減少したほか、本市にとっても、地域の実情に応じた効率的、効果的な供給体制の確保等につながった。
一方で、事務処理特例による移譲は、市町村が移譲を求める場合、県の合意を得る必要があり、その協議時には県側が優位に立ちやすいことから、県の考え方によっては、市の考え方が事務に反映されるとは限らないため、法令によって明らかに中核市の固有の事務と位置付けられることで、より適切に反映できるようになることから、権限移譲を求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

窓口が一本化されることで、事業者の事務等に係る負担が減少するほか、認定こども園の供給体制確保をはじめとした各自治体策定の「子ども・子育て支援事業計画」に計画的に取り組むことができる。
事務処理特例制度は、あくまで「特例」であり、本来の権限は都道府県にあるが、法定移譲されることにより、真の地方分権に繋がるほか、全国的な基準とすることで、中核市間で差が無く、一律に業務に取り組むことができる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第3条等、第7条、第8条、第29条、第30条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森市、盛岡市、福島県、八王子市、富山市、長野市、豊田市、豊橋市、姫路市、奈良市、倉敷市、久留米市、沖縄県

○幼保連携型以外の認定こども園の認可権限を中核市に移行することにより、地域の実情を反映した認可事務を行うことができる。

○本市も、同様の経過が有り、愛知県より事務処理特例として平成 28 年度から権限移譲を受けている。

○本市では子ども・子育て家庭が、多様な保育ニーズに応じて教育・保育施設を選択し、適切な集団規模の中で等しく教育・保育を受けることができるよう、「奈良市幼保再編基本計画・実施計画」に基づき、すべての市立幼稚園と市立保育園をあらゆる手法(施設の統廃合や民間移管等)を用いて再編し、「幼保連携型認定こども園」に移行することを計画的に進めている。

こうしたなか、私立幼稚園に対して、現在認定こども園への移行について積極的な支援を実施しているところである。しかしながら、現在取組を行っている案件においても私立幼稚園へ認定こども園化を促す行政の立場として、幼保連携型以外の認定こども園に係る認定権限を有していない現行においては、私立幼稚園への移行に関する説明がスムーズにいかないことに加え、幼保連携型以外の認定こども園移行を希望する私立幼稚園は県と市の双方に事務手続きを踏まなくてはならず、煩雑であり、こども園化に支障をきたす恐れがあり、対応に苦慮している。

○当市においても貴市と同様に幼保連携型認定こども園以外の認可状況等の把握に苦慮している。

○認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した場合、中核市に対する認可の事前協議及び認可申請書類の作成、県に対する認定の事前協議及び認定申請書類の作成が同時期に必要となり、事業者にとっての事務的な負担が大きい。

市と県の事業計画における提供体制の確保に対する考え方が違う場合、認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した際に、中核市における保育所認可は得られるが、県による認定こども園の認定が得られないというケースが生じ、現に認可外保育施設を利用する 1 号認定該当の児童が当該施設を利用できなくなる可能性がある。

特定認可外保育施設型認定こども園の申請があった場合、市において認定の可否を判断することはできないが、事業計画上、提供体制に不足が生じている場合、申請を拒否することもできない。

○現在、認可外施設から地方裁量型認定こども園への移行を検討している施設があり、認定前に市の実情に合わせて指導を行い、ある程度改善した上で認定申請をしてほしいと考えている。しかし、認定が県、確認が市となっていることから、市からの指導が認定には関係なくなっている。県にも市の考え方は伝えているが、条例に照らし合わせれば事前協議で明確に不可との判断もできない。認定はするが、確認はしないということも制度上はありえるが、実際は難しいため、考え方を統一するためにも、窓口を一元化してほしい。

○施設の認可権者と認定こども園の認定権者が異なるため、事業者が双方の窓口と協議を行ったり、ほぼ同様の書類の提出を求められるなど、県、中核市ともに負担が大きくなっている。認定こども園(類型未定)への移行を目指す事業者にとって、一義的な相談窓口が不明確であり、責任を持った対応が難しくなっている。認定こども園の認定権者と特定教育・保育施設の確認権者が異なり、各々指導監査権限を有しているため、事業者にとって負担感があり、行政庁でも監査の着眼点や指摘事項の擦り合せ等の事務が必要となっている。

○本市では、具体的な支障事例はないが、提案のとおり、中核市においては認定こども園の類型によって「認可・認定」権限が分散していることから、制度改正が必要と考える。

○幼保連携型とほぼ同様の認定基準となっている。また、幼保連携型以外の認定は既存の保育所(幼稚園)からの移行が多いため、既存園の実情を把握している中核市において、認定する方が合理性があると思われる。

各府省からの第 1 次回答

中核市への権限移譲については、今後、引き続き中核市市長会における検討を注視していく。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

253

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型以外の認定こども園の認定事務・権限の中核市への移譲

提案団体

大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等事務・権限の移譲について、幼保連携型認定こども園の認可と同様に中核市にも移譲する。

具体的な支障事例

中核市については、幼保連携型認定こども園の認可権限と幼保連携型認定こども園以外の認定権限が一致しておらず、市として認定こども園にかかる事務を一体的に進めにくい。
・幼保連携型認定こども園の認可権限：知事、政令市、中核市
・幼保連携型認定こども園以外の認定権限：知事、政令市（H30年4月～）

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

幼保連携型認定こども園の認可等の権限と併せて、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限も移譲することで、認定こども園に係る事務について市で完結することが可能となり、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第3条、第4条、第7条、第8条、第29条、第30条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、青森市、福島県、八王子市、長野市、豊橋市、豊田市、奈良市、姫路市、鳥取県、沖縄県

○施設類型によって権限を有する自治体が違うため、書類の様式や認可・認定スケジュール、書類の提出先等が異なり、事業者にとっては手続きが煩雑になるとともに、市としては認定こども園に係る事務を一体的に進めにくくなっている。幼保連携型認定こども園の認可等の権限と併せて、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限も移譲することで、認定こども園に係る事務について市で完結することが可能となり、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながる。

○幼保連携型以外の認定こども園の認可権限を中核市に移行することにより、地域の実情を反映した認可事務を行うことができる。

○本市では子ども・子育て家庭が、多様な保育ニーズに応じて教育・保育施設を選択し、適切な集団規模の中で等しく教育・保育を受けることができるよう、「奈良市幼保再編基本計画・実施計画」に基づき、すべての市立

幼稚園と市立保育園をあらゆる手法(施設の統廃合や民間移管等)を用いて再編し、「幼保連携型認定こども園」に移行することを計画的に進めている。

こうしたなか、私立幼稚園に対して、現在認定こども園への移行について積極的な支援を実施しているところである。しかしながら、現在取組を行っている案件においても私立幼稚園へ認定こども園化を促す行政の立場として、幼保連携型以外の認定こども園に係る認定権限を有していない現行においては、私立幼稚園への移行に関しての説明がスムーズにいかないことに加え、幼保連携型以外の認定こども園移行を希望する私立幼稚園は県と市の双方に事務手続きを踏まなくてはならず、煩雑であり、こども園化に支障をきたす恐れがあり、対応に苦慮している。

○「認定等の権限」とあるが、「認定権限」については、提案のとおり事務効率化につながるため、財政的補償等の措置がなされる上での移譲は効果的であると考えますが、「認定基準」の策定部分を含む場合については、私立学校審議会との調整等課題がある。

○認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した場合、中核市に対する認可の事前協議及び認可申請書類の作成、県に対する認定の事前協議及び認定申請書類の作成が同時期に必要となり、事業者にとっての事務的な負担が大きい。

市と県の事業計画における提供体制の確保に対する考え方が違う場合、認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した際に、中核市における保育所認可は得られるが、県による認定こども園の認定が得られないというケースが生じ、現に認可外保育施設を利用する1号認定該当の児童が当該施設を利用できなくなる可能性がある。

特定認可外保育施設型認定こども園の申請があった場合、市において認定の可否を判断することはできないが、事業計画上、提供体制に不足が生じている場合、申請を拒否することもできない。

○施設の認可権者と認定こども園の認定権者が異なるため、事業者が双方の窓口と協議を行ったり、ほぼ同様の書類の提出を求められるなど、県、中核市ともに負担が大きくなっている。

・認定こども園(類型未定)への移行を目指す事業者にとって、一義的な相談窓口が不明確であり、責任を持った対応が難しくなっている。

・認定こども園の認定権者と特定教育・保育施設の確認権者が異なり、各々指導監査権限を有しているため、事業者にとって負担感があり、行政庁でも監査の着眼点や指摘事項の擦り合せ等の事務が必要となっている。

○保育の実施主体である市町村が認可事務も行うべきであることから、意見に同調する。

○指定都市と同様に中核市に対しても認定事務を移譲し、類型によらず認定こども園に関する事務を市で完結することにより、事業者にとっての負担軽減に繋がるものと考えます。

○幼保連携型とほぼ同様の認定基準となっている。また、幼保連携型以外の認定は既存の保育所(幼稚園)からの移行が多いため、既存園の実情を把握している中核市において、認定する方が合理性があると思われる。

各府省からの第1次回答

中核市への権限移譲については、今後、引き続き中核市市長会における検討を注視していく。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

41

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

公費負担医療における特例的な自己負担上限額の算定式の廃止

提案団体

別府市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

公費負担医療の高額療養費に係る自己負担限度額については、通知に基づき、所得に関わらず一律の限度額が適用されているが、この特例的な算定式を廃止し、健康保険医療に係る高額療養費の自己負担限度額を適用することを求める。

具体的な支障事例

公費負担医療の高額療養費に係る自己負担限度額については、通知に基づき、所得に関わらず一律の限度額(80,100円+(医療費-267,000円)×1%)が適用されている。
しかし、公費負担医療受給者に高所得者が多くないことから、健康保険医療に係る高額療養費の自己負担限度額(70歳未満の場合、5つの区分)と同じ算定式を適用した場合には公費負担を軽減することができる。
なお、公費負担医療のうち、指定難病特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費については、特例的な算定式ではなく、所得区分に応じた自己負担限度額が設定されている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公費支出を抑制することができ、それにより生じた財源で他の施策を拡充することができる。

根拠法令等

「公費負担医療が行われる療養に係る高額療養費の支払いについて」昭和48年10月30日 保発第42号・庁保発第26号 各都道府県知事あて厚生省保険局長・社会保険庁医療保険部長連名通知

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

ひたちなか市、豊橋市、豊田市、出雲市、飯塚市

○公費負担医療の高額療養費に係る自己負担限度額については、通知に基づき、所得に関わらず一律の限度額(80,100円+(医療費-267,000円)×1%)が適用している。しかし年度末に、該当者の所得区分を確認して、高額療養費の自己負担限度額を適用し再計算した結果で歳入更正等を行っているため、「制度改正による効果」欄にある効果はない。ただし、今回の制度改正を行うことにより、年度末の歳入更正などの事務処理が不要となり、事務負担が軽減されることの効果は大きい。

○福祉医療分のうち社会保険分を支払基金に委託する場合には、同様の支障が生じることから課題となっている。

○提案により公費負担は抑えられるが、医療保険者の負担は増となる。

国民健康保険者の負担が増えると被保険者の保険料負担が増えることになるため、国民健康保険者の立場からは本提案に反対である。本提案を基に改正されるのであれば国民健康保険者の負担増となる影響額について財政支援措置を講じるよう要望する。また、事務量について、現時点では方法及び対象者が未定ではあるが、所得照会に対する回答や限度額適用認定証の発行件数の増加が予想され、被保険者数が30万超の本市では事務量の増加が見込まれる。

各府省からの第1次回答

○公費負担医療に係る高額療養費の支給について、現在、指定難病特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費を除き、所得区分にかかわらず、年齢に応じて一律の自己負担限度額が適用されている。全ての公費負担医療における高額療養費の自己負担限度額を所得区分に応じて設定することとした場合、

- ・事務処理対応が可能なのか、
- ・医療保険財政が厳しい中、保険者の理解が得られるか、

等慎重に検討する必要がある、直ちに対応することは困難である。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

47

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

肝炎治療特別促進事業における核酸アナログ製剤治療の認定に係る有効期間の延長

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

肝炎治療特別促進事業における核酸アナログ製剤治療の認定の有効期間は「1年以内」とされ、当該受給者のほとんどが更新手続きを行っている状況にあることから、認定の有効期間を延長することを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

肝炎治療特別促進事業における核酸アナログ製剤治療の認定については、医師が治療を継続する必要があると認めた場合に更新の申請を行うことができるとされているが、核酸アナログ製剤治療は重症化予防のため、10年以上継続することが大半である。

そのため、当該受給者のほとんどが毎年更新手続きを行わなければならない、受給者にとって負担となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

肝炎治療特別促進事業における核酸アナログ製剤治療の認定の有効期間が延長された場合、受給者の更新手続きに係る負担を大幅に軽減することができる。

また、長崎県においては年間約1,200件程度の更新申請を受け付けており、職員の事務負担の削減も図られる。

根拠法令等

肝炎治療特別促進事業実施要綱(平成20年3月31日 健疾発第0331001号 厚生労働省健康局長通知)
肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱い(平成20年3月31日 健疾発第0331003号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、埼玉県、静岡県、川崎市、相模原市、新潟県、静岡市、豊田市、鳥取県、島根県、倉敷市、愛媛県、五島市

○本県の年間更新件数 1,104件

○本市における核酸アナログ製剤治療の申請は、新規が年間40～60件、更新は年々増加し、平成28年度には324件となり、平成23年度と比較し倍増している。

受給者のほとんどは毎年更新手続きが必要であり、受給者の負担となっている。

また、職員の事務負担も増加している。

○効率的な事務につながることや患者においても利便性が向上するため制度改正の必要がある。(H28年度申請数 175件)

○提案趣旨に賛同する。なお、複数年の有効期間の認定に当たり、財源の担保が必要である。肝炎治療特別促進事業は、法律に基づく事業ではなく国要綱に基づき実施する事業であるため、事業の法制化により、財源の確保と事業実施の安定化を図ることが同時に必要と考える。

○年間更新件数が多く、有効期間が延長された場合、受給者の更新手続きに係る負担及び職員の事務負担の軽減が図られる。※H28 更新件数 約 7,000 件

○本県においても、年間約 2,500 件の更新申請があり、相応の事務量となっている。

国においては、平成28年4月から、更新申請の簡素化が図られたところではあるが、当県の肝炎治療認定協議会においては、医学的な観点からも、1年毎の検査結果や治療内容の確認は基本的には不要ではあるとの意見を得ている。しかしながら、治療経過中に悪化により、薬剤変更をする例も見られるため、更新期間の設定については、審議が必要との意見も併せて出されている。

階層認定については、階層が上がる場合、数年間変更が保留される可能性が高くなるが、件数としては極少ないため、大きな影響はないと考えられる。

○本市においても、毎年 200 件以上の方を対象に更新申請を受理し県へ進達している。

更新手続きにあたり患者様の負担となるのは、

①更新手続きに伴う、窓口への来訪、必要書類の取得に係る時間的制約

②診断書作成料、住民票、課税証明等必要書類の取得に係る金銭的負担

があり、昨年度より川県では、必須項目の記載された採血結果、お薬手帳の写しの添付を行うことで継続的に治療が必要と判断され服用を続けていることが分かれば診断書の提出が不要となり②について患者様の負担の軽減が図られている。

年に一度の更新手続きが必要となっている背景には自己負担限度額の設定があるとも思われ、(患者と患者の属する世帯全員の市町村民税の所得割の合算で、1万円又は2万円)、相模原市では新規・更新含めた申請者のうちほぼほぼ1万円の判定となっている事実がある。そこで、有効期間の延長と併せて自己負担額の一本化(一律1万円)も提案する必要があると思われる。

○本市においては、年間250件前後の更新事務手続きを行っており、有効期間が延長されれば、受給者の負担軽減と共に、職員の負担も軽減できるため、本提案に賛同する。

○患者負担の軽減及び県事務負担の軽減につながるものとする。

本県の平成28年度更新件数:1,024件

○本県 800件

○当県においても年間700件程度の更新申請があり、有効期間の延長により受給者の負担軽減につながる。

各府省からの第1次回答

現行では核酸アナログ製剤治療を開始した患者の大部分が治療を生涯にわたって継続する必要があり、ご指摘の通り、平成22年度より肝炎治療特別促進事業において核酸アナログ製剤を助成対象として以降、多くの患者で数年以上の長期投与を続けている。

自己負担限度額の設定のための所得状況の確認については、公平性の観点から一年毎に確認する必要があると考えている。また、一方、今後も医師の診断書の提出を1年毎に求め、認定協議会を開催して認定を判断する必要があるかどうかについては、核酸アナログ製剤による治療によりB型肝炎の重症化が防止され、病態の変化がほとんど起きない、という声も踏まえ、肝炎治療戦略会議等の有識者を含めた会議を開いて検討する必要がある。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

48

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業登録等の事務の国から都道府県への移譲

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業登録等の事務に係る権限を国から都道府県に移譲することを求める。

具体的な支障事例

【現状】

毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づき、毒物劇物製造(輸入)業に係る登録、登録更新、登録変更及び変更届出等の事務については以下の区分で行うこととされている。

〔厚生労働大臣〕

・原体の製造(輸入)を行う業者

〔都道府県知事〕

・製剤の製造(製剤の小分けを含む。)又は原体の小分けのみを行う製造業者

・製剤の輸入のみを行う業者

なお、厚生労働大臣が行うこととされている事務については、都道府県知事が申請書受付、現地調査及び登録可否に係る副申を地方厚生局に行っている。

【支障事例】

・厚生労働大臣が行う事務については、都道府県と地方厚生局間の郵送等に時間を要するため、都道府県知事が行う事務と比べ1か月程度多くの時間がかかっている。

・原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業者からは、地方厚生局での登録票発行を急いでほしい旨の要請が寄せられている。

・なお、これまでに各申請に対する処分(登録可否等)について、福岡県の副申内容と地方厚生局の審査が異なる結果となり、協議を行った事例等はこれまで生じたことはない。したがって、国が行う事務を都道府県で処理することは可能と考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【効果】

都道府県から地方厚生局への進達や地方厚生局から都道府県への登録票の郵送等がなくなることで、事務処理期間の短縮が図られ、原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業者の利便性を高めることができる。

根拠法令等

毒物及び劇物取締法

第4条第1項から第3号まで、第7条第3項、第9条、第10条第1項、第17条第1項、第19条第1項から

第 4 項まで、第 21 条第 1 項及び第 23 条の 3
同法施行令第 36 条の 7

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、滋賀県、徳島県

○当県では、地方厚生局登録業者が多数を占めており、これらの業者からの相談・申請が多く、急を要する毒劇物の追加製造・輸入の申請があった場合、早急な対応が困難であり、業者の利益及び利便性を損ねる。
○毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づく、毒物・劇物の製造業や輸入業に係る登録、登録更新、登録変更及び変更届出等の事務のうち、厚生労働大臣が所管している事務については、提案県と同様に、県知事が所管する事務と比べ副申等の手続に要する期間分多くの時間を要している。
これまでに各申請に対する登録可否等について、本県の副申内容と地方厚生局の審査が異なるなど、協議を行った事例等がないのも提案県と同じ状況であり、事業者の利便性の観点から都道府県において処理できるのが望ましいと考える。
○・当県においても、原体を製造（輸入）する毒物劇物製造（輸入）業者からは、地方厚生局での登録票発行を急いでほしい旨、要請があったケースがあった（特に、登録変更申請について）。
・なお、これまでに各申請に対する処分（登録可否等）について、当県の副申内容と地方厚生局の審査が異なる結果となり、協議を行った事例等はこれまで生じたことはなく、国が行う事務を都道府県で処理することは可能と考える。

各府省からの第 1 次回答

毒物又は劇物のうち特にリスクの高い原体（100%の純度のもので毒性・劇性が非常に強い）は、広域的に流通するものもあり、不慮の事故及び何らかの甚大な災害等が発生した場合、自治体を越えた広域的な影響を及ぼす恐れがある。そのためにも、このような事態が発生した場合、国では係る事態に対応するため、迅速に情報を把握する必要がある。自治体において災害発生時等における対応及び事務取扱の状況等について把握した上で、地方厚生局と情報共有しながら当該情報の把握を可能とする組織体制の構築等の整備が行われれば、事務権限の移譲が可能であると考えられるため、まずは都道府県における実態の把握を行うことにより事務権限の移譲について検討したい。

なお、本提案を行った自治体が主張する提案理由は、①地方厚生局において審査期間が長期（1か月以上）に及ぶこと、②地方厚生局へ進達後の地方厚生局から当該進達案件について都道府県に対する協議がないこと、③原体を製造（輸入）する毒物劇物製造（輸入）業者から、早急な登録の要請があることの3点である。

①に関しては、事務処理期間が長期（1か月以上）に及ぶ事例について自治体に確認を行ったが、自治体から具体的な事例の提示はなされていない。当該事務の標準事務処理期間は 60 日と規定されているが（平成 6 年 9 月 28 日 薬務局長通知、薬発第 836 号）、書類に不備等なければこの期間より短期間で（平成 28 年度実績では平均処理日数は 3.8 日）処理されている。地方厚生局において1か月以上時間を要する場合は、書類の不備等必要な手続きを行っているためであって、事務処理に時間を要している訳ではないと考える。②に関しては、仮に都道府県に登録等に係る事務権限を移譲したとしても、登録基準は都道府県であっても地方厚生局であっても登録可否等の判断は同一であることから、書類の不備の是正等に要する期間が短縮するとは考えにくく、結果として、事務権限の移譲による効果（事務処理期間の短縮）は得られないものと考えられる。③に関しては、事業者より事務手続きを急ぐよう要望いただいているという事例を、当方では把握しておらず、具体的に御教授いただきたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

39

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

原体製造業者及び原体輸入業者の登録等に係る事務権限の移譲

提案団体

栃木県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づく、原体の製造を行う製造業者及び原体の輸入を行う輸入業者の登録等に係る事務権限を都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例

毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づき、毒物・劇物の製造業や輸入業に係る登録、登録更新、登録変更及び変更届出等が定められているが、申請する業務内容等により事務手続きが厚生労働大臣又は都道府県知事に区分されている。

〔所管事務〕

○厚生労働省 ※法第4条第1項

- ・原体の製造を行う製造業者
- ・原体の輸入を行う輸入業者

○都道府県知事 ※施行令第36条の7

- ・製剤の製造(製剤の小分けを含む。)若しくは原体の小分けのみを行う製造業者
- ・製剤の輸入のみを行う輸入業者

一方で、厚生労働大臣が所管している事務については、都道府県が申請書受付、現地調査をするとともに、登録可否に係る副申を地方厚生局に行っている。

このため、都道府県と地方厚生局間の郵送等に時間を要し、都道府県知事が所管する事務と比べ処理期間が1か月程度多く要している。

また、これまでに各申請に対する登録可否等について、本県の副申内容と地方厚生局の審査が異なるなど、協議を行った事例等はなく、都道府県で処理できるものとする。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県から地方厚生局への副申・進達や、地方厚生局から都道府県への登録票の郵送等が不要となり事務処理期間が短縮されることで、原体の製造を行う製造業者及び原体の輸入を行う輸入業者の利便性を高めることができる。

根拠法令等

毒物及び劇物取締法

第4条第1項・第2項、第7条第3項、第9条、第10条第1項、第17条第1項、第19条第1項から第4項まで、第21条第1項及び第23条の3

同法施行令第36条の7

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、滋賀県、徳島県、宮崎県、沖縄県

○当県では、地方厚生局登録業者が多数を占めており、これらの業者からの相談・申請が多く、急を要する毒劇物の追加製造・輸入の申請があった場合、早急な対応が困難であり、業者の利益及び利便性を損ねる。

○毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づく、毒物・劇物の製造業や輸入業に係る登録、登録更新、登録変更及び変更届出等の事務のうち、厚生労働大臣が所管している事務については、提案県と同様に、県知事が所管する事務と比べ副申等の手続に要する期間分多くの時間を要している。

これまでに各申請に対する登録可否等について、本県の副申内容と地方厚生局の審査が異なるなど、協議を行った事例等がないのも提案県と同じ状況であり、事業者の利便性の観点から都道府県において処理できるのが望ましいと考える。

○当県においても、原体を製造（輸入）する毒物劇物製造（輸入）業者からは、地方厚生局での登録票発行を急いでほしい旨、要請があったケースがあった（特に、登録変更申請について）。

・なお、これまでに各申請に対する処分（登録可否等）について、当県の副申内容と地方厚生局の審査が異なる結果となり、協議を行った事例等はこれまで生じたことはなく、国が行う事務を都道府県で処理することは可能と考える。

○地方厚生局へ進達することで処理期間が長くなっている。

各府省からの第1次回答

毒物又は劇物のうち特にリスクの高い原体（100%の純度のもので毒性・劇性が非常に強い）は、広域的に流通するものもあり、不慮の事故及び何らかの甚大な災害等が発生した場合、自治体を越えた広域的な影響を及ぼす恐れがある。そのためにも、このような事態が発生した場合、国では係る事態に対応するため、迅速に情報を把握する必要がある。自治体において災害発生時等における対応及び事務取扱の状況等について把握した上で、地方厚生局と情報共有しながら当該情報の把握を可能とする組織体制の構築等の整備が行われれば、事務権限の移譲が可能であると考えられるため、まずは都道府県における実態の把握を行うことにより事務権限の移譲について検討したい。

なお、本提案を行った自治体が主張する提案理由は、①地方厚生局において審査期間が長期（1か月以上）に及ぶこと、②地方厚生局へ進達後の地方厚生局から当該進達案件について都道府県に対する協議がないこと、③原体を製造（輸入）する毒物劇物製造（輸入）業者から、早急な登録の要請があることの3点である。

①に関しては、事務処理期間が長期（1か月以上）に及ぶ事例について自治体に確認を行ったが、自治体から具体的な事例の提示はなされていない。当該事務の標準事務処理期間は60日と規定されているが（平成6年9月28日薬務局長通知、薬発第836号）、書類に不備等なければこの期間より短期間で（平成28年度実績では平均処理日数は3.8日）処理されている。地方厚生局において1か月以上時間を要する場合は、書類の不備等必要な手続きを行っているためであって、事務処理に時間を要している訳ではないと考える。②に関しては、仮に都道府県に登録等に係る事務権限を移譲したとしても、登録基準は都道府県であっても地方厚生局であっても登録可否等の判断は同一であることから、書類の不備の是正等に要する期間が短縮するとは考えにくく、結果として、事務権限の移譲による効果（事務処理期間の短縮）は得られないものと考えられる。③に関しては、事業者より事務手続きを急ぐよう要望いただいているという事例を、当方では把握しておらず、具体的に御教授いただきたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

50

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

特別児童扶養手当に関する監査権限の道府県から指定都市への移譲

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

特別児童扶養手当に関する監査権限を道府県から指定都市へ移譲することを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

特別児童扶養手当認定事務については、平成27年4月1日に指定都市に権限が移譲されたが、指定都市(管内区役所、福祉事務所等含む。)への監査指導は事務連絡において道府県が行うこととされている。熊本県では、認定事務を行っている区役所に対し監査指導を実施しているが、同様に指定都市本庁においても管内区役所等への積極的な指導・研修をすることとされており、二重指導が懸念されている。また、道府県の場合、実際に認定業務を行う県の出先機関等に対し、道府県本庁が内部監査を行った上で、厚生労働省の指導監査を受ける取扱いであることから、同様に、指定都市においても、区役所に対し指定都市本庁が内部監査を行う方が監査手続としての整合性が図られる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【効果】

区役所での認定事務に係る監査を市役所本課が実施することで、行政の効率化が図られ、地域の自立性が高められる。

【懸念の解消策】

指定都市が行う認定事務については、国の監査指導の対象であるため、国による実施状況の把握が可能である。

根拠法令等

特別児童扶養手当認定事務等に係る指定都市への権限移譲について(平成26年10月31日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課手当係事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、新潟市、静岡県

〇市町村(政令市を含む)への指導監査は国、県で行っている。本県政令市は認定事務を区役所に委任していないため、現在支障となる事例はないが、今後市役所本課から区役所に認定事務を委任した場合は効率性の

観点から市役所本課が監査を実施することが望ましい。
○区役所の負担軽減と行政の効率化が図られる。

各府省からの第1次回答

平成27年度に特別児童扶養手当認定事務等の道府県から指定都市へ移譲した際に、引き続き道府県が指定都市(本庁、区役所等)を監査することとしていたが、認定事務等の移譲から丸2年が経過したことから指定都市による内部監査で足りると考えられるため、道府県の指定都市に対する監査を解除し、指定都市の区役所等への監査・研修については指定都市の本庁が行うこととする。

なお、指定都市に対しては、国から通知及び事務連絡により、監査担当職員の資質の向上、統一的な指導監査の実施をお願いする。

注)上記の実施にあたっては、指定都市の業務が増加することとなるため、全指定都市または指定都市市長会から了解を得ることが条件と思われる。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

51

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

特別児童扶養手当に関する審査請求に係る裁決権限の道府県から指定都市への移譲

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

特別児童扶養手当に関する審査請求に係る裁決権限を道府県から指定都市へ移譲することを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

特別児童扶養手当認定事務については、平成27年4月1日に指定都市に権限が移譲されたが、指定都市が行った処分に対する審査請求先は事務連絡において道府県が行うこととされている。

処分庁(区役所)と当該処分に対する審査庁(道府県)が異なるため、受給者にとって分かりにくく、手続きが煩雑になっている。

また、熊本県では審査に必要な資料の収集等に相当の時間を要している。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第27条では、「都道府県知事のした特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当(以下「手当」という。)の支給に関する処分に不服がある者は、都道府県知事に審査請求をすることができる。」と規定され、処分庁が審査請求先とされているところであるが、指定都市については、県と同様の認定事務を行っているにも関わらず、その取扱いが異なっている状況。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【効果】

認定申請と審査請求の窓口を一本化することにより、住民の煩雑さ、分かりにくさが解消され、指定都市の受給者の利便性が高まるとともに、行政の効率化や事務処理期間の短縮が図られる。

【懸念の解消策】

審理員制度や第三者機関の設置により公平性は担保される。

根拠法令等

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第27条、特別児童扶養手当認定事務等に係る指定都市への権限移譲について(平成26年10月31日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課手当係事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、静岡県、大阪府

○現在、政令市の処分に係る審査請求の実績はないが、審査にかかる資料の収集や手続きの煩雑さの観点か

ら処分庁である政令市が審査請求先となることが望ましい。

各府省からの第1次回答

法定受託事務に関する審査請求の取扱いを定めた地方自治法第255条の2第1項の規定においては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、都道府県知事が行った処分については大臣に対して、市町村長が行った処分については都道府県知事に対して、それぞれ審査請求を行うこととされている。

特別児童扶養手当に係る事務は法定受託事務であることから、基本的には、地方自治法の規定が適用されるが、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下「法」という。)第27条の規定において、都道府県知事が行った処分に関する審査請求については、都道府県知事に審査請求することができることとされている。この規定は、都道府県知事による不利益処分を受けた者が、厚生労働大臣に対して再審査請求を行うことができるよう、救済機会の確保の観点から特例的に設けられているものである。(特別児童扶養手当制度は国が定める認定基準に基づき、各都道府県知事・指定都市市長が認定を行っていることから、処分庁に係わらず、最終的な審査は厚生労働大臣が行うことが必要である。)

一方で、指定都市市長が行った特別児童扶養手当の処分に関する審査請求は、地方自治法の規定に基づき、都道府県知事に対して行い、都道府県知事の裁決に不服があれば、特別児童扶養手当法第30条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣に再審査請求を行うことができる。

このように、指定都市市長が行った特別児童扶養手当の処分については、厚生労働大臣への再審査請求の機会が確保されていることから、法第27条と同様の特例を設ける必要性はない。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

186

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

児童扶養手当受給者が公的年金給付金を遡及受給した際の事務負担の軽減

提案団体

奥州市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童扶養手当受給者が公的年金給付金を遡及して受給し、公的年金給付額が児童扶養手当額を上回った場合、児童扶養手当と公的年金給付の重複期間については、遡って手当を返還させる必要があるため、公的年金給付の支給額から児童扶養手当返還額を差し引いた額を受給者へ支給できるようにされたい。

具体的な支障事例

○公的年金給付金を遡及して受給する場合、児童扶養手当の返還額が数十万円～百万円となる場合があり、本市では5世帯、手当返還額約300万円が未納のままとなっている。また、公的年金給付が支給されても浪費等により児童扶養手当の返還に応じることができないケースも見受けられ、分割納付により返還完了まで数年に及ぶ場合がある。

○定期的な児童扶養手当受給者への聞き取り、年金関係機関への照会等により児童扶養手当返還額の未納の防止に努めているが、手当受給者全体の人数が多いことから、毎年数名程度の未納者が発生している。

○児童扶養手当受給者のうち精神疾患による障害年金受給者が増加傾向にあり、児童扶養手当の返還の発生そのものが受給者の心理的負担となっている。

○年金受給を理由に児童扶養手当が支給停止となることへのクレームも多く寄せられている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

児童扶養手当返還額の債権管理業務の負担軽減に繋がり、債権回収率が高くなることで財政負担の軽減（児童扶養手当事業は、財源が国費1/3、市費2/3）にも繋がる。また、児童扶養手当受給者にとっても手当返還額と公的年金給付金遡及支給額とを清算した上で公的年金給付金を支給することで、手当返還額の納入手続きの負担を軽減することができる。

根拠法令等

児童扶養手当法第3条及び第13条の2
児童扶養手当法施行令第6条の3及び4

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、郡山市、群馬県、川崎市、平塚市、厚木市、海老名市、新潟市、大垣市、多治見市、静岡県、沼津市、磐田市、豊橋市、春日井市、城陽市、箕面市、伊丹市、出雲市、山陽小野田市、徳島県、高松市、飯塚市、春日市、熊本県、宮崎市、延岡市、鹿児島県

○障害年金受給にかかる返納金発生は、当市においても多数事例があるが、債務承認書を取り、納付書を送付しても全く納付してくれない者や、催告をしても逆に、返納が発生したのは行政の怠慢と言われることがある。整備を行ってもらえれば、返納のとりこぼしもなく、財政負担軽減につながる。

○本県においても、次のとおり支障事例がある。公的年金給付の遡及支給による児童扶養手当の返納金債権は、31件、13,987千円に上る(平成28年度)。公的年金給付が遡及される性質上、返還金の発生を完全に防止することは不可能であり、また、受給者に過失が認められないケースも多いため、手当の返還について理解を得ることは容易ではない。公的年金給付の支給額から児童扶養手当返還額を差し引いた額を受給者へ支給できるようになれば、返還金債権発生的大幅抑制が期待できるとともに、債権者・債務者双方にとっての心的・事務的な負担軽減となる。

○児童扶養手当受給者に公的年金が遡って支給されることが確認できた時点で、その後の児童扶養手当過払金債権が発生しないよう、初めての年金支給日に合わせ速やかに児童扶養手当が返還されるよう事務手続きを進めなければならないこと、また、受給者と直接関わる町村担当職員に受給者への返還指導を依頼するなど、債権発生を未然に防ぐための事務負担増となった事例は、当県においてもある。

○【支障事例】

障害年金については、定期的な確認では受給権の有無の確認が困難であり、さらに遡及して障害年金の受給権が該当することもあり、手当の返還額も高額になる。年金受給開始後に受給権が発覚した場合は、返還額が高額だと一括での返還が困難になるケースもある。

【制度改正の必要性】

公的年金給付額から児童扶養手当額を差引くことで児童扶養手当受給者の負担が軽減できる。

○当市でも、精神疾患による障害年金が、遡及して支給決定されたことにより、返還金が発生し、同様に返還金の発生自体も心理的負担になっていることに加え、外出が困難な病状の場合もあり、金融機関まで納入手続きに行く手間も、本人の負担となり返還が進まない事例がある。

○本市においても同様の支障事例は発生している。この提案は遡った期間の公的年金が一括して給付される際に、児童扶養手当の返還額を差し引きする話であると捉えているが、年金の支給額、受給者の生活状況や他の債権の存在など個々の状況を精査した上で、提案事項のような選択肢があることは有効と考える。

○本市で公的年金を遡及して受給することにより過払いが発生し現在返納している件数が9件、債権残額が4,990,120円となっている。受給者から公的年金の申請をしたことについて連絡があった場合でも、遡及して受給が決定するため過払いが発生してしまう。遡及して公的年金の受給が決定した場合、手当の過払い金額も高額となるため、分割返納となると完納まで長期間かかってしまう。未納が続き督促等をして返納してもらえないことがある。また、日中仕事をしているため、納付書等で銀行振込することが難しいとの意見もある。公的年金給付額から児童扶養手当返納額を差引くことで、債権を確実に回収することができ、財政負担の軽減が期待できる。また、返納者が銀行等に出向き、返納手続きをする負担を減らすことができる。

○公的年金が遡及支給となり、児童扶養手当返還金が高額となるケースが年数件ある。相殺ができれば、こうしたケースの債権管理は不要となる。

○本市においても児童扶養手当受給者が障害年金を5年分遡って受給したケースがあった。年金が振り込まれる前に、返還について同意を得ることができたので、滞納にはならなかったが、受給者は児童扶養手当が生活費の収入としており、年金を受給しても同様であるため、生活ができないという主張で、返還について最後まで納得されていなかった。債権回収が円滑に完了するかは、返還する本人の意識による部分が影響するため、本人の同意に関係なく、公的年金給付の支給額から児童扶養手当返還額を差し引いた額を受給者へ支給できるようにされたい。

○本市においても、公的年金を遡及して受給したことによる返還金約550万円が未納になっている。

○当市では、同様の案件による未納額は7世帯、5,827,580円となっており、債権回収の懸案事項となっている。児童扶養手当と公的年金の全額併給を認められていないため、それぞれが調整を図って支給すべきであり、児童扶養手当の受給の際には、年金関係機関へ年金支給額を確認して支給していることから、年金受給の際には児童扶養手当の受給状況を確認した後に支給すべきではないか。

児童扶養手当額を差し引いた分について、自治体に支給するか、年金額を減額するかについては法整備等により対応していただきたい。

○公的年金給付を遡及して受給したことで、児童扶養手当債権が発生した事例が直近でも5件あり、1件あたりが数十万～百万円と高額であること、また公的年金給付を受けた場合は返還の必要があることを知らずに支給を受けてすぐに消費するなど、児童扶養手当の返還に応じることができないケースも見受けられ、数年にわたって分割納付により対応するなど債権回収事務が大きな負担となっている。

○障害年金受給者は、遡及して給付を受ける事例が多く、定期的に児童扶養手当受給者への聞き取りをしても債権の発生自体を防ぐことは困難である。

○児童扶養手当受給者のうち精神疾患による障害年金受給者が増加傾向にあり、児童扶養手当の債権の発

生そのものが受給者の心理的負担となっている。

○公的年金の支給に係る事務の処理期間が短縮されれば、誤支給の防止につながると考えられますが、もとより年金サイドにおける児童扶養手当との併給調整の制度啓発を主体的・継続的に取り組まれることが必要であると考えます。

○周知をしてもこのようなケースが発生することは懸念されることである。当事者的には遡りの返還は納得のいくものではなく、すんなりとは返してもらえない事もある。年金から調整されれば返還の負担は軽減されると思われる。

○年金を遡及して受給したことにより、児童扶養手当の返還金が高額となり、一括での返還も困難なため、長期間にわたる返還計画を結ぶ事例がある。提案内容のように制度を変更することにより、受給者も自治体も負担軽減につながる事が期待できる。

○公的年金を遡及して受給する場合、本市においても児童扶養手当返還額が一人当たり数十万から数百万円となる場合があり、現在も未納のままである。また、公的年金給付が支給されても浪費等により児童扶養手当の返還に応じることができないケースも見受けられ、分割納付により返還完了まで数年に及ぶ場合がある。

○定期的な児童扶養手当受給者への聞き取り、年金関係機関への照会等により児童扶養手当返還額の未納の防止に努めているが、手当受給者全体の人数が多いことから、毎年数名程度の未納者が発生している。

○児童扶養手当受給者のうち精神疾患による障害年金受給者が増加傾向にあり、児童扶養手当の返還の発生そのものが受給者の心理的負担となっている。

○本市においても同様な状況であり、平成28年については7件中5件、約300万円の滞納があり。なかには、公的年金給付を5年遡及して受給し、児童扶養手当の返還額が277万円にもなるケースもある。分割納付により返還完了まで長期に及ぶ場合が多い。

○公的年金給付を遡及して受給する受給者の把握が難しく、年金関係機関や、市民課、生活福祉課等からの情報提供等、早期把握の検討している。

○年金が遡及し支払われるが、一方で児童手当で、その分を返還することになることに理解が得られないケースが多くみられ、滞納に繋がっている。

○本市においても同様の事例があり、関係機関への照会等から債権発生防止や発生後の未納防止に努めている。

・しかし、毎年数名程度の未納者が出ていることから、年金給付額から手当返還額を調整し、調整分を給付期間から自治体へ返還することにより、受給者負担(債権発生に伴う心理的負担や納入手続の負担)を軽減することができる。

○本市では現在、1世帯、手当返還額約300万円が未納のままとなっている。年金事務所等への照会等により、早期発見及び納付に努めてはいるが、債権としては毎年数件発生している。

○公的年金給付を遡及して受給する場合、児童扶養手当の返還額が数万円～百万円となる場合があり、本市では10世帯、手当返還額約560万円が未納のままとなっている。また、公的年金給付が支給されても生活が苦しい等により児童扶養手当の返還に応じることができないケースも見受けられ、分割納付により返還完了まで数年に及び、または支払能力がないことにより不納欠損となる場合がある。

○定期的な児童扶養手当受給者への聞き取り、年金関係機関への照会等により児童扶養手当返還額の未納の防止に努めているが、手当受給者全体の人数が多いことから、毎年数名程度の未納者が発生している。

○公的年金給付は遡及する場合も多く、児童の年齢到達等により資格喪失した者への聞き取りの機会がない場合や転出により接触が困難な場合もある。

各府省からの第1次回答

公的年金制度は、老齢や障害等の保険事故が発生したことにより、稼得能力を喪失し、または減退した者が、その後の生活を維持できるように所得保障を行うことを目的としているものであり、年金の給付を受ける権利は、譲り渡すことのできない一身専属のものであると規定されている。このような規定が設けられている趣旨は、受給権者の生活を保障するために年金の給付を受ける権利を保護するというものであり、もしこのような規定がない場合には、仮に他法の規定に基づく処分を実施するためであったとしても、受給権者の生活を維持するという年金法制度における基本的な趣旨が損なわれるおそれがあると考えられることから、年金の給付を受ける権利を譲り渡すことは、国民年金法第24条及び厚生年金保険法第41条第1項の規定により禁止されているところである。このため、受給権者の年金支給額のうち、児童扶養手当の返還額に相当する額を本人に支給せず、児童扶養手当の実施機関に譲渡することはできない。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

17

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

児童扶養手当において転出と同時に資格喪失となる場合の資格喪失手続きの規制緩和

提案団体

茅ヶ崎市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

転出と同時に児童扶養手当が資格喪失となる場合に転出前の自治体で資格喪失手続きができるようにされたい。

具体的な支障事例

児童扶養手当受給者が東京都で資格喪失届を提出せずに神奈川県茅ヶ崎市に転入し、転入と同時に事実婚関係が生じたため、神奈川県茅ヶ崎市では児童扶養手当の申請は行わなかった。その後、事実婚が解消され、再び東京都の前住所地へ転入した際に児童扶養手当申請を行ったが、資格喪失届が東京都でも神奈川県茅ヶ崎市でも提出されていないため、児童扶養手当の再認定を行うことができなかった。

この場合、資格喪失届の提出先は事実婚状態の始期により判断すべき事例と考えられるが、東京都は転入後に事実婚状態となったと考え、神奈川県は事実婚状態となったことで転入したと考えており、いずれの解釈も成り立つ事例であることから、自治体間で意見を調整することが困難であった。

自治体による事実確認が原則であると考えつつも、当該事例は自治体をまたがる問題で、自治体毎に対応が異なってしまうと国民に不利益をもたらすものであり、有権解釈権のある国としての解釈を、通知等により明確にして頂きたい。

その上で、支給認定を行っていない自治体が資格喪失届出を受け付けることは不合理であり、システム処理にも多大な支障があるため、当該事例のように転居と資格喪失が同時の事例であって、二重の解釈が可能である場合においては、一律に支給認定を行った旧住所地において資格喪失届出を受理すべきものと整理していただきたい(一都三県のうち、東京都以外の県では同様に処理している。)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

児童扶養手当受給者が転出と同時に資格喪失となる場合の資格喪失手続きを住民の利便性を考慮した方法とすることで、支障事例のように資格喪失届が住所変更前後の市町村のどちらにおいても未提出となり、児童扶養手当の再認定ができないような事態を未然に防ぐことができ、適切な住民サービスの提供及び行政事務の効率化に繋がる。

根拠法令等

児童扶養手当法第4条

児童扶養手当法施行規則第11条

『児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係法令上の疑義について』(厚生省児童家庭局企画課長通知 昭和48年 児企第28号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、朝霞市、川崎市、平塚市、豊橋市、香川県、新宮町、宮崎市

○当市においても転入した時に男性と同居が発覚したということは過去の事例でもあり、その際には前自治体への連絡を取っている。前自治体との相談をもって喪失手段をどうするか話し合いをしているところであるが、制度で整備してもらえれば話は早くつくと思う。

○児童扶養手当受給者が当市から転出することに伴い、変更届を提出したが、その後、転入先市町村において、児童扶養手当の手続きをされていない方がいる。

そのため、転出確定の状況が確認出来たら、資格喪失手続きができるようにされたい。

○当市の取扱いとして、当市から他市町村に転出した場合、転出先で資格喪失事由に該当することが確認できた場合は、当市において資格喪失をおこなっている。提案には賛同するが、児童手当と同様に転出した時点で資格喪失をする仕組みに統一することがよりのぞましい。

○当市でも同様の事例があり苦慮することがあったため明確化を望む。

○当県でも同様の事例があり、児童扶養手当受給者が転出と同時に資格喪失となる場合の資格喪失手続きを、住民の利便性を考慮した方法とすることで、支障事例のように資格喪失届が住所変更前後の市町村のどちらにおいても未提出となり、児童扶養手当の再認定ができないような事態を未然に防ぐことができ、適切な住民サービスの提供及び行政事務の効率化に繋がると思われる。

○当町においても転出入による当該事務処理は増加傾向にある。記載事例による事務処理も増加すると見込まれるが、基準を明確とすることで受給者の不利益並びに事務の効率化を図ることができると考えられる。

各府省からの第1次回答

児童扶養手当法第4条第2項第4号または第6号により、母または父の配偶者に児童が養育されているとき、手当は支給されないことになっている。仮にご提案のように、一律で転出元自治体において資格喪失することとすると、法第4条第2項第4号または第6号にも該当しないにもかかわらず、資格喪失になる可能性があるため、認めることはできない。法第4条第2項第4号または第6号に該当するに至ったのがどちらの自治体であるか、転出元・転出先自治体両者が協力し、事実関係を特定した上で、適切に喪失手続きをとられたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

52

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限の道府県から指定都市への移譲

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限を道府県から指定都市へ移譲することを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

道府県内の審査庁は1か所(知事)であり、審査に必要な資料の収集等、審査請求の事務処理に時間を要している。(生活保護法第65条に定める裁決すべき期間内での処理が困難な状況。)

また、指定都市の処分に対する審査庁が道府県であることは、指定都市の受給者にとって分かりにくい。(熊本市には、生活保護に関する審査請求提出先の確認が年間数件寄せられていることである。)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【効果】

指定都市設置福祉事務所に係る審査請求を指定都市が担うことにより、県のみで対応していた審査請求の期間短縮が図られる。(熊本県の場合、審査請求の半分が指定都市分であることから、事務処理時間は概ね半分に短縮されると想定される。)

また、処分に対する審査庁が指定都市となることにより、指定都市の受給者にとっての分かりにくさが解消される。

【懸念の解消策】

審理員制度や第三者機関の設置により公平性は担保される。

また、指定都市では、県と同様に管下福祉事務所に対する指導監査体制が構築されているため、審査庁としての事務処理は可能である。

根拠法令等

生活保護法第64条、65条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、宮城県、京都府、大阪府、熊本市

○指定都市が処分庁となる審査請求が多数を占めており(平成28年度においては、審査請求総数15件のうち10件が指定都市の事案)、法定期限内の裁決に当たり大きな支障となっている。

○審査請求も半数以上が政令市に係るものであり、裁決権限を委譲し分散することにより、今後請求があった場合の事案処理の加速化が図れるものと思われる。

(H28:49 件中 31 件(63.3%)、H27:74 件中 42 件(56.8%))

また、指定都市の市民にとっても、区役所の次の段階が市役所本庁ではないというのにはわかりにくいと思われる。

なお、現状において、審査に当たっての資料の収集や弁明書の作成、照会に対する回答などは、審査庁と処分庁(区役所)が直接連絡を取り合うことはなく、一度市役所本庁で集約し、各区役所に割り振りしている実態にある。

○域内の審査庁が1か所(知事)であり、審査請求件数も多く、審査に必要な資料の収集等、審査請求の事務処理に時間を要していることから、生活保護法第 65 条に定める裁決すべき期間内での処理が困難な状況である。

各府省からの第 1 次回答

○ 現行制度においては、生活保護の決定及び実施(以下「保護の決定実施」という。)に関する処分に対する審査請求の審査庁は、都道府県知事と規定している。

これは、一定程度の件数を審査することにより知見の蓄積が行われることで処分の判断基準、内容及び手続きに関して統一性が高まり、行政の効率的な事務処理となるとともに、不服申立を行った被保護者の迅速な救済に繋がるとの観点から規定したものであるが、厚生労働省としては、本提案に関する対応については、都道府県並びに権限が委譲される指定都市及び指定都市と同様に大都市特例が講じられている中核市(以下「指定都市等」という。)の意見及び相互の調整状況を踏まえて検討したい。

○ なお、総務省としては本提案について異議はないもの。

(参考)

生活保護に関する審査請求について

指定都市等へ権限委譲した場合、都道府県知事が行う審査請求の一部が指定都市等に委譲される。

生活保護に関する都道府県の審査請求

・都道府県分

審査請求(件):13,946

上記のうち、処理期間 6 ヶ月超(件):3,037

※保護の決定実施等に関する処分とそれ以外の処分に対する審査請求件数の合計。

生活保護に関する指定都市等の審査請求

・指定都市分

審査請求(件) 95

上記のうち、処理期間 6 ヶ月超(件) 23

・中核市分

審査請求(件) 不明

上記のうち、処理期間 6 ヶ月超(件) 不明

※保護の決定実施等に関する処分以外の処分に対する審査請求件数。

※中核市については公表されていない。

(出典:「平成26年度における行政不服審査法等の施行状況に関する調査結果」(平成 27 年 12 月 総務省))

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

190

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

生活保護法第7条に規定する保護申請者の追加

提案団体

岐阜市

制度の所管・関係府省

法務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

生活保護法第7条に規定する保護申請者に、成年後見人を加えるよう規定を改められたい。

具体的な支障事例

成年被後見人(精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者)は、十分な判断能力がなく、自身の生活困窮状態を自覚していなかったり、保護申請の意思表示を行うことができない場合がある。成年後見人は、成年被後見人に代わって財産行為をし、その生活状況を最も把握しているにもかかわらず、現状、成年被後見人について保護申請をすることができない。民法における単純な代理による申請とは異なるのであって、成年後見人の権限・職責を考慮するならば、成年後見人が保護申請をすることができるとしても、本人の意思に基づいた申請を原則とする生活保護制度の趣旨に反するものでもない。また、生活保護法第81条において、生活保護者に対し成年後見制度の活用を図るよう義務付けがあるならば、保護申請についても成年後見人ができるとすべきである。なお、上述の支障については、生活保護法第25条の規定により職権をもって保護を開始できる場合もあるが、「急迫した状況にある」とは認められない場合も多く、上記の支障は解消しきれない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

成年後見人による申請を認めることで、はじめて申請の意思表示ができない成年被後見人の申請権は確保され、急迫した状況でない場合であっても必要な保護を受けることが可能となる。また実施機関においても生活状況の把握、財産調査等の保護の決定に必要な事務を迅速かつ正確に行うことが可能となる。

根拠法令等

生活保護法第7条、生活保護法別冊問答集問9-2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

日立市、ひたちなか市、多治見市、島田市、豊田市、豊橋市、京都府、京都市、大阪府、岡山県、北九州市、雲仙市、熊本市、大分県

○精神障がいまたは知的障がい等により要保護状態となっている者が、成年後見人を同伴し生活保護申請を行うケースがあるが、その場合も、生活保護法に代理申請の規定がなく、国は代理人による保護申請はなじま

ないと解していることから、実施機関としては当該要保護者の意思能力の範囲内で申請意思を確認し、本人からの申請として受理している場合がある。

なお、生活保護法第 81 条において、被保護者が未成年者又は成年被後見人である場合において、親権者及び後見人がないときは、保護の実施機関は速やかに後見人の選任を家裁に請求しなければならないと規定されており、成年被後見人に対する保護の実効性を担保していることから、保護の申請においても成年被後見人による代理申請を可とする規程が必要と考える。

○保護は、申請に基いて開始することが原則である。また、その申請は本人の意思に基づくことが大原則であり、仮に要保護状態にあったとしても生活保護の申請をするか、しないかの判断を行うのはあくまで本人であり、現行運用上、代理人が判断すべきものではないとされている。しかし、本人に、十分な判断能力がない場合や、保護申請の意思表示を行うことができない場合については、代理人による保護申請の検討も必要と考える。

成年被後見制度では、認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が欠けている者について本人の権利を守るため、家庭裁判所が成年被後見人を選任することとなっているが、その成年被後見人は、本人の生活状況を把握し、本人に代わって財産に関するすべての法律行為を行うことができるといったことを鑑みれば、成年被後見人に代理申請を認めたとしても、本人について不利益な取扱いがなされることは想定しにくい。このことから、生活保護について、成年被後見人による代理申請を可能とする制度改正が必要と考える。

○成年被後見人からの申請について、本市の場合は急迫した状況にない事例だけはあるが今までに数件ある。その際には扶養義務者に申請してもらうよう説明しており、現在のところは扶養義務者がいなかった事例はない。但し、急迫した状況になく、扶養義務者がいない場合は当然に考えられること、また、成年被後見人の職責からしても申請者に加えることは適当であると考えます。

各府省からの第 1 次回答

○ 生活保護制度は最後のセーフティネットとして最低限度の生活を保障するものであるが、同時に被保護者には、資産や年金等の他法による給付や稼働収入等あらゆるものを活用することを求め、それでもなお、最低限度の生活を維持できない場合に保護を行うものである。

○ このため、生活保護法においては、年金や他の給付制度と異なり、単に経済的給付を行うのみならず、保護の実施機関が生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導・指示を行うこととされており、生活面においても自立の助長を図ることとされている。

○ 更に、保護の実施機関は要保護者の資産・収入・健康状態を調査するため、報告の徴収や住居への立ち入り調査を行うことができる。

○ また、被保護者には収入の一切を申告する義務や、勤労、健康の保持増進、支出の節約等、生活の維持向上に努める義務が課せられる。

○ このように生活保護の申請は単に経済的給付を受給するのみにとどまらず、本人の義務を生じさせる行為であり、後見人が行うことができるような財産を管理する行為や財産に関する法律行為とは言い切れないと考えられる。

○ 本人に行為能力がなくとも意思能力がある場合については、申請者の状況から書面による申請が困難な場合等には、実施機関が必要事項を聞き取り、書面に記載した上で、その内容を本人に説明し、署名捺印を求めなどの援助を行っている。

○ なお、生活保護法第 81 条については判断能力の不十分な者を支援することを求めた規定であり、生活保護の申請者の規定と関連を有しないと考える。

○ また、現行でも要保護者本人の申請書を成年被後見人が使者として保護の実施機関に提出することや後見人が急迫状況にある要保護者に関する情報提供を行うことは可能であり、これらに基づき、保護の実施機関の判断で保護を開始することは可能である。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

306

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

入国後間もなく生活保護の申請を行った外国人への支給手続きにおける収集可能情報の充実

提案団体

千葉市

制度の所管・関係府省

法務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

入国後間もなく生活保護の申請を行った外国人に関して、当該外国人が在留資格の取得の際に地方入国管理局に提出した立証資料の提供を、地方公共団体が地方入国管理局に要請することができ、また、地方公共団体からの情報提供の要請に対し、地方入国管理局が情報提供することを義務付ける制度を求める。

具体的な支障事例

○地方公共団体が行う外国人への生活保護の支給手続きにおいて、入国後間もなく生活保護の申請を行った外国人については、当該外国人が在留資格の取得の際に地方入国管理局に提出した立証資料の提出を求めているが、本人が資料を用意できなかったり、提出資料が不十分と見受けられるケースが発生している。

○厚生労働省の通知によれば、切迫した状況にない中で理由なく立証資料の提出を拒んだ場合は、申請を却下しても差し支えないとされているが、外国人に対する生活保護の支給は、あくまで地方公共団体の個別判断に委ねられており、生活保護支給の対象となる外国人は、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国人とされていることに鑑みると、在留資格取得時の資産状況等と生活に困窮している現状の双方を総合的に勘案して、支給の要否を決定する必要があると考えている。

○このため、

・入国後間もなく生活保護の申請を行った外国人が、「独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること」という在留資格の取得要件を満たしていたこと。

・当該外国人から提出された立証資料に漏れなどが無いこと。

などを確認したいと考えているが、現行の法規定では、当該事項を確認できる資料を地方入国管理局から確実に入手する方法が存在せず、適切な審査事務の実施に大きな支障が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

入国後間もない外国人から生活保護の申請があった場合に、適切な支給手続きを行うことができる。

根拠法令等

外国人からの生活保護の申請に関する取扱いについて(平成23年8月17日社援保発0817第1号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

長野県、多治見市、島田市、豊田市、京都市

—

各府省からの第1次回答

当局が保有する個人情報の提供を求める照会については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条に基づき個別に提供の可否を判断しているところ、貴市からの要望については、同法第8条第2項第3号を根拠として、照会に対し、既に適切に対応できていると考えている。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

291

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

生活困窮者就労準備支援事業の利用期間の延長

提案団体

船橋市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

生活困窮者就労準備支援事業の利用期間は、生活困窮者自立支援法施行規則第5条によって、「一年を超えない期間」となっている。同条第2号を創設し、「前号に該当する者に準ずる者として都道府県等が当該事業による支援が必要と認める者であること。」を加えることで、利用期間の延長できる場合を認めてほしい。

具体的な支障事例

生活困窮者就労準備支援事業の対象者は、「社会との関わりに不安がある」「他人とのコミュニケーションがうまく取れない」など、直ちに就労が困難な人であるため、支援期間が一年で終わらない場合がある。就労準備支援事業が一年以上使えない場合には、自立相談支援事業による就労支援に引き継がれるが、就労準備支援事業のプログラムにあるグループワークや実習体験等を利用できず、個別支援のみになってしまうため、利用者にとって効果的な支援を行うことができなくなっている。

なお、制度開始後2年間の統計データ(平成27年4月1日～平成29年3月31日)については、就労準備支援事業の利用者数65名のうち、利用期間1年で一般就労とならなかった利用者数は、約3割の21名。そのうち、自立相談支援事業による就労支援に移行した利用者数は8名で、その他は、自立相談支援事業による就労支援に移行せず生活保護を受給することとなった7名、障害福祉サービスの就労移行支援を受けることとなった6名である。自立相談支援事業による就労支援に移行した利用者数8名のうち7名は、現在も支援中であり、一般就労にはなっていない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

利用期間の延長を認めることによって、利用者にとって最も効果的な支援を選択することができ、生活困窮状態からより抜け出しやすくなる。

根拠法令等

生活困窮者自立支援法施行規則第5条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、旭川市、ひたちなか市、千葉県、柏市、八王子市、名古屋市、京都府、京都市、大阪府、鳥取県、広島市、福岡市、鹿児島県、沖縄県

○ 本市も同様の事例があり、昨年度の生活困窮者自立支援制度ブロック会議等でも直接厚生労働省に改善すべき旨要望している。

○ 生活困窮者就労準備支援について、対象者への支援期間は検証中の状況。船橋市の提案同様に、支援を必要とされる対象者は「社会との関わりに不安がある」「他人とのコミュニケーションがうまく取れない」等で、支援に一定の期間を要する状況であり、就労実現に向けた実習体験を実施しても実習を継続するためのサポート、そこから一般就業までのサポートには慎重な対応が必要である。実際に一般就業につながらないケースも多く、必ずしも1年という期間の制限が効果につながるとは判断し難く、利用期間の延長を追加することは効果的であるのではと思慮する。

○ 管内の他の自治体においても、同様に就労準備支援事業の利用期間の延長を求める意見がある。本来、就労準備支援事業と自立相談支援事業における就労支援とは、対象となる相談者の状態や、支援メニューに違いがあるべきであり、利用期間である1年間で終了したので自立相談支援事業の就労支援に移行するというのでは、相談者の状態に応じた支援ができないと考える。そのため、利用期間の延長ができる規定を設けることは支援の幅を広げることにもつながる。

○ 就労準備支援事業は、長期未就労者や、他人とのコミュニケーションがうまくとれない、昼夜逆転で生活リズムが乱れているなど、そのままでは就労が難しい者を対象としているため、当初の想定どおりいかずに、利用者が事務所に来なくなったり、精神疾患等の傷病が悪化したなどで、そのままでは利用期間の1年を経過してしまう事例が少なからず起きている状況にある。このため本市では、その場合にはいったん就労準備支援事業を中断し利用期間を減らさないようにするなどして対応し、自立相談支援の中で就労準備支援事業の参加意欲の喚起や病状把握等を行いながら、就労準備支援事業の再開のタイミングを計っているところである。しかし、再開した場合においても、支援を初めからやり直す必要があり、一方で支援の残りの期間は既に1年未満となってしまうことから、就労支援への移行がより困難な状況となっている。利用期間の延長が可能であれば、利用者の状況に合わせて柔軟な支援が可能であり、就労支援への移行の可能性が増大するものとする。なお、本市では制度開始後2年間(平成27年4月1日～平成29年3月31日)の就労準備支援事業利用者数は62名、うち一般就労16名、障害福祉サービスの就労移行支援1名、期間満了で未就労が4名、生活保護受給が2名、そして残り39名が就労準備支援事業中断中である。

○ 就労準備支援事業の利用が1年を経過し、引き続き一般就労に向けた支援が必要なものについては、自立相談支援事業による就労支援等のメニューにおいて対応せざるを得ない状況である。しかしながら、就労準備支援事業にある就労体験等のプログラムの利用ができないことから、利用者の状態像に応じたきめ細やかな支援を行うことができず、支援の支障となっている事例が数例あり、今後も同様の事例が増えていくと考えている。

各府省からの第1次回答

○ 生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業については、一般就労に直ちに就くことが困難な生活困窮者に対し、一般就労に向けた準備のために、日常生活自立・社会自立・就労自立といった段階を設けて就労支援を行うことを目的とした事業である。

○ 就労準備支援事業の利用期間については、より効果的・効率的に事業を実施する観点から、原則として一定の期間を定めて実施すべきであるとの考え方により、本人の状態像に応じて、日常生活自立・社会自立段階から支援を行う場合の期間として、1年という期間を設けて、同法施行規則第5条において規定しているところである。

○ 本件のご要望のように、例えば長期にわたってひきこもりの状態が続いていた者など、利用対象者の状態像によっては、現行の1年間という利用期間では足りないというご意見も頂いているが、現在、生活困窮者自立支援制度の見直しに向けた社会保障審議会を開催しており、就労準備支援事業の効果的・効率的な運用のあり方についても、議論の中で検討したいと考えている。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

18

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

国民健康保険事務における申請・届出等へのマイナンバーの記入の見直し

提案団体

今治市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

平成27年9月29日付で改正された国民健康保険法施行規則において、マイナンバーを記入することが定められた申請・届出等には、マイナンバーの利活用が想定されないものが含まれている。そのため、情報連携によるマイナンバーの利活用が見込まれる申請・届出等以外はマイナンバーの記入を義務付ける部分を削除するよう求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

マイナンバー制度が導入されたことにより市役所窓口で住民が記入する各種申請等にマイナンバーの記入が義務付けられたが、制度の説明および記入に際し必要な本人確認等のため、制度導入前に比べ受付にかかる時間が1件あたり平均約1分程度増大し、受付事務が煩雑化するとともに、市民の待ち時間が増え窓口が混雑するようになった。

当市の国民健康保険窓口では月500件以上の高額療養費の支給申請を受付しているため、500分の業務時間増である。

申請者がマイナンバーカードを持参していないなどの理由で記載できない場合は同意を得て住民基本台帳等により職員が確認・記入することも認められているが、その説明にも時間がかかる上、住民基本台帳システムの画面からマイナンバーを目視確認して手書きで記入するという余分な事務が生じる。

公平な負担と給付の実現および手続の簡素化等のためマイナンバーの活用は有効なものであるが、対象となる業務は国民健康保険の各種の給付や資格の申請・届出のみならず、被保険者証の再発行など軽微な手続でも記入が必要とされており、住民に対し必要性を説明できない。

結果としてマイナンバー導入の目的である「行政の効率化」「国民の利便性の向上」を損なっている。

また記入済み申請書の保存にも十分な管理体制が求められるため、必要な空間や設備の確保に苦慮している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

窓口事務の簡素化による事務負担の軽減。

申請書等記載にかかる住民の負担の軽減と、受付時間の減少によるサービスの向上

マイナンバーが記載された申請書等が減ることによる情報管理の安全性の向上

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
国民健康保険法施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、常総市、ひたちなか市、秩父市、日高市、文京区、横浜市、厚木市、小松市、北方町、伊豆の国市、豊田市、京都市、大阪市、高槻市、出雲市、光市、山陽小野田市、徳島市、宇和島市、西予市、東温市、飯塚市、田川市、五島市、宮崎市、鹿児島市

○被保険者証及び高齢受給者証の再交付申請書に個人番号の記入欄があるが、再交付に当たっては、他団体との情報連携は不要であるため、個人番号を記入する必要はない。

また、国保加入時に届書へ個人番号を届出人(原則は世帯主)が記入しているため、加入時以降の国保関連届書(申請書)への個人番号の記入を省略できるのではないかと考える。

○本市では、資格取得後の被保険者における資格・賦課・給付・収納について、被保険者証番号と個人識別番号をキーとして統一的な電算システムで管理を行っている。資格取得時にマイナンバーを取得した後は、申請時に本人確認を行うことにより、なりすましによる不正受給等を防止することは可能と考える。

現行は申請書へのマイナンバー記載について、窓口での説明や補記に時間がかかり、結果として現場の効率化に結びついていない。

また、マイナンバー記載済申請書については通常の申請書よりも保存に厳格な管理が求められるため、本市でも保管場所の確保に苦慮しているところである。

マイナンバーの取得は、最小限にとどめることがマイナンバーの漏えいを防ぐ意味でも有効であると考えられる。

マイナンバーの取得を最小限にとどめるため、資格の得喪以外の申請書類については、マイナンバーの記載を不要とするよう、国民健康保険法施行規則を改正していただきたい。

○マイナンバーの記入が義務付けられたことにより、受付や事務処理に時間がかかるようになった。本市においても高額療養費の支給申請は大量であり、マイナンバー記入についての説明や厳重な本人確認が、窓口混雑の一因となっている。住民の負担の軽減のためにも、マイナンバーの利活用が見込まれない申請・届出については、マイナンバーの記入を義務付けないよう見直しを求める。

○提案団体の今治市と同様の支障事例が生じており、提案内容と同様の措置を求めるものである。

(1) 受付事務の煩雑化と市民の待ち時間増について

例示の高額療養費支給申請書については、平成28年度34,800件の提出があり、2,900件/月であった。今治市と同様に1件1分の増と仮定すると、高額療養費支給申請書のみで、本市(国民健康保険課、区民課等)全体で2,900分/月(=48時間20分)の増である。

なお、個人番号の記入が必要な届書等全体では、平成28年度で約10万件であり、8,333分/月(=139時間)の増である。

(2) 軽微なものの個人番号の収集について

例示の被保険者証等再交付申請であるが、証等の再交付そのものについては、申請時点の情報で再交付すればよく、証等記載事項に変更の必要があるような場合には、その内容に応じた別の届出等がなされるべきであり、個人番号の収集の必要性を住民に説明することが困難である。

(3) 個人番号記入済届書等の保管について

従前の文書の保管とは区別して、セキュリティが確保された保管場所を確保する必要がある。

○支障事例にも述べられているとおり、被保険者証の再発行については必要性を被保険者に説明することが難しい。

窓口における事務処理が増えていることは事実であり、また、個人情報保護の意味からもマイナンバーの記載を求める申請書について再度精査をする必要があると考える。

○本市では高額療養費の支給申請時、2回目以降の申請のためマイナンバーが取得済みである時には、再度マイナンバーを取得することはしていないが、申請・届出書類へのマイナンバーの記載、説明に係る時間が大きく、マイナンバーの記載された申請・届出書類の管理方法も含め、対応に苦慮している。

被保険者の申請手続きにかかる負担軽減及び行政の事務の効率化のため、マイナンバーの記入を義務付ける申請・届書の見直しを求める。

○マイナンバーを記載する申請・届出受理の際はマイナンバーカード等によりマイナンバー及び申請者本人のマイナンバーである確認を行っているため、マイナンバーの利活用が想定されない申請・届出(被保険者証の再発行申請等)については不要な事務作業となっている。

また、平成27年10月22日付厚労省通知「個人番号の利用開始に当たっての国民健康保険に関する事務に係る留意点等について」の第3①を根拠とし、申請者が自身や家族の個人番号がわからない(本人確認書類不十分や記載拒否を含む)場合等は無記載のまま受理し、職員が事後に補記を行っているため、これについても当該申請・届出においては不要な作業となっている。

○マイナンバー制度が導入され、確認作業等に時間を要し事務作業が煩雑になり、結果、待ち時間の増大等、住民サービスの低下に繋がっている。
また、番号等を確認できない場合でも申請を受付けるようになっているため、申請に必要なものの説明をする際に大変苦慮している。
情報連携によるマイナンバーの利活用が見込まれる申請・届出以外は申請及び受付業務の負担軽減を図るよう所要の措置を講じるよう求める。
○申請書へのマイナンバーの記入や本人確認書類の提示を求めることは、本市においても窓口処理が煩雑となる要因となっています。また、その必要性に対して住民に納得のできる説明ができず、トラブルを招くこともあります。
今治市の提案ならば、情報連携による添付書類の省略が可能となり、本人の利便性が上がることから、マイナンバーの提供について積極的に提案できます。その上で、マイナンバーの提供を拒否した場合は、これまでどおり添付書類を提出していただくよう案内できれば、申請者に選択権を与えることができるので、トラブルを回避できます。

各府省からの第1次回答

○指摘のあった被保険者証の再交付の手続きについては、次の2つの目的により、申請書にマイナンバーの記載を求めていた。
①汚損、滅失により記号番号の記載が困難な場合にマイナンバーの提供により被保険者を一意に特定して資格情報を呼び出して確認することが可能であることから、手続きがスムーズに行えること。
②被保険者からマイナンバーを取得することで、マイナンバー一括取得の対象者を少なくすること。
○しかしながら、被保険者とマイナンバーを紐づけるための一括取得が既に終了し、また、被保険者証の取得時にマイナンバーを提出させていることを踏まえると、②の目的については、一定の役割を果たしたと思われる。
○そのため、まずは、マイナンバー法との関係において、どの申請書からマイナンバーの記載を削除すること又は任意とすることが可能かについて、改めて基準を整理する。
○その上で、現在国民健康保険法施行規則でマイナンバーの記載を求めている24種類の手続きについて、上記基準に当てはめ、マイナンバーの記載を削除すること又は任意とすることが適切か否かを検討する。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

19

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務において情報連携により照会可能な特定個人情報
の追加

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務
について別表第2で整理がされている。

別表第2の項番18に係る主務省令第13条第2項に記載されている事務を処理するために情報連携できる特
定個人情報は、道府県民税又は市町村民税に関する情報及び住民票関係情報に限られている。

しかし、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の連
携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。

具体的な支障事例

予防接種法第28条では実費徴収が可能ではあるが、実費を徴収するか否か、さらに経済的理由によりその費
用を負担が出来ないと認める要件も市町村の裁量にまかされている。しかしながら、経済的理由により負担でき
ない者(実費徴収をしない者)については、市町村民税に関する情報のみではなく、生活保護関係情報や中国
残留邦人等支援給付等関係情報を鑑みながら、判断している事例が多いと考える。そのため、経済的理由によ
り実費負担ができない者の資格確認ができないと、生活困窮者と考えられる者へさらに予防接種費用を負担さ
せることになるため、接種率の低下が起こり、ひいては感染症の発生及びまん延防止の効果が軽減すると考え
る。

なお、予防接種法の逐条解説においても、「経済的理由により負担できない者の数については、市町村民税の
課税状況や生活保護世帯数等を勘案して、概ね全体の2割から3割程度が想定されている」と記載があるにも
かかわらず、番号法で情報照会できないのは矛盾している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

・経済的理由により実費負担ができない者の資格確認が、情報連携により実施できるようになれば、予防接種を
受けやすい環境が容易に整えられ、ひいては予防接種の本来の目的である、感染症の発生及びまん延の防止
につながる。

根拠法令等

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事
務及び情報を定める命令第13条第2号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

矢巾町、ひたちなか市、川崎市、島田市、大治町、伊丹市、加古川市、福岡県、那珂川町、志免町、須恵町、新宮町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、佐賀県、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、長崎県、長与町、東彼杵町、波佐見町、小値賀町、佐々町、熊本県、熊本市、玉東町、南関町、和水町、菊陽町、南阿蘇村、氷川町、津奈木町、錦町、大分県、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、宮崎県、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、国頭村、今帰仁村、恩納村、中城村、西原町、座間味村、南大東村、北大東村、伊是名村、八重瀬町、竹富町、与那国町、大宜味村、渡名喜村、伊平屋村、九州地方知事会

○予防接種に係る実費徴収の際に、生活保護を受給されている方等については負担を免除しているが、現在は生活保護を受給されている方に生活保護受給証明書の提出を求めている。住民の方の負担を軽減するためにも、生活保護関係情報等を情報連携の項目に追加することが必要である。

なお、昨年度は、当町においては 101 人の方の負担を免除しており、効果は大きいと考える。

○予防接種に係る実費徴収事務において生活保護関係情報等が必要であり、行政の事務の効率化及び住民の方の利便性の向上のためにも提案団体の要望どおり情報連携の項目への追加が必要である。

○本市では経済的理由により費用負担ができない者を生活保護世帯の者としている。当該事例については関係所管課への照会や被接種者本人からの受給者証等の証明書類の提示を求めることで対応しているが、本件について規制が緩和された場合は、事務処理の円滑化が期待できる。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第 13 条第 2 号イで規定されている「予防接種を受けた者若しくは当該者の保護者」に「当該者と同一の世帯に属する者」を加えてほしい。本市では、予防接種法第 28 条ただし書きに基づく実費の徴収を行わない者として、予防接種を受けた者の世帯員全員の市町村民税課税状況を確認している。しかし、現行の情報連携では、予防接種を受けた者又は当該者の保護者以外の税情報が確認できない。同条のいう「経済的理由により、その費用を負担することができない」者を決定するに当たり、本人や保護者のみの課税状況で判断することは公平性に欠け適切ではないと解する。他の法律に基づく事務においては「当該者と同一の世帯に属する者」の情報連携が認められているものも多数あることから、当該事務についても同様の措置を望むものである。

○生活保護に関する事務の権限は県にあるため、本人からの申請の際に照会の同意を得てから確認しているので、事務の煩雑さがある。情報連携により迅速な対応が期待できる。

○本市では高齢者肺炎球菌及びインフルエンザワクチンの接種について、生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付対象者は費用の免除対象者となるため、特定個人情報利用が可能となることにより、利便性の向上に寄与すると考える。

○生活保護受給証明書の提出は求めているが、保健センターと 1 キロほど離れた本庁舎の担当課に受給資格の有無を文書で照会しているため、事務処理に時間を要することも負担となっている。

各府省からの第 1 次回答

予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務において、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報との情報連携を可能とすることについては、別の行政分野では当該情報が情報連携の対象となっていることを踏まえ、これらの情報との連携が事務処理に与える影響を確認しつつ、関係部局、関係省庁が連携の上、法改正の必要性等を検討する。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

20

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

予防接種法による予防接種の実施に関する事務において情報連携により照会可能な特定個人情報の追加

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。

別表第2の項番16の2の項に係る主務省令第12条の2に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報は、予防接種に関する記録に関する情報がある。

しかし、予防接種の実施にあたり、予防接種法施行令で定めるB類疾病の対象者のうち、60歳以上65歳未満の対象者選定を行うに当たっては、身体障害者手帳の交付に関する情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。

具体的な支障事例

予防接種法施行令では、B類疾病の対象者のうち60歳以上65歳未満の者の対象者を定めているが、障害の程度を確認するためには身体障害者手帳の交付に関する情報を確認することが、対象者選定を行うに当たっても適切であると考え。政令に記載されている資格要件を確認するために、毎度、身体障害者手帳を提示してもらうことは住民にとって負担である。

また、厚生労働省のホームページ「インフルエンザ Q&A」には、対象者要件の最後に「概ね、身体障害者障害程度等級1級に相当します」と記載されているにも関わらず、情報照会できないのは矛盾している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

・適切な資格要件の確認が、情報連携により実施できるようになれば、予防接種を受けやすい環境を容易に整えられ、ひいては予防接種の本来の目的である、感染症の発生及びまん延の防止につながる。

根拠法令等

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

矢巾町、ひたちなか市、川崎市、島田市、刈谷市、大治町、伊丹市、山口県、防府市、美祢市、福岡県、直方市、飯塚市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、みやま市、糸島市、那珂川町、志免町、須恵町、新宮町、芦屋町、水巻町、岡垣町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、糸田町、川

崎町、大任町、赤村、福智町、佐賀県、唐津市、多久市、伊万里市、鹿島市、小城市、嬉野市、神崎市、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、長崎県、島原市、諫早市、大村市、平戸市、対馬市、壱岐市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、東彼杵町、波佐見町、小値賀町、佐々町、熊本県、熊本市、菊池市、宇土市、玉東町、南関町、和水町、南阿蘇村、津奈木町、錦町、大分県、中津市、日田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、宮崎県、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、鹿児島県、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、沖縄県、浦添市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、今帰仁村、恩納村、中城村、座間味村、南大東村、北大東村、伊是名村、八重瀬町、竹富町、与那国町、大宜味村、南風原町、渡名喜村、伊平屋村、九州地方知事会

○身体障害者手帳1級を所持されている方についてB類疾病の予防接種の対象者としており、予防接種の際には身体障害者手帳の持参を求めている。住民の方の負担を軽減するためにも、身体障害者手帳の交付に関する情報を情報連携の項目に追加することが必要である。

なお、昨年度は、当町においては101人の方の負担を免除しており、効果は大きいと考える。

○現在、当市においては、障害者福祉の担当課へ案件ごとに照会を行うことで対応している。本件の規制緩和が行われた場合、事務処理の円滑化が期待される。

○予防接種の実施において、B類疾病に係る予防接種の対象者を把握する際に身体障害者手帳の提示を求められることになるが、手帳を持参いただく市民及び手帳の記載内容を確認する市担当者双方に手間がかかっているのが現状である。提案のような情報連携が可能となれば、市民の利便性の向上及び市の事務処理の効率化が図られると考えている。

○障害者手帳に関する事務の権限は県にあるため、本人からの障害者手帳の提示により確認しているため、事務の煩雑さがある。情報連携により迅速な対応が期待できる。

○情報連携により身体障害者手帳に関する情報を確認することが可能となれば、窓口で手帳を提示させることがなくなり市民サービスの向上に繋がることから、上記制度改正は必要なものであると考える。

○予防接種の実施に関する事務において身体障害者手帳の交付に関する情報が必要であり、行政の事務の効率化及び住民の方の利便性の向上のためにも提案団体の要望どおり情報連携の項目への追加が必要である。

○予防接種法施行令では、B類疾病の対象者のうち60歳以上65歳未満の者の対象者を定めており、厚生労働省のホームページ「インフルエンザQ&A」には、対象者要件の最後に「概ね、身体障害者障害程度等級1級に相当します」と記載されている。

障害の程度を確認するためには身体障害者手帳の情報を確認することが、最も適切であると考えますが、接種時に身体障害者手帳を持参されていない場合もあり、対象者であることを確認するために情報照会ができるとうい。

※60歳以上65歳未満の接種者数(平成28年度 インフルエンザ:17件、肺炎球菌:0件)

○身体障害者情報は本庁舎の担当課で把握しているために即時で資格を確認するには障害者手帳の提示を求めるしか方法がなく、町民及びその手帳を確認する保健センター職員の双方に負担が生じている。

各府省からの第1次回答

予防接種法による予防接種の実施に関する事務において、障害者関係情報との情報連携を可能とすることについては、当該情報との連携により、予防接種の事務に必要な十分な情報が得られるか等、事務処理に与える影響を確認しつつ、他部局、他省庁と連携の上、法改正の必要性等を検討する。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

53

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(母子保健法第二十条による養育医療の給付)

提案団体

九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

母子保健法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

母子保健法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。

当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。

根拠法令等

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条
- ・母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条、第21条の4
- ・未熟児養育医療費等の国庫負担について(平成26年5月26日厚生労働省発雇児0526第3号厚生労働事務次官通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、秋田市、常総市、ひたちなか市、平塚市、海老名市、豊橋市、田原市、高槻市、伊丹市、徳島市、北九州市、大牟田市、雲仙市、熊本市、延岡市

○当団体では養育医療の給付の申請において必要な所得税額証明書として、①確定申告の控(1面)又はそのコピー又は②源泉徴収票又はそのコピーを提出することを原則としている。

徴収基準額の基礎が所得税から市町村税所得割額へ変更することになれば、①～②の書類が不要となり、住民の負担が減少する。

○所得税での確認のため、保護者の源泉徴収票や税務署発行の納税証明書等の提出が必要になり、保護者の手続き負担が大きく、書類が揃わず給付決定に時間がかかる場合がある。他の医療費助成の制度と同等に市町村民税での徴収基準額の認定にすると、迅速で確実な決定が出来る。情報連携についても提案団体と同様の意見である。

○本市においても同様の事例が発生しており、番号制による他市町村との情報連携が開始されても、徴収基準月額が市民税額ではなく所得税額で決定される現行においては、必要な情報を取得することができない。

各府省からの第1次回答

養育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準を所得税額から市町村民税所得割とすることについて、利用者の費用負担への影響や、他制度との整合性等も勘案しながら、検討してまいりたい

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

54

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十条による療育の給付)

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童福祉法第二十条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

児童福祉法第二十条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。

当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。

根拠法令等

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条
- ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第20条、第56条
- ・未熟児養育医療費等の国庫負担について(平成26年5月26日厚生労働省発雇児0526第3号厚生労働事務次官通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

海老名市、豊橋市、北九州市、熊本市

○当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上や情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認のためにも提案に同意する。

各府省からの第1次回答

養育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準を所得税額から市町村民税所得割とすることについて、利用者の費用負担への影響や、他制度との整合性等も勘案しながら、検討してまいりたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

55

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費)

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

- (1)児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。
- (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。
 - ①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。
 - ②必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十二条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。

具体的な支障事例

【支障事例】

児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。

当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。

根拠法令等

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条
- ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条
- ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条、第56条
- ・児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号厚

生事務次官通知)

・障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

豊橋市

—

各府省からの第1次回答

(1)の提案内容については、現在措置されている者等の費用負担への影響や、自治体における課税階層区分の認定事務への影響を慎重に見極めた上で、(2)の検討状況を踏まえながら、対応方針を検討したい。

(2)の提案内容については、今回の提案で指摘されている地方税関係情報の守秘義務解除の規定は内閣府及び総務省で所管するものであることから、両府省における検討状況を踏まえ、適切な対応を行いたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

56

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十一条の六によるやむを得ない事由による措置)

提案団体

九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

- (1)児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。
- (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。
 - ①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。
 - ②必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十二条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。

具体的な支障事例

【支障事例】

児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。

当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。

根拠法令等

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条
- ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条
- ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6、第56条
- ・やむを得ない事由による措置(障害児通所支援)を行った場合の単価等の取扱いについて(平成24年6月25

日障障発 0625 第1号厚生労働省障害福祉課長通知)

・やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて(平成 18 年 11 月 17 日障障発第 1117002 号厚生労働省障害福祉課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例 (主なもの)

ひたちなか市、秩父市、豊田市、伊丹市、高砂市、宇美町

○やむを得ない事由による措置の徴収基準額の基礎を市町村民税の所得割とし、マイナンバーの情報連携の対象とすることは、当市における効率的な事務につながることや認定を受ける者にとっても添付書類の削減により利便性が向上するため制度改正の必要性を感じる。

各府省からの第1次回答

(1)の提案内容については、現在措置されている者等の費用負担への影響や、自治体における課税階層区分の認定事務への影響を慎重に見極めた上で、(2)の検討状況を踏まえながら、対応方針を検討したい。
(2)の提案内容については、今回の提案で指摘されている地方税関係情報の守秘義務解除の規定は内閣府及び総務省で所管するものであることから、両府省における検討状況を踏まえ、適切な対応を行いたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

57

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項及び知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号によるやむを得ない事由による措置)

提案団体

九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

- (1) 身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項及び知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。
- (2) 加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。
 - ① 番号法別表第二の第二十及び第五十三の項の第四欄に地方税関係情報を新たに規定する。
 - ② 地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。
 - ③ 必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十四条及び第二十七条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。

具体的な支障事例

【支障事例】

身体障害者福祉法第三十八条第一項及び知的障害者福祉法第二十七条によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、地方税関係情報については別表第二の第四欄に規定がないため情報照会ができない。また、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。

根拠法令等

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事

務及び情報を定める命令（平成 26 年内閣府・総務省令第 7 号）第 14 条、第 27 条

・地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 22 条

・身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条、第 38 条

・知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 4、第 16 条、第 27 条

・やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて（平成 18 年 11 月 17 日障障発第 1117002 号厚生労働省障害福祉課長通知）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、秩父市、豊田市、高砂市、宇美町

○やむを得ない事由による措置の徴収基準額の基礎を市町村民税の所得割とし、マイナンバーの情報連携の対象とすることは、当市における効率的な事務につながることや認定を受ける者にとっても添付書類の削減により利便性が向上するため制度改正の必要性を感じる。

各府省からの第 1 次回答

(1)の提案内容については、現在措置されている者等の費用負担への影響や、自治体における課税階層区分の認定事務への影響を慎重に見極めた上で、(2)の検討状況を踏まえながら、対応方針を検討したい。

(2)の提案内容については、今回の提案で指摘されている地方税関係情報の守秘義務解除の規定は内閣府及び総務省で所管するものであることから、両府省における検討状況を踏まえ、適切な対応を行いたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

58

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(老人福祉法第十一条による措置)

提案団体

九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

- (1)老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。
- (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。
 - ①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。
 - ②徴収基準額の認定に必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第三十三条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。

具体的な支障事例

【支障事例】

老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。

当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。

根拠法令等

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第33条
- ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条
- ・老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条、第28条
- ・老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について(平成18年1月24日老発第0124001)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、ひたちなか市、秩父市、川崎市、伊丹市、宇和島市、北九州市、朝倉市、熊本市

○本市においても扶養義務者からの費用徴収額を決定する際に、所得税額を基礎として費用徴収額を決定しているケースがある。現在は扶養義務者から収入申告の際に源泉徴収票を添付資料として提出してもらい、そこから所得税額を把握しているが、今後は番号法の施行に伴って、そういった添付資料の提出を簡略化していくことも考えられる。

扶養義務者からの費用徴収額を決定するために、現状では市町村民税や所得税の課税状況を把握することが必須である。それらを情報提供ネットワークを通じて取得し、費用徴収額を決定できないということであれば、行政運営の効率化、国民の利便性の向上を目的とする番号法の趣旨に照らすと本末転倒であり、この提案事項に賛同する。

○本市においても、費用徴収事務を行うにあたり、賦課認定、および費用徴収額の決定に税情報を職権として調査することも多いため、事務煩瑣となり、さらには調査から決定までの迅速性に欠ける。

情報照会が可能となることで、利用者側に求める手続が簡素化され、事務の効率化、迅速化が図られる。

各府省からの第1次回答

(1)の提案内容については、現在措置されている者等の費用負担への影響や、自治体における課税階層区分の認定事務への影響を慎重に見極めた上で、(2)の検討状況を踏まえながら、対応方針を検討したい。

(2)の提案内容については、今回の提案で指摘されている地方税関係情報の守秘義務解除の規定は内閣府及び総務省で所管するものであることから、両府省における検討状況を踏まえ、適切な対応を行いたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

249

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

指定難病・小児慢性特定疾病医療費申請においてマイナンバー制度を活用した情報連携項目の追加

提案団体

千葉県

制度の所管・関係府省

内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

マイナンバーによる情報連携で、指定難病及び小児慢性特定医療費助成制度の事務で、以下の項目を収集可能としていただきたい。

①保険情報

(加入情報(受診者等が何の保険に加入しているのかに関する情報))

②収入情報

(障害年金関係情報)

具体的な支障事例

①保険情報

医療費助成に係る支給認定世帯の単位は、同じ医療保険加入者のため、国保組合・国保・後期高齢者保険の場合、自己負担額決定には、医療保険世帯の確認が必要であるため、世帯全員分の保険証の提示を依頼しており、保険証の省略ができない。

②収入情報

収入確認は、公的年金等の収入金額(情報連携可能)に加え、国民年金法に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付の把握が必要だが、情報連携の提供情報ではないため、書類提出を依頼しなければならない。確認する情報が多く、すべてを確認するには時間がかかる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成の申請において、世帯全員の保険証提出の省略や、収入情報の書類が不要となり、申請者の負担が軽減される。

根拠法令等

児童福祉法第19条の3, 5

難病の患者に対する医療等に関する法律

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の7号別表第二 9, 119

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、福島県、川崎市、静岡県、豊橋市、滋賀県、高槻市、熊本県

○本県においても、次のとおり制度改正の必要性を考えている。

①について

マイナンバーによる情報連携で、世帯情報やその世帯の保険情報が容易に取得できるようになれば、添付書類の省略が可能となり、申請者の負担軽減につながる。

②について

現在の手続きは煩雑なため、マイナンバーの連携による情報取得の早期実現が望ましい。

○小児慢性特定疾病医療費助成制度においては、医療保険上の世帯により自己負担上限額を決定しているため、国民健康保険組合に加入の場合は、世帯全員分の健康保険証の写しの提出を必要としており、また、年収80万円以下の市民税非課税世帯には、障害基礎年金や特別児童扶養手当の収入額を証明する書類の提出を必要としている。そのため、番号制度による情報連携項目の追加が行われ、これらの保険情報や収入情報の連携が可能となれば、提出必要書類が省略され、申請者の負担軽減につなげることが可能である。

○本県においても収入情報を別途保険組合等に照会している状況であり、一定の事務量が発生している。

マイナンバー制度により取得できる項目が追加されれば、世帯全員の保険証提出の省略や、収入情報の書類が不要となり、申請者の負担が軽減されることから提案に同意する。

各府省からの第1次回答

ご提案の情報連携については、他部局、他省庁との連携の上、その実施の可否について、システム改修のための技術面、予算面、効率性等の観点から検討する。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

66

提案区分

A 権限移譲

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

経営力向上計画に係る認定権限の都道府県知事への移譲

提案団体

広島県、鳥取県、島根県、山口県、宮城県

制度の所管・関係府省

総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

中小企業等経営強化法に基づく、各主務大臣の経営力向上計画に係る認定権限を都道府県知事に移譲する。

具体的な支障事例

中小企業等経営強化法に定める中小企業等の事業計画の種類として、経営力向上計画と経営革新計画があるが、認定権限は前者が国、後者が都道府県(複数社共同の申請で2つ以上の都道府県に本社が所在する場合の認定は除く)に分かれている。

両計画は別個の計画であるが、「経営力の強化」という観点では共通しており、内容についても、密接に関連している計画と言える。

両計画の内容や支援措置、事業者の考えている事業計画がどちらの計画に該当するかといった相談を国、都道府県のそれぞれにしなければならず、煩雑であり、都道府県に一元化してもよいのではないかという経営革新等支援機関の意見もある。

また、経営力向上計画は国の出先機関に申請することになっていることから、遠方の申請者にとっては、移動や申請手続きが負担となっている。

都道府県にとっても、経営力向上計画の認定権限がないことから、地域の中小企業に対して、経営革新計画も含めた他の中小企業支援施策と一体的な支援が行えていない。

【参考】

■経営力向上計画

人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資により、事業者の生産性を向上させるための計画(主に事業者の既存事業を対象とした計画)

■経営革新計画

事業者が新商品の開発や新たなサービスの提供等新たな取組によって事業活動を向上させるための計画

制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【権限移譲による効果】

経営力向上計画と経営革新計画の窓口をワンストップ化することにより、申請者の利便性の向上及び両計画認定による一体的な支援につながる。

また、申請等窓口が県民により身近な都道府県となり、申請者の負担軽減につながる。

都道府県にとっても、経営力向上計画や経営革新計画に加えて、各都道府県独自の中小企業支援を行うことで、地域の実情に即した効果的な支援が期待できる。

【移譲に際しての懸念と対応策】

経営力向上計画では、現状では事業分野別の指針において目標設定等の項目が定められており、認定も各事業分野ごとの主務大臣となっている。都道府県知事に権限移譲する場合であっても、経営革新計画と同様に同

指針に基づいて認定を行うことが可能であるとする。

【参考】

■認定件数(H28.7～H29.2)

全国 16,146 件（経産省 12,738 件、国交省 1,225 件、農水省 1,127、厚労省 566 件、国税庁 167 等）
うち広島県 419 件

根拠法令等

中小企業等経営強化法第 13 条、第 14 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第 1 次回答

中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画は、平成 28 年 7 月より制度を開始し、1 年間で約 24000 件の認定を行っている。本制度は経営革新計画と異なり、主務大臣が「中小企業等の経営強化に関する基本方針」に定める一定の事項について、事業分野を指定し当該分野に特化した経営力向上の実施方法を定める「事業分野別指針」を策定し、事業者はその事業分野に応じて、当該事業分野別指針を踏まえて作成し、当該指針を策定した主務大臣に申請し、認定を受けるスキームとなっている。

各主務大臣が認定するのは、各事業分野の経営に関する最新の状況を全国レベルで把握し、指針を策定した各事業所管大臣が、事業分野ごとの汎用的な知見に基づき、直接審査・認定したほうが、本計画による経営の向上の上では効果が高いという考え方に基づくもの。また、現在まだ施行後 1 年を経過したところであり、事業分野別指針の内容を含め、国側で制度全体の運用状況を直接把握し、改善に務めるべき段階。これらの理由から、今後も引き続き国で認定を行うことが適当と考える。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

68

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化

提案団体

広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、愛媛県、日本創生のための将来世代応援知事同盟、広島市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。
一方、その施設整備に係る補助制度については、2つの制度(厚生労働省所管、文部科学省所管)に分かれて実施されている。
一つの法律に基づく単一の施設を整備する際の補助制度であることから、これら2つの補助制度の所管又は申請・審査等の一連の事務手続きについて、一元的に処理できる体制を確保するよう、国において所要の整理を行うこと。

具体的な支障事例

【申請業務(市町村)上の支障】

幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続きを行っている。この際、明確に区別できない共用部分は、クラス定員等により便宜的に按分している。具体的には、保育室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。

同一の法律に基づく、同一の施設であり、本来は不要である手続きが生じている。

【審査等業務(都道府県)上の支障】

単一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付要綱に基づく協議・調整を行う必要があり、事務の負担となっている。

特に、2つの制度にまたがる共用部分の補助金の按分計算については、一方での修正が他方での補助金申請額等に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。

【これまでの国の対応】

補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査等業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、非効率的な状況にある。また、安心こども基金の残高が減少していく中、今後の一元的な施設整備に対する懸念も高まってきており、細かな事務手続きの簡素化では支障は解消できず、改めて抜本的な改善が必要と考える。

【参考】

■ 保育所相当部分

「保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」: 国から市町村への直接補助

■ 幼稚園相当部分

「認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」: 国から都道府県経由で市町村への間接補助

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【補助制度の一元化】

事業者や市町村における書類作成事務の負担軽減、事業計画の審査等に係る事務負担の軽減や、審査期間の短縮

根拠法令等

児童福祉法第 56 条の 4 の 3
児童福祉法施行規則第 40 条・第 41 条
保育所等整備交付金交付要綱
認定こども園施設整備交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森市、秋田市、山形県、栃木市、茨城県、川崎市、船橋市、横浜市、新潟県、新潟市、石川県、長野市、大垣市、磐田市、豊橋市、豊田市、知多市、京都市、大阪府、堺市、箕面市、神戸市、伊丹市、倉吉市、徳島県、今治市、北九州市、久留米市、佐賀県、長崎県、長崎市、大村市、熊本市、宮崎県、宮崎市、延岡市、沖縄県

○単一制度でありながら、施設整備の補助金を、幼稚園、保育所の2つの制度で申請事務をおこなうのは不合理であり、事務の軽減の観点からも一元化するべき。

○本県においても、厚生労働省と文部科学省のそれぞれに申請を手続きを行うこと等により、県・市町村・事業者とも相当の事務の負担となっており、これを解消するためには制度の一元化が必要である。

○【支障事例】

市で事業を行う際に、県の予算化も同時に行う必要があり、柔軟な事業展開が困難。

保育部分と教育部分の基準額をそれぞれ別々に算出し、足し上げた額が全体の基準額となるため、同じ定員規模であるのに、認定こども園か保育所かで基準額が異なることとなり不公平感がある。施設全体の定員規模で基準額が算出できるよう、改善していただきたい。

○施設整備の補助制度については、二つの交付金の申請（保育所等整備交付金、認定こども園施設整備交付金）が必要である現状においては、事務負担（行政のみならず、申請する事業者についても）が大きく、効率的ではないと考える。提案にあるように国においては一元的に処理できる体制整備を行っていただきたい。

○【申請業務（市町村）上の支障】

幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続きを行っている。この際、明確に区別できない共用部分は、クラス定員等により便宜的に按分している。具体的には、保育室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。

同一の法律に基づく、同一の施設であり、本来は不要である手続きが生じている。

【審査等業務（都道府県）上の支障】

単一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付要綱に基づく協議・調整を行う必要があり、事務の負担となっている。

特に、2つの制度にまたがる共用部分の補助金の按分計算については、一方での修正が他方での補助金申請額等に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。

【これまでの国の対応】

補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査等業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、非効率的な状況にある。また、安心こども基金の残高が減少していく中、今後の一元的な施設整備に対する懸念も高まってきており、細かな事務手続きの簡素化では支障は解消できず、改めて抜本的な改善が必要と考える。

【参考】

■保育所相当部分

「保育所等整備交付金（厚生労働省所管）」：国から市町村への直接補助

■幼稚園相当部分

「認定こども園施設整備交付金（文部科学省所管）」：国から都道府県経由で市町村への間接補助

○幼保連携型認定こども園の整備において補助金を申請する際、単一施設の整備にも関わらず、保育所機能と幼稚園機能を併せ持つことから、厚生労働省及び文部科学省それぞれの担当窓口とそれぞれの交付要綱に

基づく協議・調整・申請書を作成する必要があることから、事務の支障を来している。また、申請時期が異なるため、内示の時期も厚生労働省4月・文部科学省6月とそれぞれ異なっており、内示率も統一されていない。そのため一方の内示率のみ著しく低い可能性を想定すると、事業を進めていくうえで、町の財政面に大きな影響を及ぼすおそれがある。

また申請の際に、明確に区別できない共用部分は、クラス定員等により便宜的に按分している。具体的には、保育室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。

幼保連携型認定こども園は、一つの法律に基づく単一の施設であることから、厚生労働省・文部科学省それぞれの補助制度に係る手続きにあたっては、事業者や市町村における書類作成事務の負担軽減、事業計画の審査等に係る事務負担の軽減や審査期間の短縮を考慮し、これら2つの補助制度の所管または申請・審査等の一連の事務手続きについて、一元的な処理ができる体制を検討していただきたい。

○幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化について

27年度整備 認定こども園幼稚園

29年度整備 認定こども園幼稚園

認定こども園は、教育と保育の両方を実施する施設だが、整備費補助の申請手続きが1号認定こども分(幼稚園部分)は「認定こども園施設整備交付金」を所管する文部科学省、2、3号認定こども分(保育所部分)は「保育所等整備交付金」を所管する厚生労働省にすることとなっており、書類作成の手間が重複した。

また、各号の子どもが共有する部分の按分等にも大変な手間がかかり、按分方法の調整等があると両方の交付申請額に影響を及ぼし、国との連絡にかなりの時間を費やした。今年度も30年4月を目指して幼保連携型認定こども園の整備があるが、現在、文部科学省に協議した補助の内示が保留となっており、事業者の資金計画自体を変更する可能性もある。さらに、厚生労働省分は内示が出ているが、補助金全ての分が揃わないと着工を進められないことから、最悪の事態としては30年4月に定員増を図れない事態も想定される。このように、一つの施設の整備に関して、補助金の手続きがバラバラに行われ非常に非効率的であり、また、待機児童対策が進まない要因となり得る。

○本県においても、提案団体の審査等業務上の支障と同様の支障が生じているため、現行制度を見直してほしい。

○単一施設の整備であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省にそれぞれ申請を行っており、補助対象経費の算定についても各共用部分ごとに按分計算を行うなど事務の負担となっている。

○幼稚園を幼保連携型認定こども園とするための施設整備の計画において、2本の交付金等の協議を行わなければならない、計画の変更においても、それぞれに変更の手続きを行うことは非常に煩雑であり、交付金制度の一元化に賛同する。

○現時点で当該交付金の活用事例はないが、事業者・市町村における書類作成や事業計画の審査等に係る事務について、煩雑な手続きが必要となっている。

○これまで本市において本案件に係る事例を取り扱ったことはないが、認定こども園整備に係る交付金は、同一の法律に基づく、同一の施設であり、申請者も同一法人であることから、申請を厚生労働省、文部科学省それぞれに行うことは、申請者や関係自治体にとって負担感が大きく合理性に欠ける。

本交付金の所管庁については、これまでの経緯等から内閣府に一本化し、審査過程において必要があれば内閣府から厚生労働省、文部科学省へ協議等を行うといったしくみに改めるのが合理的と考えられる。

○【支障事例】

幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金について、2つの補助制度にまたがり、2省の財源確保が必要とされることによる弊害が現に生じている。

具体的には、今回2省に事前協議を行っている同一案件において、厚生労働省所管分は内示が出たものの、文部科学省所管分は内示保留となったために、民間事業者の整備事業に支障を来している。

事務処理上の非効率性のみならず、事業実施への大きな影響も問題となっているため、一元的な処理体制の確立又は十分な連携体制の確保について、迅速に措置していただきたい。

○本市においては、安心こども基金が活用できたため、具体的な支障事例は発生していないが、提案にあるとおり、同一施設整備に係る交付金の申請手続きが二元化していることによる不要な事務処理や事務の非効率化が想定されることから、制度改正が必要と考える。

○【支障事例】

厚生労働省及び文部科学省のそれぞれの補助対象経費の算定に当たっては、施設の面積や定員等により按分を行わなければならない状況である。

【制度改正の必要性】

事務の負担軽減を図るため、認定こども園に対する補助制度の一本化が必要である。

○同一の施設における同一の工事に対し、市町村及び県において二重の負担となっていることから、一元的に

整理することが求められる。

○共用部分の経費を按分する等の作業を経た各省庁への申請事務については、それぞれの文書を作成・点検するなど、認定こども園運営者及び市における事務の煩雑さを招いている。

国の制度に起因した支障事例であり、市等の業務改善では事務の煩雑さの解消を図ることができないことから、国として業務の在り方を整理し、業務の効率化に向けた取組を進めていただきたい。

○幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金の申請様式については、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されているところではあるが、依然として保育所相当部分については厚生労働省、幼稚園相当部分については文部科学省にそれぞれ申請手続きを行っている。この際、明確に区別できない共用部分については、クラス定員等により便宜的に按分をし、保育所相当部分と幼稚園相当部分を算出して補助金を計算しているが、同一の法律に基づく、同一の施設であるため、本来は不要である手続きが生じている状況となっている。

○本年度において、幼保連携型認定こども園の増改築を計画しているが、整備対象施設の機能区分ごとに定員や、面積に基づき費用按分をしたうえで、保育所等整備交付金、認定こども園整備交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金(対象施設に児童館機能が含まれていたため)の申請手続きを進めている。

費用按分に関する検討にも時間を要し、また、申請手続きについても、交付金毎にスケジュールが異なるため、効率的に申請手続きを進めにくい状況がある。

○本市においても、県との連携にズレが生じ、文科省関連の県予算の確保に課題が生じた例がある。(※市は必要、県は不要という判断)補助金の一元化は課題であり、県を通すことで、県の予算措置(バイパス)の手続きも要することから、厚生労働省よりも文部科学省に対し、具体的な状況や意見が届きにくくなっている。

各府省からの第1次回答

認定こども園の施設整備に係る支援については、文部科学省及び厚生労働省で、事業募集や内示時期を合わせる対応や協議書の様式の統一化、申請スケジュールの事前周知等に取り組み、事務負担の軽減を行ってきたところであるが、更なる事務手続の負担軽減に向けて引き続き努めてまいりたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

100

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

認定こども園の施設整備に係る国の補助体系の見直し

提案団体

鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。
一方、その施設整備に係る補助制度については、2つの制度(厚生労働省所管、文部科学省所管)に分かれて実施されている。
一つの法律に基づく単一の施設を整備する際の補助制度であることから、これら2つの補助制度の所管又は申請・審査等の一連の事務手続きについて、国において一元的に処理するよう体制を整えるなど、所要の整理を行うこと。

具体的な支障事例

幼保連携型認定こども園を創設する場合、保育所機能部分は厚生労働省所管の「保育所等整備交付金」で、また幼稚園機能部分は文部科学省所管の「認定こども園施設整備交付金」で支援が受けられるが、それぞれ補助対象経費の算定にあたり、施設の面積や利用定員等により事業費を按分し、交付申請も厚生労働省及び文部科学省にそれぞれ提出する必要があるため、経費の按分方法の確認や交付申請書を2種類作成するなどの事務の負担が生じている。(国費を財源に各都道府県が積み立て施設整備補助を行う「安心こども基金」を活用する場合、交付申請書については県への提出のみで済むが、補助対象経費の算定に当たっては同様に事業費を按分する必要がある。)
なお、過去の提案で協議書等の一本化が図られてきたところではあるが、改正の都度の事務手続きの説明が生じ、支障の抜本的解決に繋がっていないことも挙げられる。
また、地震等の大規模災害で被災した施設の復旧を支援する「社会福祉施設等災害復旧費補助金」(厚生労働省所管)についても、認定こども園の場合は原則保育所機能部分のみが対象であり、実際に平成28年度の鳥取県中部地震で被災した認定こども園の復旧にあたっては、保育所機能部分のみしか補助が受けられず、施設全体に支援が行き届かない結果となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

認定こども園に対する補助制度を1本化することにより、事業者や申請自治体にとっては、経費の按分方法の調整などが不要となり事務の軽減が図られるほか、本県における災害復旧補助の事例のように、施設全体に支援が行き届かないという事態が解消される。

根拠法令等

児童福祉法第56条の4の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、青森市、秋田市、山形県、栃木市、茨城県、川崎市、船橋市、柏市、横浜市、新潟県、新潟市、福井市、長野市、浜松市、大垣市、磐田市、豊橋市、豊田市、知多市、堺市、箕面市、伊丹市、倉吉市、浅口市、北九州市、久留米市、佐賀県、長崎県、長崎市、大村市、熊本市、宮崎県、延岡市、沖縄県

○単一制度でありながら、施設整備の補助金を、幼稚園、保育所の2つの制度で申請事務をおこなうのは不合理であり、事務の軽減の観点からも一元化するべき。

○本県においても、厚生労働省と文部科学省のそれぞれに申請を手続きを行うこと等により、県・市町村・事業者とも相当の事務の負担となっており、これを解消するためには制度の一元化が必要である。

○【支障事例】

市で事業を行う際に、県の予算化も同時に行う必要があり、柔軟な事業展開が困難。

保育部分と教育部分の基準額をそれぞれ別々に算出し、足し上げた額が全体の基準額となるため、同じ定員規模であるのに、認定こども園か保育所かで基準額が異なることとなり不公平感がある。施設全体の定員規模で基準額が算出できるよう、改善していただきたい。

○幼保連携型認定こども園を創設する場合、保育所機能部分は厚生労働省所管の「保育所等整備交付金」で、また幼稚園機能部分は文部科学省所管の「認定こども園施設整備交付金」で支援が受けられるが、それぞれ補助対象経費の算定にあたり、施設の面積や利用定員等により事業費を按分し、交付申請も厚生労働省及び文部科学省にそれぞれ提出する必要があるため、経費の按分方法の確認や交付申請書を2種類作成するなどの事務の負担が生じている。（国費を財源に各都道府県が積み立て施設整備補助を行う「安心こども基金」を活用する場合、交付申請書については県への提出のみで済むが、補助対象経費の算定に当たっては同様に事業費を按分する必要がある。）

なお、過去の提案で協議書等の一本化が図られてきたところではあるが、改正の都度の事務手続きの説明が生じ、支障の抜本的解決に繋がっていないことも挙げられる。

また、地震等の大規模災害で被災した施設の復旧を支援する「社会福祉施設等災害復旧費補助金」（厚生労働省所管）についても、認定こども園の場合は原則保育所機能部分のみが対象であり、実際に平成28年度の鳥取県中部地震で被災した認定こども園の復旧にあたっては、保育所機能部分のみしか補助が受けられず、施設全体に支援が行き届かない結果となっている。

○それぞれ補助対象経費の算定にあたり、施設の面積や利用定員等により事業費を按分し、交付申請も厚生労働省及び文部科学省にそれぞれ提出する必要があるため、経費の按分方法の確認や交付申請書を2種類作成するなどの事務の負担が生じる。

○幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化について

27年度整備 認定こども園幼稚園

29年度整備 認定こども園幼稚園

認定こども園は、教育と保育の両方を実施する施設だが、整備費補助の申請手続きが1号認定こども分（幼稚園部分）は「認定こども園施設整備交付金」を所管する文部科学省、2、3号認定こども分（保育所部分）は「保育所等整備交付金」を所管する厚生労働省にすることとなっており、書類作成の手間が重複した。

また、各号の子どもが共有する部分の按分等にも大変な手間がかかり、按分方法の調整等があると両方の交付申請額に影響を及ぼし、国との連絡にかなりの時間を費やした。今年度も30年4月を目指して幼保連携型認定こども園の整備があるが、現在、文部科学省に協議した補助の内示が保留となっており、事業者の資金計画自体を変更する可能性もある。さらに、厚生労働省分は内示が出ているが、補助金全ての分が揃わないと着工手続を進められないことから、最悪の事態としては30年4月に定員増を図れない事態も想定される。このように、一つの施設の整備に関して、補助金の手続きがバラバラに行われ非常に非効率的であり、また、待機児童対策が進まない要因となり得る。

○幼稚園を幼保連携型認定こども園とするための施設整備の計画において、2本の交付金等の協議を行わなければならない、計画の変更においても、それぞれに変更の手続きを行うことは非常に煩雑であり、交付金制度の一元化に賛同する。

○【支障事例】

幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金について、2つの補助制度にまたがり、2省の財源確保が必要とされることによる弊害が現に生じている。

具体的には、今回2省に事前協議を行っている同一案件において、厚生労働省所管分は内示が出たものの、文部科学省所管分は内示保留となったために、民間事業者の整備事業に支障を来たしている。

経費按分調整等に係る事務処理上の負担解消のみならず、民間事業者が円滑に整備事業・施設運営を実施していくためにも、一元的な処理体制の確立又は十分な連携体制の確保について、迅速に措置していただきたい。

○幼保連携型認定こども園における施設整備補助については、左記と同様に厚生労働省分と文部科学省分を案分してそれぞれ申請等を行うため、事務の負担が生じている

○【支障事例】

過去の提案で協議書等の一本化が図られてきたところであるが、交付申請や実績報告等の手続きにおいては様式の本化が図られておらず、厚生労働省及び文部科学省の2種類の書類を作成する必要があり、事務の負担軽減が図られていない。

また、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれの補助対象経費の算定に当たっては、引き続き施設の面積や定員等により按分を行わなければならない状況である。

【制度改正の必要性】

事務の負担軽減を図るため、認定こども園に対する補助制度の本化が必要である。

○施設整備の補助制度が厚労省と文科省に分かれていることによる支障は、基本的に提案団体の記載のとおりであるが、当該整備事業が2か年事業の場合、各年度の事業進捗率によって、さらに按分する必要が生じ、按分の按分といった計数誤りを誘発するような状況であることから、数値の確認・照合事務が、単純に2倍(4倍)以上の労力となっている。

特に、近年は待機児童を解消するため、同時に処理する整備補助事業の数が激増しており、非常に辛い状況となっている。

また、補助事業終了後の会計実地検査においても、検査官への説明等で多大な労力を必要としている。

なお、提案の趣旨とは相違するかもしれないが、保育所等整備交付金として事業を進めていたにもかかわらず、都道府県に要請され安心こども基金を活用した整備補助事業において、その後の内示の時点で、予算不足を理由に当初想定していた内示額を一時的に大きく削減され、その後の補正予算等の考えも明確にされないまま、追加内示があるまで放置されたことがあり、一括で手続きできる安心こども基金でさえも、補助事業を円滑に進めることができない状況である。

○1園当たり、保育所機能、幼稚園機能毎に事前協議、交付申請、実績報告、交付請求に係る処理時間がそれぞれ3時間程を要しており、平成28年度実績で、2園で4件分、およそ48時間の処理時間となっている。

なお、平成29年度は5園分の整備予定であり、本市としては、今後も幼保連携型認定こども園と私立認可保育園の整備を優先させることから、相応の業務量が見込まれる。本提案が実現すれば、その業務量が半分程度となるため、補助体系の見直しを共同提案する。

子ども子育て分野については、適宜、増員等の手当をしてきたものの、業務繁忙が解消されていない。人・予算による手当だけで解決しないのであれば、現在抱えている事務の内容や工程等を見直すことで、現場の負担軽減に繋がりたいと考えており、定員管理所管課としても、本提案について、強く賛同したい。

○同一の施設における同一の工事に対し、市町村及び県において二重の負担となっていることから、一元的に整理することが求められる。

○本市においては、幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金について、保育所機能部分のみを該当としているため、幼稚園機能部分の補助金は活用していないが、補助制度の一元化による事務負担の軽減等は必要であると考ええる。

○平成28年10月鳥取中部地震の災害復旧事業において、同事案が生じた。

○本市でも、整備交付金の申請は多くあり、その都度申請手続き、事務処理には苦慮しているところであり、簡素化を求めたい。

○厚生労働省と文部科学省の内示の時期が異なり、予算の議案の手続きが煩雑化した。厚生労働省及び文部科学省の2つの交付要綱に基づく協議、調整、事業者への説明、積算の資料作りに時間を要した。

○制度が2つに分かれているため、協議、申請、実績報告、支出という一連の事務を2つに分けて行わざるを得ず、事務量が倍増している。

○本年度において、幼保連携型認定こども園の増改築を計画しているが、整備対象施設の機能区分ごとに定員や、面積に基づき費用按分をしたうえで、保育所等整備交付金、認定こども園整備交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金(対象施設に児童館機能が含まれていたため)の申請手続きを進めている。費用按分に関する検討にも時間を要し、また、申請手続きについても、交付金毎にスケジュールが異なるため、効率的に申請手続きを進めにくい状況がある。

認定こども園の施設整備に係る支援については、文部科学省及び厚生労働省で、事業募集や内示時期を合わせる対応や協議書の様式の統一化、申請スケジュールの事前周知等に取り組み、事務負担の軽減を行ってきたところであるが、更なる事務手続の負担軽減に向けて引き続き努めてまいりたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

69

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育士登録の取消に係る仕組みの構築

提案団体

広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、日本創生のための将来世代応援知事同盟

制度の所管・関係府省

法務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童福祉法第18条の19等の規定により、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者等については、保育士登録を取り消し、その者に通知の上、保育士登録証を返納させることとなっている。

しかし、刑の確定情報が速やかに提供されなければ、適切に保育士登録の取消等の事務ができない。

そのため、平成28年国会答弁における厚生労働省局長答弁に関する検討を早期に進め、取消等の対象となる事案を把握できる仕組みを早急に構築すること。

具体的な支障事例

平成28年1月、本県で保育士登録者が逮捕される事案が発生した。禁固以上の刑が確定すれば、保育士登録を取り消す必要があるため、逮捕後の情報収集を行ったが、情報を容易に入手できないことから、新聞報道等により探知し、本籍地を調査、本籍地の市区町長へ犯歴情報を照会したうえで、取消処分を行った。

平成28年11月、神奈川県では過去に強制わいせつ罪で実刑判決を受けていたにもかかわらず、保育士登録が取り消されていなかった保育士が逮捕される事案が発生した。欠格事由に該当した場合、保育士は登録を行った都道府県知事に届け出なければならないとされているが、当該事例では届出がされていなかった。

神奈川県での事件を受け、平成28年11月17日の(参)厚生労働委員会では、再発防止策についての質問がされ、欠格事由に該当する場合の都道府県知事への届出の徹底を周知すること、及び保育士の犯歴情報を把握するため、法務省の犯歴情報との突合が考えられるが、実効性のある対策を講ずることができるのか、関係省庁と連携して検討する旨を厚生労働省は答弁しているが、その後の検討状況について周知がされておらず、今後、類似の事件が起こる可能性は解消されていない状況にある。

取消事案を新聞報道等でしか把握できない現状において、都道府県が同法に規定する処分を行うため、保育士登録をしている保育士の本籍地の市区町村に対して一律に犯歴照会を行う方法は、合理的ではなく、また、都道府県及び各市区町村における作業が膨大になることから、都道府県が取消等の対象となる事案を把握できるよう制度を見直し、適切に取消ができるようにする必要がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

欠格事由に該当する保育士の登録の取消を行うことにより、適切な事務の確保及び保育士制度の対する保護者を始めとした国民の信頼確保につながる。

根拠法令等

児童福祉法第18条の5及19、児童福祉法施行令第19条、児童福祉法施行規則第6条の34

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、神奈川県、静岡県、京都府、大阪府、徳島県、宮崎県

○本件で保育士登録を行い他県で保育士として勤務していた者が逮捕されるという案件があった際に、他県に新聞記事等の情報提供をしてもらったが、情報収集に手間取るとともに、欠格事項に該当するかどうかの判断に必要な犯歴照会を検察庁に行うには保育士本人からの請求が必要であり、個人情報の収集に苦慮している。

○平成 27 年 12 月認可外保育所において死亡事故が発生し、平成 28 年 10 月に当時勤務していた保育士が逮捕される事例があった。調査により当該保育士が平成 22 年に児童への強制わいせつの罪で禁固以上の刑に処せられていたことが判明した。当時は他都道府県で勤務していたこと、事件の性質上報道がまったくなかったことから、本県で情報収集することができなかった。刑の全容を把握した時点（平成 28 年 3 月）で刑の執行終了から 2 年を経過していたため、取消の要件（法第 18 条の 19 第 1 項）から外れていた。刑の確定情報を速やかに入手することは保育士登録制度において重要である。保育士登録をしている保育士の本籍地の市区町村に対して一律に犯歴照会を行う方法は、本県だけでも保育士登録者が 9 万人以上いることを考えても、合理的ではなく、都道府県及び各市区町村における作業が膨大になる。より簡潔な方法で都道府県が取消等の対象となる事案を把握できるよう制度を見直し、適切に取消ができるようにする必要がある。

○本県においても平成 28 年度に同様の取消し事例があり、事実の確認に多大な負担が生じたことから同様の支障事例が生じている。

○本自治体においても、欠格事由に該当する保育士の情報は、新聞報道等でしか把握できず、取消対象となる保育士の情報が的確に把握できているとは言えない状況にある。

○平成 27 年度に本自治体においても取消事象が発生したが、刑の確定情報の把握が困難であった。

○事案が発生した場合、現在報道により状況を把握せざるを得ず、対処すべき事案を見落とす危険性も高い状況であり、適切な情報の把握ができる仕組みの構築が急務である。

各府省からの第 1 次回答

保育士登録の取消しに係る事務の運用については、現在、関係省庁等と詳細な内容を検討中であり、今後通知等により、各自治体にお示しすることを考えている。